

内閣府



番号	制度名
内閣府	
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 (オフィス減税、雇用促進税制)
内閣02	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長
内閣03	国家戦略特区における所得控除制度の延長
内閣04	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長
内閣05	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等 (特別償却又は法人税額の特別控除、認定法人の課税の特例)
内閣06	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等
内閣07	特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長
内閣08	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
内閣09	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等 (法人税額の特別控除、認定法人の課税の特例)
内閣10	沖縄の産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）における課税の特例措置の延長等
内閣11	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等 (特別償却又は法人税額の特別控除、認定法人の課税の特例)
内閣12	民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長

## &lt;令和4年度税制改正要望関係&gt;租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣01-1）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 (地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) (オフィス減税)					
措置内容	令和元年度時点	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法の認定を受けた法人が、認定後2年経過日までに、地方活力向上地域等内において、特定建物等の取得等をした場合には、取得価額の①15%（移転型計画の場合には25%）の特別償却又は②4%（移転型計画の場合には7%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出すること。					
評価対象税目		義務対象		努力義務対象			
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第42条の11の3、第68条の15					
要望内容		企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るために、地方拠点強化税制の適用期限を延長（2年間）するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等の拡充を行う。					
創設年度		H27	過去の政策評価の実績	H27内閣04、H28内閣02、H29内閣01、H30内閣01-1、R1内閣01-1		区分	拡充・延長

## 【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23								
H24								
H25								
H26								
H27	2	300,897	-	37,651	2	79,363	-	0
H28	4	137,268	-	16,351	16	1,550,067	99.3%	1,379
H29	7	280,514	-	29,899	24	1,466,314	90.1%	4,599
H30	5	197,049	-	23,391	19	680,278	93.8%	2,209
R1	13	517,799	99.3%	57,481	27	895,747	91.3%	3,492

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長（オフィス減税）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設	■拡充	■延長

### (1) 達成目標

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ② 所期の達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する）から新たな達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえ、分析対象期間における年限を前提とした目標値を想定し、その達成率を記載しました。  
② 前回までの目標値を変更した経緯を記載しました。

#### 【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (2) 過去の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されていない。  
② 過去の適用数（令和2年度）について、「認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえ、平成27～29年度についても年度ごとの数値を記載しました。  
② 別紙1において、算定根拠を説明しております。

#### 【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (3) 将來の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（令和4年度及び5年度）が年度ごとに予測されていない。  
② 将來の適用数（令和3年度）について、「認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて

いない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 令和4・5年度についても数値を記載いたしましたので、ご確認ください。なお本文中にも記載したとおり、本税制については令和4年度税制改正要望において制度の延長に加え拡充を要望しているところ、拡充については現時点で財務当局との折衝中にあり見通しを示すことが困難であることから、制度の延長のみを想定して、数値を挙げております。  
② 別紙1において、算定根拠を説明しております。

#### 【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (4) 過去の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されていない。  
② 過去の減収額について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
③ 過去の減収額（平成27年度から令和元年度までの法人税）について、「平成27～令和元年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」（中略）をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
④ 過去の減収額（令和2年度）について、「令和2年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえ、平成27～29年度についても年度ごとの数値を記載しました。  
② 別紙1において、算定根拠を説明しております。  
③ 別紙1において、算定根拠を説明しております。  
④ 別紙1において、算定根拠を説明しております。

#### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。  
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額が特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていないため、この点を課題とする。  
③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (5) 将來の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（令和4年度及び5年度）が年度ごとに予測されていない。  
② 将來の減収額について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
③ 将來の減収額（令和3年度）について、「令和2年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 令和4・5年度についても数値を記載いたしましたので、ご確認ください。なお本文中にも記載したとおり、本税制については令和4年度税制改正要望において制度の延長に加え拡充を要望しているところ、拡充については現時点で財務当局との折衝中にあり見通しを示すことが困難であることから、制度の延長のみを想定して、数値を挙げております。

<p>す。</p> <p>② 別紙1において、算定根拠を説明しております。</p> <p>③ 別紙1において、算定根拠を説明しております。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額が特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (6) 過去の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 所期の達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促すことで、地方における雇用を創出する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>① ご指摘を踏まえ、過去の目標値に対する効果に加え、（繰り返しになりますが）目標値見直しの経緯を記載しました。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合91.3%（令和元年度の税額控除）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

## (7) 将來の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）に対する将来的効果について、「達成目標に掲げた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」は、企業が本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前にその認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の実現は本税制あってのものであり、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」において確実に雇用創出数を増やしていることは、本税制の直接的な効果であると言える」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）に対する将来的効果について、予測される将来的適用数7件（令和3年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p>
<p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>① ご指摘を踏まえ、将来的な目標値の達成見込みを定量的に記載しました（目標達成のために最低限必要な雇用創出数（年度平均で3,000人）を直近ではクリアしているという想定です）。</p> <p>② ご指摘を踏まえ、税制の適用実績・見込み件数が少なくても、本税制が目標達成に有効な手段であることを記載しました。（なお、税制の活用実績が少ない要因については、元案でも効果の最終段落「適用件数・適用額に関する留意事項」において分析・説明しています。）</p>

<p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

## (8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとすることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。</p>
<p><b>【内閣府の補足説明】</b></p> <p>① 本税制の政策目的や対象を踏まえても、税制優遇措置が最も適切かつ効果的であるという説明を追記しました。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(4)、(5)及び(6)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

## 別紙1

地方拠点強化税制（うち、オフィス減税）の算定根拠について

## 1. 適用数

○平成 27 年度～令和元年度（実績）

- ✓ 財務省が例年、国会報告を行っている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の記載から、特別償却・税額控除についてそれぞれ抜粋。（数値は事前評価書に記載のとおり）

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/reference/stm\\_report/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm)

○令和 2 年度・令和 3 年度（見込み）

- ✓ 地方拠点強化税制に係る整備計画の認定を受けた事業者に対して、内閣府が実施した実績調査の回答結果を踏まえ、令和 2・3 年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数=適用見込み数（仮）を算出。その結果は以下のとおり。

<令和 2 年度>

特別償却 7 件、税額控除 22 件

<令和 3 年度>

特別償却 5 件、税額控除 16 件

- ✓ 計画認定を受けた全事業者 488 件（試算当時）のうち、実績調査に回答のあった事業者は 330 件であったことから、上記の令和 2・3 年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数=適用見込み数（仮）に対して、488/330 を乗じ、全事業者ベースに割り戻して、最終的な適用見込み数を試算した。

<令和 2 年度>

特別償却 7 件 × 488/330 = 10 件、

税額控除 22 件 × 488/330 = 32 件、合計 10+32 = 42 件

<令和 3 年度>

特別償却 5 件 × 488/330 = 7 件、

税額控除 16 件 × 488/330 = 23 件、合計 7+23 = 30 件

○令和 4 年度・令和 5 年度（見込み）

- ✓ 令和元年度～令和 3 年度までの適用数（見込みを含む）を平均して、試算。令和 4・5 年度とも同数と設定。

<令和 4 年度>

特別償却 (13 件 (R1) + 10 件 (R2) + 7 件 (R3)) / 3 = 10 件

税額控除 (27 件 (R1) + 32 件 (R2) + 23 件 (R3)) / 3 = 27 件

合計 10 件 + 27 件 = 37 件

<令和 5 年度>

特別償却 (13 件 (R1) + 10 件 (R2) + 7 件 (R3)) / 3 = 10 件

税額控除 (27 件 (R1) + 32 件 (R2) + 23 件 (R3)) / 3 = 27 件

合計 10 件 + 27 件 = 37 件

※ 令和 4 年度税制改正要望において、本税制は適用期限の 2 年間延長と制度の拡充等を要望しているが、拡充等については現時点で見通しがつけることができないため、制度の単純延長のみを前提として、数値を暫定的に試算している。以下、全て同様。

## 2. 適用額

○平成 27 年度～令和元年度（実績）

- ✓ 財務省が例年、国会報告を行っている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の記載から、特別償却・税額控除についてそれぞれ抜粋。（数値は事前評価書に記載のとおり）

○令和 2 年度・令和 3 年度（見込み）

- ✓ 地方拠点強化税制に係る整備計画の認定を受けた事業者に対して、内閣府が実施した実績調査の回答結果を踏まえ、令和 2・3 年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数=適用見込み数（仮）を算出。その結果は以下の表 1 のとおり。

- ✓ 同様の実績調査の回答結果を踏まえ、令和 2・3 年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）適用見込み額（仮）の平均値を建物・構築物それぞれについて算出。その結果は以下の表 2 のとおり。

※ なお、移転型については、適用見込み数が少なく適用見込み額の平均値の計算を適切に実施しにくいため、拡充型の適用見込み額（平均）をもとに、特別償却率（移転型：25%、拡充型：15%）、税額控除率（移転型：7%、拡充型：4%）を踏まえて、前者は 25/15、後者は 7/4 を 拡充型の平均額に乘じて、移転型の適用見込み額（平均）を算出している。

- ✓ 上記の適用見込み数（仮）と適用見込み額（仮）の平均値を乗じて、適用見込み額（仮）全体額を算出。その結果は以下の表 3 のとおり。

- ✓ 計画認定を受けた全事業者 488 件（試算当時）のうち、実績調査に回答のあった事業者は 330 件であったことから、上記の適用見込み額（仮）

の全体額に対して、488／330 を乗じ、全事業者ベースに割り戻して、最終的な適用見込み額を試算した。その結果は以下の表4のとおり。

- ※ なお、小数点以下の数値を含めたもとの計算式と、資料への記載の関係上、表中の足し算があわない箇所があることに留意。
- ※ また、政策評価書に記載した数字と単位が一部異なることに留意。

&lt; (表1) 適用見込み数 (仮) &gt;

		令和2年度			令和3年度		
		特別 償却	税額 控除	合計	特別 償却	税額 控除	合計
建物	移転型	0	3	3	0	1	1
	拡充型	7	19	26	5	15	20
構築物	移転型	0	1	1	0	1	1
	拡充型	4	9	13	4	8	12

&lt; (表2) 適用見込み額 (仮) (平均、万円単位) &gt;

		令和2年度			令和3年度		
		特別 償却	税額 控除	合計	特別 償却	税額 控除	合計
建物	移転型	4,041.1	3,940.8	-	5,587.5	5,694.5	-
	拡充型	2,424.7	2,251.9	-	3,352.5	3,254.0	-
構築物	移転型	369.6	330.3	-	1,214.2	322.5	-
	拡充型	221.8	188.8	-	728.5	184.3	-

※ 移転型の数値は、拡充型の数値に、特別償却の場合は $25/15$ 、税額控除の場合は $7/4$ を乗じて、それぞれ算出。

&lt;令和2年度&gt;

建物 (移転型・特別償却) :  $2,424.7 \times 25/15 = 4,041.1$  万円

建物 (移転型・税額控除) :  $2,251.9 \times 7/4 = 3,940.8$  万円

構築物 (移転型・特別償却) :  $221.8 \times 25/15 = 369.6$  万円

構築物 (移転型・税額控除) :  $188.8 \times 7/4 = 330.3$  万円

&lt;令和3年度&gt;

建物 (移転型・特別償却) :  $3,352.5 \times 25/15 = 5,587.5$  万円

建物 (移転型・税額控除) :  $3,254.0 \times 7/4 = 5,694.5$  万円

構築物 (移転型・特別償却) :  $728.5 \times 25/15 = 1,214.2$  万円

構築物 (移転型・税額控除) :  $184.3 \times 7/4 = 322.5$  万円

&lt; (表3) 適用見込み額 (仮) (全体額、万円単位) &gt;

		令和2年度			令和3年度		
		特別 償却	税額 控除	合計	特別 償却	税額 控除	合計
建物	移転型	0	11,823	11,823	0	5,695	5,695
	拡充型	16,973	42,787	59,760	16,763	48,810	65,573
構築物	移転型	0	330	330	0	323	323
	拡充型	887	1,699	2,586	2,914	1,475	4,389

※ 表1の適用見込み数に、表2の適用見込み額 (仮) (平均) を乗じてそれぞれ算出。

&lt;令和2年度&gt;

建物 (移転型・特別償却) :  $4,041.1 \times 0 = 0$  万円

建物 (拡充型・特別償却) :  $2,424.7 \times 7 = 16,973$  万円

建物 (移転型・税額控除) :  $3,940.8 \times 3 = 11,823$  万円

建物 (拡充型・税額控除) :  $2,251.9 \times 19 = 42,787$  万円

構築物 (移転型・特別償却) :  $369.6 \times 0 = 0$  万円

構築物 (拡充型・特別償却) :  $221.8 \times 4 = 887$  万円

構築物 (移転型・税額控除) :  $330.3 \times 1 = 330$  万円

構築物 (拡充型・税額控除) :  $188.8 \times 9 = 1,699$  万円

&lt;令和3年度&gt;

建物 (移転型・特別償却) :  $5,587.5 \times 0 = 0$  万円

建物 (拡充型・特別償却) :  $3,352.5 \times 5 = 16,763$  万円

建物 (移転型・税額控除) :  $5,694.5 \times 1 = 5,695$  万円

建物 (拡充型・税額控除) :  $3,254.0 \times 15 = 48,810$  万円

構築物 (移転型・特別償却) :  $1,214.2 \times 0 = 0$  万円

構築物 (拡充型・特別償却) :  $728.5 \times 4 = 2,914$  万円

構築物 (移転型・税額控除) :  $322.5 \times 1 = 323$  万円

構築物 (拡充型・税額控除) :  $184.3 \times 8 = 1,475$  万円

&lt; (表4) 適用見込み額 (全体額、万円単位) &gt;

		令和2年度			令和3年度		
		特別 償却	税額 控除	合計	特別 償却	税額 控除	合計
建物	移転型	0	17,484	17,484	0	8,422	8,422
	拡充型	25,099	63,273	88,372	24,789	72,180	96,969
構築物	移転型	0	488	488	0	478	478
	拡充型	1,312	2,512	3,824	4,309	2,181	6,490
合計		<b>26,412</b>	<b>83,756</b>	<b>110,168</b>	<b>29,097</b>	<b>83,258</b>	<b>112,355</b>

※ 表3の適用見込み数額(仮)に、488/330を乗じてそれぞれ算出。

※ 事前評価書においては、千円単位で表記していることに留意。

※ 小数点以下の数値を含めた計算過程と、資料への記載上の関係から、足し算があわない場合がある。

&lt;令和2年度&gt;

建物(移転型・特別償却) :  $0 \times 488 / 330 = 0$  万円建物(拡充型・特別償却) :  $16,973 \times 488 / 330 = 25,099$  万円建物(移転型・税額控除) :  $11,823 \times 488 / 330 = 17,484$  万円建物(拡充型・税額控除) :  $42,787 \times 488 / 330 = 63,273$  万円構築物(移転型・特別償却) :  $0 \times 488 / 330 = 0$  万円構築物(拡充型・特別償却) :  $887 \times 488 / 330 = 1,312$  万円構築物(移転型・税額控除) :  $330 \times 488 / 330 = 488$  万円構築物(拡充型・税額控除) :  $1,699 \times 488 / 330 = 2,512$  万円合計(特別償却) :  $0 + 25,099 + 0 + 1,312 = \underline{\underline{26,412}}$  万円合計(税額控除) :  $17,484 + 63,273 + 488 + 2,512 = \underline{\underline{83,756}}$  万円合計(適用額) :  $26,412 + 83,756 = \underline{\underline{110,168}}$  万円

&lt;令和3年度&gt;

建物(移転型・特別償却) :  $0 \times 488 / 330 = 0$  万円建物(拡充型・特別償却) :  $16,763 \times 488 / 330 = 24,789$  万円建物(移転型・税額控除) :  $5,695 \times 488 / 330 = 8,422$  万円建物(拡充型・税額控除) :  $48,810 \times 488 / 330 = 72,180$  万円構築物(移転型・特別償却) :  $0 \times 488 / 330 = 0$  万円構築物(拡充型・特別償却) :  $2,914 \times 488 / 330 = 4,309$  万円構築物(移転型・税額控除) :  $323 \times 488 / 330 = 478$  万円構築物(拡充型・税額控除) :  $1,475 \times 488 / 330 = 2,181$  万円合計(特別償却) :  $0 + 24,789 + 0 + 4,309 = \underline{\underline{29,097}}$  万円合計(税額控除) :  $8,422 + 72,180 + 478 + 2,181 = \underline{\underline{83,258}}$  万円合計(適用額) :  $29,097 + 83,258 = \underline{\underline{112,355}}$  万円

○令和4年度・令和5年度(見込み)

- ✓ 令和元年度～令和3年度までの適用額(見込みを含む)を平均して、試算。令和4・5年度とも同数と設定。

&lt;令和4年度&gt;

特別償却(517,799千円(R1) + 264,120千円(R2) + 290,970千円(R3)) / 3 = 357,630千円、税額控除(895,747千円(R1) + 837,560千円(R2) + 832,580千円(R3)) / 3 = 855,296千円、合計357,630千円 + 855,296千円 = 1,212,926千円

&lt;令和5年度&gt;

特別償却(517,799千円(R1) + 264,120千円(R2) + 290,970千円(R3)) / 3 = 357,630千円、税額控除(895,747千円(R1) + 837,560千円(R2) + 832,580千円(R3)) / 3 = 855,296千円、合計357,630千円 + 855,296千円 = 1,212,926千円

## 3. 減収額(国税)

○平成27年度～令和元年度(実績)

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率(23.2%と設定)を乗じ、税額控除の適用額は(既に法人税額が考慮されているため)そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

&lt;平成27年度&gt;

300,897 × 23.2% + 79,363 = 149,171千円

&lt;平成28年度&gt;

137,268 × 23.2% + 1,550,067 = 1,581,913千円

&lt;平成29年度&gt;

280,514 × 23.2% + 1,466,314 = 1,531,393千円

&lt;平成30年度&gt;

$197,049 \times 23.2\% + 680,278 = 725,993$  千円

<平成 30 年度>

$517,799 \times 23.2\% + 895,747 = 1,015,876$  千円

○令和 2 年度・令和 3 年度（見込み）

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率（23.2%と設定）を乗じ、税額控除の適用額は（既に法人税額が考慮されているため）そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

<令和 2 年度>

$264,120 \times 23.2\% + 837,560 = 898,836$  千円

<令和 3 年度>

$290,970 \times 23.2\% + 832,580 = 900,085$  千円

○令和 4 年度・令和 5 年度（見込み）

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率（23.2%と設定）を乗じ、税額控除の適用額は（既に法人税額が考慮されているため）そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

<令和 4 年度>

$357,630 \times 23.2\% + 855,296 = 938,266$  千円

<令和 5 年度>

$357,630 \times 23.2\% + 855,296 = 938,266$  千円

4. 減収額（地方税）

○平成 27 年度～令和元年度（実績）

- ✓ 総務省が公表している各年度の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の記載から、法人事業税、法人住民税それぞれ抜粋。法人住民税については、道府県民税、市町村民税の合計値を記載。（数値は事前評価書に記載のとおり）

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zeimu02\\_02000276.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu02_02000276.html)

（※令和元年度公表版）

○令和 2 年度・令和 3 年度（見込み）

- ✓ 総務省が令和 4 年度税制改正要望にあわせて提示している「10 地方法人二税に係る減収額算定方法」を踏まえて、以下のとおり算出。
- ✓ 法人住民税については、3. で算出した各年度の国税（法人税）の減収額に、税率 7.0% を乗じて算出。

- ✓ 法人事業税については、以下の方法から、所得割・付加価値割の合計額を算出。

- ・ 所得割は、オフィス減税の適用額うち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、税率 3.4% を乗じた数値（所得割①）を計算。さらに、「特別法人事業税の減収額」として、先に計算した所得割①の額に税率 76.8% を乗じた数値を計算。最終的に、所得割①と「特別法人事業税の減収額」を合計して算出。

- ・ 付加価値割は、オフィス減税の適用額のうち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、税率 0.7% を乗じて算出。

<令和 2 年度>

法人住民税 :  $898,836 \times 7.0\% = 62,919$  千円

法人事業税 :  $15,877 + 1,849 = 17,726$  千円

所得割 :  $8,980 + 6,897 = 15,877$  千円

所得割① :  $264,120 \times 3.4\% = 8,980$  千円

特別法人事業税の減収額 :  $8,980 \times 76.8\% = 6,897$  千円

付加価値割 :  $264,120 \times 0.7\% = 1,849$  千円

合計（地方税）:  $62,919 + 17,726 = 80,644$  千円

<令和 3 年度>

法人住民税 :  $900,085 \times 7.0\% = 63,006$  千円

法人事業税 :  $17,491 + 2,037 = 19,528$  千円

所得割 :  $9,893 + 7,598 = 17,491$  千円

所得割① :  $290,970 \times 3.4\% = 9,893$  千円

特別法人事業税の減収額 :  $9,893 \times 76.8\% = 7,598$  千円

付加価値割 :  $290,970 \times 0.7\% = 2,037$  千円

合計（地方税）:  $63,006 + 19,528 = 82,534$  千円

○令和 4 年度・令和 5 年度（見込み）

- ✓ 総務省が令和 4 年度税制改正要望にあわせて提示している「10 地方法人二税に係る減収額算定方法」を踏まえて、以下のとおり算出。
- ✓ 法人住民税については、3. で算出した各年度の国税（法人税）の減収額に、税率 7.0% を乗じて算出。
- ✓ 法人事業税については、以下の方法から、所得割・付加価値割の合計額を算出。

- 所得割は、オフィス減税の適用額うち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、税率3.4%を乗じた数値（所得割①）を計算。さらに、「特別法人事業税の減収額」として、先に計算した所得割①の額に税率76.8%を乗じた数値を計算。最終的に、所得割①と「特別法人事業税の減収額」を合計して算出。
- 付加価値割は、オフィス減税の適用額のうち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、税率0.7%を乗じて算出。

<令和4年度>

法人住民税 :  $938,266 \times 7.0\% = \underline{65,679}$  千円

法人事業税 :  $21,497 + 2,503 = \underline{24,000}$  千円

所得割 :  $12,159 + 9,338 = 21,497$  千円

所得割① :  $357,630 \times 3.4\% = 12,159$  千円

特別法人事業税の減収額 :  $12,159 \times 76.8\% = 9,338$  千円

付加価値割 :  $357,630 \times 0.7\% = 2,503$  千円

合計（地方税）:  $65,679 + 24,000 = \underline{89,679}$  千円

<令和5年度>

法人住民税 :  $938,266 \times 7.0\% = \underline{65,679}$  千円

法人事業税 :  $21,497 + 2,503 = \underline{24,000}$  千円

所得割 :  $12,159 + 9,338 = 21,497$  千円

所得割① :  $357,630 \times 3.4\% = 12,159$  千円

特別法人事業税の減収額 :  $12,159 \times 76.8\% = 9,338$  千円

付加価値割 :  $357,630 \times 0.7\% = 2,503$  千円

合計 :  $65,679 + 24,000 = \underline{89,679}$  千円

以上

## ＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣01-2）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 (特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) (雇用促進税制)						
措置内容		<p>(1) 地域再生法の認定事業者が各適用年度において、①の要件を満たす場合には、②の金額の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。</p> <p>① 次の全ての要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 適用年度等において事業主都合による離職者がいないこと</li> <li>ロ 特定新規雇用者等数が2人以上であること</li> <li>ハ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること</li> <li>ニ 雇用保険法の適用事業を行い、風俗営業等を行っていないこと</li> </ul> <p>② 次の金額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 30万円（基準雇用者割合が8%以上（移転型計画は5%以上）である場合には60万円）に、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数を上限）のうち特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額</li> <li>ロ 20万円（基準雇用者割合が8%以上（移転型計画は5%以上）である場合には50万円）に、次の(1)及び(2)の合計数を乗じて計算した金額 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新規雇用者総数（地方事業所基準雇用者数を上限）から特定新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の40%に達するまでの数</li> <li>(2) 地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数</li> </ul> <p>ただし、地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用を受ける事業年度については、適用できない。</p> </li> <li>(2) 上記(1)の措置の適用を受ける又は受けた認定事業者（要件適格法人等を含む。）が、その適用を受ける事業年度以後の各適用年度において、上記(1)イ及びニの要件を満たしている場合には、30万円（特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には20万円）に地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除（上記(1)及び地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の20%を限度）ができる。</li> </ul>						
令和2年度税制改正以後		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記(1)の措置について、上記(1)①ハの要件を除外とともに、税額控除限度額の計算方法を見直した。</li> <li>・上記(2)の措置について、地方事業所特別税額控除限度額の引き上げ</li> </ul>						
令和3年度税制改正以後		従前どおり						
政策目的		企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出すること。						
評価対象税目		義務対象		努力義務対象				
		法人税	法人住民税					
関係条項		租税特別措置法第42条の12、第68条の15の2						
要望内容		企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るために、地方拠点強化税制の適用期限を延長（2年間）するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等の拡充を行う。						
創設年度		H27	過去の政策評価の実績	H27内閣04、H28内閣02、H29内閣01、H30内閣01-2、R1内閣01-2	区分	拡充・延長		

## 【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23				
H24				
H25				
H26				
H27	7	3,778	-	内訳不明
H28	5	4,891	-	内訳不明
H29	11	49,090	内訳不明	内訳不明
H30	11	23,717	内訳不明	内訳不明
R1	8	51,396	-	1,935

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長（雇用促進税制）		
税目	法人税、法人住民税		
区分	□新設	■拡充	■延長

### (1) 達成目標

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ② 所期の達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する）から新たな達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえ、分析対象期間における年限を前提とした目標値を想定し、その達成率を記載しました。  
② 前回までの目標値を変更した経緯を記載しました。

#### 【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (2) 過去の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されていない。  
② 過去の適用数（令和2年度）について、「認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえ、平成27～29年度についても年度ごとの数値を記載しました。  
② 別紙2において、算定根拠を説明しております。

#### 【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (3) 将来の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（令和4年度及び5年度）が年度ごとに予測されていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。  
② 将來の適用数（令和3年度）について、「認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

の出典）が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 令和4・5年度についても数値を記載いたしましたので、ご確認ください。なお本文中にも記載したとおり、本税制については令和4年度税制改正要望において制度の延長に加え拡充を要望しているところ、拡充については現時点では財務当局との折衝中にあり見通しを示すことが困難であることから、制度の延長のみを想定して、数値を挙げております。  
② 別紙2において、算定根拠を説明しております。

#### 【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (4) 過去の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されていない。  
② 過去の減収額（平成27年度から令和2年度までの法人住民税）について、「地方税は、いざれの年度についても「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
③ 過去の減収額（令和2年度の法人税）について、「令和2年度以降は、国税は「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数（厚生労働省）」をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ④ 過去の減収額（平成27年度から令和元年度までの法人住民税）について、地方税法に基づき把握される影響額と異なる減収額が記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえ、平成27～29年度についても年度ごとの数値を記載しました。  
② 別紙2において、算定根拠を説明しております。  
③ 別紙2において、算定根拠を説明しております。  
④ 別紙2において、算定根拠を説明しております。

#### 【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。  
④ 別紙2における説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

### (5) 将來の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（令和4年度及び5年度）が年度ごとに予測されていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。  
② 将來の減収額（令和3年度の法人税）について、「令和2年度以降は、国税は「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数（厚生労働省）」をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。  
③ 将來の減収額（令和3年度の法人住民税）について、「地方税は、いざれの年度についても「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）に基づいて試算」と説明

されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
<b>【内閣府の補足説明】</b>
① 令和4・5年度についても数値を記載いたしましたので、ご確認ください。なお本文中にも記載したとおり、本税制については令和4年度税制改正要望において制度の延長に加え拡充を要望しているところ、拡充については現時点で財務当局との折衝中であり見通しを示すことが困難であることから、制度の延長のみを想定して、数値を挙げております。
② 別紙2において、算定根拠を説明しております。 ③ 別紙2において、算定根拠を説明しております。

**【点検結果】**

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

**(6) 過去の効果**

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b>
① 所期の達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
<b>【内閣府の補足説明】</b>
① ご指摘を踏まえ、過去の目標値に対する効果に加え、（繰り返しになりますが）目標値見直しの経緯を記載しました。

**【点検結果】**

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

**(7) 将來の効果**

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b>
① 達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）に対する将来の効果について、「達成目標に掲げた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」は、企業が本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前にその認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の実現は本税制あってのものであり、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」において確実に雇用創出数を増やしていることは、本税制の直接的な効果であると言える」と説明されているが、定量的に予測されていない。
② 達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数5件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
<b>【内閣府の補足説明】</b>
① ご指摘を踏まえ、将来的な目標値の達成見込みを定量的に記載しました（目標達成のために最低限必要な雇用創出数（年度平均で3,000人）を直近ではクリアしているという想定です）。
② ご指摘を踏まえ、税制の適用実績・見込み件数が少なくても、本税制が目標達成に有効な手段であることを記載しました。（なお、税制の活用実績が少ない要因については、元案でも効果の最終段落「適用件数・適用額に関する留意事項」において分析・説明しています。）
<b>【点検結果】</b>
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

**(8) 他の政策手段**

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b>
① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。
<b>【内閣府の補足説明】</b>
① 本税制の政策目的や対象を踏まえても、税制優遇措置が最も適切かつ効果的であるという説明を追記しました。

**【点検結果】**

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(4)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

## 雇用促進税制（地方拠点強化税制）に係る推計

## 【国税 令和2年度及び令和3年度の推計】

## 1. 雇用促進税制について

地方拠点強化税制における雇用促進税制（地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置関係）

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、税額控除を行う（平成27年度創設、平成30年度、令和2年度改正）。

## 2. 令和3年度以前の雇用促進税制の適用件数、適用人数等について

- 平成30年度から令和2年度におけるハローワークにおいて受理した雇用促進計画及びその達成状況報告（令和3年7月末時点）及び租税特別措置の適用実態調査（国税）から把握できる適用件数等（実績値）は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
雇用促進 計画受付 件数	① 計画受付件数（件）	60	50	49
	(i) 拡充型	56	45	40
	(ii) 移転型	4	5	9
	② 達成状況報告受付件数（件）	32	29	—
	(i) 拡充型	29	26	—
	(ii) 移転型	3	3	—
(国税)	③ 適用件数（件）	9	7	—
適用実態 調査	④ 適用減収総額（千円）	23,717	51,396	—

出典：「雇用促進計画受付・達成状況報告」（厚生労働省職業安定局）  
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

## &lt;(1) 公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について&gt;

## 令和3年度

- ・令和3年7月末までの4ヶ月間に提出があった雇用促進計画は、移転型2件、拡充型8件の合計10件であることから、令和3年度においては、移転型 $2 \times 12/4 = 6$ 件、拡充型 $8 \times 12/4 = 24$ 件の合計30件。
- ・なお、準地方活力向上地域への移転を盛り込んだ整備計画の認定件数等を踏まえ、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の提出件数は1件としている。

## &lt;(1) 雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について&gt;

## 令和2年度

- ・令和3年7月末までの4ヶ月間にハローワークで確認を受けた雇用促進計画の達成状況は、移転型3件、拡充型12件の合計15件であることから、令和2年度においては、移転型 $3 \times 12/4 = 9$ 件、拡充型 $12 \times 12/4 = 36$ 件の合計45件。
- ・なお、準地方活力向上地域への移転を盛り込んだ整備計画の認定件数等を踏まえ、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の達成状況は1件としている。

## 令和3年度

- ・ハローワークに提出された雇用促進計画の件数に対する達成状況の割合は、平成30年度53.3%（=32/60）、令和元年度58.0%（=29/50）、令和2年度推計91.8%（=45/49）であることから、令和3年度においては、この3年間の平均値67.7%になると仮定し、移転型 $6 \times 67.7\% = 4$ 件、拡充型 $24 \times 67.7\% = 16$ 件の合計20件。
- ・なお、準地方活力向上地域への移転を盛り込んだ整備計画の認定件数等を踏まえ、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の達成状況は1件としている。

## &lt;(2) 「税額控除実施法人数」について&gt;

## 令和2年度

- ・雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数③の割合は平成30年度28.1%（=9/32）、令和元年度24.1%（=7/29）であることから、令和2年度においては、この2年間の平均値26.1%になると仮定し、移転型 $9 \times 26.1\% = 2$ 件、拡充型 $36 \times 26.1\% = 9$ 件の合計11件。

## 令和3年度

- ・令和3年度においても、実際に税額控除の適用を受ける件数が、雇用促進計画達成状況報告件数の26.1%になると仮定し、移転型 $4 \times 26.1\% = 1$ 件、拡充型 $16 \times 26.1\% = 4$ 件の合計5件。

## &lt;(2) 「新規雇用者総数 ①」について&gt;

## 平成30年度

- ・税額控除実施法人は移転型2件、拡充型7件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が1:9とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業2件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業6件となる。
- ・それぞれの件数にアンケート調査（※）で得られた1法人当たりの新規雇用者数を乗じて算出すると以下の通りとなる。

- 移転型・大企業 $0 \times 7.2 = 0$ 人
- 移転型・中小企業 $2 \times 2.7 = 5$ 人
- 拡充型・大企業 $1 \times 18.6 = 19$ 人
- 拡充型・中小企業 $6 \times 7.2 = 43$ 人

合計 67人

（※）平成29年度において内閣府地方創生事務局が実施。

令和元年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 6 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 1:9 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 5 件となる。
- ・上記の平成 30 年度と同様の計算により、合計 58 人となる。

令和 2 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 2 件、拡充型 9 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 1:9 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 2 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 8 件となる。
- ・上記の平成 30 年度と同様の計算により、合計 82 人となる。

令和 3 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 4 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 1:9 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 3 件となる。
- ・上記の平成 30 年度と同様の計算により、合計 44 人となる。

<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>

平成 30 年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。(合計 43 人)

令和元年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。(合計 37 人)

令和 2 年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。(合計 52 人)

令和 3 年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。(合計 28 人)

<(2)「うち基準雇用者割合 $\geq$  8 %の法人に係る数 ③」について>

平成 30 年度

- ・<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>で得られた特定新規雇用者基礎数（移転型・拡充型・大企業・中小企業の別）それについて、基準雇用者割合 $\geq$  8 %となる法人の特定新規雇用者基礎数の割合（アンケート結果）を乗じて算出。(合計 26 人)

令和元年度

- ・平成 30 年度と同様の方法により算出。(合計 21 人)

<(2)「うち 5 % $\leq$  基準雇用者割合 $<$  8 %の法人に係る数 ④」について>

平成 30 年度

- ・<(2)「うち基準雇用者割合 $\geq$  8 %の法人に係る数 ③」について>と同様に算出。(合計 5 人)

令和元年度

- ・平成 30 年度と同様の方法により算出。(合計 5 人)

<(2)「うち基準雇用者割合 $<$  5 %の法人に係る数 ⑤」について>

平成 30 年度

- ・特定新規雇用者基礎数(43 人)から、上記で求めた 26 人、5 人を控除すると12 人。

令和元年度

- ・平成 30 年度と同様の方法により算出。(合計 11 人)

<(2)「対象移転型特定新規雇用者数 ⑥」について>

平成 30 年度

- ・<(2)「うち 5 % $\leq$  基準雇用者割合 $\leq$  8 %の法人に係る数 ④」について>で算出した 5 人のうち、移転型に係る人数1 人。

令和元年度

- ・<(2)「うち 5 % $\leq$  基準雇用者割合 $\leq$  8 %の法人に係る数 ④」について>で算出した 5 人のうち、移転型に係る人数1 人。

令和 2 年度

- ・<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>のうち、移転型に係る人数3 人。

令和 3 年度

- ・<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>のうち、移転型に係る人数2 人

## &lt;(2)「対象非特定新規雇用者数 ⑦」について&gt;

平成 30 年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。(合計 17 人)

令和元年度

- ・平成 30 年度と同様の方法による。(合計 14 人)

## &lt;(2)「非新規基準雇用者数 ⑧」について&gt;

平成 30 年度

- ・<(2)「対象非特定新規雇用者数 ⑦」について>と同様の方法による。(合計 57 人)

令和元年度

- ・平成 30 年度と同様の方法による。(合計 51 人)

令和 2 年度

- ・平成 30 年度と同様の方法による。(合計 62 人)

令和 3 年度

- ・平成 30 年度と同様の方法による。(合計 46 人)

## &lt;(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計 ⑨」について&gt;

- ⑦と⑧を合計して推計。

平成 30 年度

$$17 \text{ 人} + 57 \text{ 人} = 74 \text{ 人}$$

令和元年度

$$14 \text{ 人} + 51 \text{ 人} = 65 \text{ 人}$$

## &lt;(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合 ≥ 8 % の法人に係る数 ⑩」について&gt;

平成 30 年度

- ・<(2)「うち基準雇用者割合 ≥ 8 % の法人に係る数 ③」について>に倣って、移転型・拡充型・大企業・中小企業のそれぞれについて、対象非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数の合計に、基準雇用者割合 ≥ 8 % となる法人の対象非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数の合計の割合（アンケート結果）を乗じて算出。(合計 41 人)

令和元年度

- ・平成 30 年度と同様の方法により算出。(合計 33 人)

## &lt;(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち 5 % ≤ 基準雇用者割合 &lt; 8 % の法人に係る数 ⑪」について&gt;

平成 30 年度

- ・<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合 ≥ 8 % の法人に係る数 ⑩」について>と同様に算出。(合計 10 人)

令和元年度

- ・平成 30 年度と同様に算出。(合計 9 人)

## &lt;(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合 &lt; 5 % の法人に係る数 ⑫」について&gt;

○合計となる⑨から⑩及び⑪を控除。

平成 30 年度

$$\cdot 74 \text{ 人 (9)} - 41 \text{ 人 (10)} - 10 \text{ 人 (11)} = 23 \text{ 人}$$

令和元年度

$$\cdot 65 \text{ 人 (9)} - 33 \text{ 人 (10)} - 9 \text{ 人 (11)} = 23 \text{ 人}$$

## &lt;(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 ⑯」について&gt;

令和 2 年度

$$\begin{aligned} \cdot ⑯ &= ② \times 30 \text{ 万円} + ⑥ \times 20 \text{ 万円} + (⑧ + ⑭) \times 20 \text{ 万円} \\ &= 52 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} + 3 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} + (62 \text{ 人} + 0 \text{ 人}) \times 20 \text{ 万円} = 28.6 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

令和 3 年度

$$\begin{aligned} \cdot ⑯ &= ② \times 30 \text{ 万円} + ⑥ \times 20 \text{ 万円} + (⑧ + ⑭) \times 20 \text{ 万円} \\ &= 28 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} + 2 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} + (46 \text{ 人} + 0 \text{ 人}) \times 20 \text{ 万円} = 18.0 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

## &lt;(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 ⑰～⑲」について&gt;

平成 30 年度

$$\begin{aligned} \cdot ⑰ &= ③ \times 60 \text{ 万円} + ⑩ \times 50 \text{ 万円} \\ &= 26 \text{ 人} \times 60 \text{ 万円} + 41 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} = 36.1 \text{ 万円} \\ \cdot ⑱, ⑲ &\text{も同様に、} ⑰ = 3.8 \text{ 百万円}, ⑲ = 8.2 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

## 令和元年度

- ・⑦=③×60万円+⑩×50万円  
=21人×60万円+33人×50万円 = 29.1百万円
- ・⑧、⑨も同様に、⑧=3.6百万円、⑨=7.9百万円

## &lt;(2)「地方事業所特別基準雇用者数 ⑩」について&gt;

## 平成30年度

- ・移転型は2件で、アンケート結果により1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数は26.3人であるため、2件×26.3人=53人
- ・移転型の上乗せは最大3年続くため、平成29年度の4件について、それぞれ半数の13.2人が平成30年度も適用を受けるとすると、4件×13.2人=53人
- ・53人と53人の合計106人

## 令和元年度

- ・移転型は1件で、アンケート結果により1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者は26.3人であるため、1件×26.3人=26人
- ・移転型の上乗せは最大3年続くため、平成29年度に上乗せの適用を受けた4件について、それぞれ半数の更に半数の6.6人が令和元年度も適用を受けるとすると、4件×6.6人=26人
- ・平成30年度に上乗せの適用を受けた2件について、それぞれの半数の13.2人が令和元年度も適用を受けるとすると2件×13.2人=26人。
- ・26人と26人と26人の合計78人

## 令和2年度

- ・移転型は2件と推計している。アンケート結果により1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数は26.3人であるため、2件×26.3人=53人
- ・移転型の上乗せは最大3年続くため、平成30年度に上乗せの適用を受けた2件について、それぞれ半数の更に半数の6.6人が令和2年度も適用を受けるとすると、2件×6.6人=13人。
- ・令和元年度に上乗せの適用を受けた1件について、それぞれの半数の13.2人が令和2年度も適用を受けるとすると1件×13.2人=13人。
- ・53人と13人と13人の合計79人

## 令和3年度

- ・移転型は1件と推計している。アンケート結果により1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数は26.3人であるため、1件×26.3人=26人
- ・移転型の上乗せは最大3年続くため、令和元年度に上乗せの適用を受けた1件について、それぞれ半数の更に半数の6.6人が令和3年度も適用を受けるとすると、1件×6.6人=7人。
- ・令和2年度に上乗せの適用を受けた2件について、それぞれの半数の13.2人が令和3年度も適用を受けるとすると2件×13.2人=26人。
- ・26人と7人と26人の合計59人

<(2)「うち地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る数 ⑪」について>  
<(2)「うち準地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る数 ⑫」について>

- ・準地方活力向上地域への移転に係る整備計画の認定件数等を踏まえ、⑫について、平成30年度0人、令和元年度10人、令和2年度10人、令和3年度10人と推計。
- ・上記を踏まえ、⑪について、⑩から⑫を控除して、平成30年度106人、令和元年度68人、令和2年度69人、令和3年度49人と推計。

## &lt;(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額（⑪×40万円+⑫×30万円） ⑬」について&gt;

## 令和2年度

$$69 \text{人} \times 40 \text{万円} + 10 \text{人} \times 30 \text{万円} = \underline{\text{30.6百万円}}$$

## 令和3年度

$$49 \text{人} \times 40 \text{万円} + 10 \text{人} \times 30 \text{万円} = \underline{\text{22.6百万円}}$$

## &lt;(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額（⑪×30万円+⑫×20万円） ⑭」について&gt;

## 平成30年度

$$106 \text{人} \times 30 \text{万円} + 0 \text{人} \times 20 \text{万円} = \underline{\text{31.8百万円}}$$

## 令和元年度

$$68 \text{人} \times 30 \text{万円} + 10 \text{人} \times 20 \text{万円} = \underline{\text{22.4百万円}}$$

## &lt;(2)「税額控除額」について&gt;

令和2年度 ⑯及び⑭の合計額。

$$28.6 + 30.6 = \underline{\text{59.2百万円}}$$

令和3年度 ⑯及び⑭の合計額。

$$18.0 + 22.6 = \underline{\text{40.6百万円}}$$

**【地方税 平成27年度～令和3年度の推計】**

「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づき、国税（法人税）（推計値含む）  
に一定の率を乗じて推計。

平成27年度 3.8百万円×0.129=0.5百万円

平成28年度 4.9百万円×0.129=0.6百万円

平成29年度 49.1百万円×0.129=6.3百万円

平成30年度 23.7百万円×0.129=3.1百万円

令和元年度 51.4百万円×0.07=3.6百万円

令和2年度 59.2百万円×0.07=4.1百万円

令和3年度 40.6百万円×0.07=2.8百万円

**【国税及び地方税 令和4年度及び令和5年度の推計】**

適用数、適用額、減収額のいずれも、それぞれの令和元年度から令和3年度までの実績（見込み）の3  
カ年平均により算出。

（以上）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1 政策評価の対象とした政策の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	
2 対象税目 ① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税1)	
② 上記以外の税目	(所得税:外)	
3 要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4 内容	<p>《現行制度の概要》 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。</p> <p>(1)特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度(オフィス減税) (2)整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)</p> <p>《要望の内容》 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るために、地方拠点強化税制の適用期限を延長(2年間)するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等の拡充を行う。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二 地方税法(昭和25年法律第226号)第二十三条第一項第四号、第七十二条の二十三第一項</p>	
5 担当部局	内閣府 地方創生推進事務局	
6 評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成27年10月2日(※)～令和6年3月31日 (※本税制関連の地域再生計画の初認定日)</p>	
7 創設年度及び改正経緯	<p>○平成27年度 ・創設 (1) オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設) (2) (地方拠点強化税制における) 雇用促進税制の創設 (地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)</p>	

		<p>○平成28年度 ・拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)</p> <p>○平成29年度 ・拡充(オフィス減税の減税率について、移転型事業は7%、拡充型事業は4%(平成27、28年度と同水準)に維持。雇用促進税制について、無期雇用かつフルタイムに対する控除額の上乗せ。等)</p> <p>○平成30年度 ・適用期間の延長(2年間) ・拡充(移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加。整備計画認定時の雇用者増加要件を10人(中小5人)から5人(中小2人)とする要件緩和。等)</p> <p>○令和2年度 ・適用期間の延長(2年間) ・拡充(雇用促進税制について、移転型事業の税額控除額を3年間で最大150万円から170万円に拡充、企業全体の給与総額の増加に関する要件を廃止。等)</p>
8 適用又は延長期間		令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年間)
9 必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。</p> <p>《政策目的の根拠》            ・地域再生法(平成17年法律第24号)第1条            「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」</p> <p>・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条            「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p> <p>・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略2020改訂版 (令和2年12月21日閣議決定)            「東京圏への一極集中に伴う諸課題について、民間企業と意識を共有しながら、民間企業の地方拠点の強化について、官民挙げて推進していく。その際、地方拠点強化税制について地方創生推進交付金との連携を含め活用を推進するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証、株式会社日本政策金融公庫による融資制度といった関係施策により、総合的に対応していく。」</p>

		<p>・まち・ひと・しごと創生基本方針 2021 (令和3年6月 18日閣議決定) 「過度な東京一極集中を是正し、地方での安定した良質な雇用の創出を地方において雇用を創出し、地方への新たなひとの流れを生み出す観点から、企業の地方移転を地方拠点強化税制などの関連施策により引き続き支援する。その際、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化を踏まえた検討を行い、企業の地方移転等の更なる推進を図る。」</p> <p>・経済・財政運営と改革の基本方針 2021 (令和3年6月 18日閣議決定) 「企業の本社機能の移転等に向け、地方拠点強化税制の活用促進を図る。」</p> <p>・成長戦略実行計画 (令和3年6月 18日閣議決定) 「地方創生に資するテレワークを更に推進していくため、サテライトオフィスの整備、利用を進めるとともに、進出企業による地域課題解決に向けた事業展開を後押しする。また、地方への人材派遣や移住、企業の本社機能の移転を後押しする。」</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進	
③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」においては、令和3年6月末現在で、18,735人の雇用を地方で創出することが見込まれており、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献している。</p> <p>目標値の年度ごとの達成率は、下記「有効性等」のうち「①適用数」に記載のとおり、多数の年度において100%以上の達成率を実現しており、順調に推移しているものと承知している。本制度の分析対象期間（令和6年3月31日まで）を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「10年間」の年限の9年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を「27,000人」とすることになると想定される。上記のとおり、令和3年6月末現在で、18,735人の雇用を地方で創出することが見込まれていることから、既に目標値（分析対象期間ベース）の69.4%を達成していることになる。</p> <p>なお、前回の政策評価時（令和元年度）においては、新たな目標値の</p>	

			設定・記載を予定していた第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定前であったため、目標値を暫定的に「企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する。」としていた。過去の目標値においては、目標値の対象範囲が曖昧・不明確であり、フォローアップ時に客観的かつ正確な効果分析が困難であるとの課題が見いだされたことから、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあわせて、目標値の対象範囲の定義を明確化すること等により、現在の「地域再生法に基づく認定を受けた『地方活力向上地域等特定業務施設整備計画』に記載された『特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数』（2015～2024年度累計）：3万人」に見直した経緯がある。										
10	① 有効性等	① 適用数	<整備計画の認定状況等>										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備計画数</td><td>77件</td><td>79件</td><td>71件</td><td>101件</td></tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	認定整備計画数	77件	79件	71件	101件
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度									
認定整備計画数	77件	79件	71件	101件									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>4,421人</th><th>3,214人</th><th>2,793人</th><th>3,497人</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備計画における雇用創出数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		4,421人	3,214人	2,793人	3,497人	認定整備計画における雇用創出数				
	4,421人	3,214人	2,793人	3,497人									
認定整備計画における雇用創出数													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>147.4%</th><th>107.1%</th><th>93.1%</th><th>116.6%</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値の達成率</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		147.4%	107.1%	93.1%	116.6%	目標値の達成率				
	147.4%	107.1%	93.1%	116.6%									
目標値の達成率													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>25件</th><th>47件</th><th>62件</th><th>60件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用促進計画受付件数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		25件	47件	62件	60件	雇用促進計画受付件数				
	25件	47件	62件	60件									
雇用促進計画受付件数													
			<令和元年度～3年度の実績>										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>累計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備計画数</td><td>76件</td><td>69件</td><td>15件</td><td>488件</td></tr> </tbody> </table>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	累計	認定整備計画数	76件	69件	15件	488件
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	累計									
認定整備計画数	76件	69件	15件	488件									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1,349人</th><th>3,118人</th><th>343人</th><th>18,735人</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備計画における雇用創出数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		1,349人	3,118人	343人	18,735人	認定整備計画における雇用創出数				
	1,349人	3,118人	343人	18,735人									
認定整備計画における雇用創出数													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>45.0%</th><th>103.9%</th><th>11.4%</th><th>62.5%</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値の達成率</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		45.0%	103.9%	11.4%	62.5%	目標値の達成率				
	45.0%	103.9%	11.4%	62.5%									
目標値の達成率													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>50件</th><th>49件</th><th>10件</th><th>303件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用促進計画受付件数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		50件	49件	10件	303件	雇用促進計画受付件数				
	50件	49件	10件	303件									
雇用促進計画受付件数													
			【出典等】令和3年度に関して、認定整備計画数は令和3年7月15日までに都道府県から報告があったもの、雇用促進計画受付件数は令和3年7月31日までに労働局から報告のあったもの										
			※目標値の達成率は、上記「10年間」で雇用創出数を「3万人」とする目標値を1年ごとに単純に割り振り、年間の目標値を雇用創出数「3,000人」として試算。										
			※本制度の分析対象期間（令和6年3月31日まで）を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「10年間」の年限の9年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を（3,000人×9年間=）「27,000人」とすることになると想定。										
			<適用件数>										

		○オフィス減税																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 27年度</th><th>平成 28年度</th><th>平成 29年度</th><th>平成 30年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td><td>2件</td><td>4件</td><td>7件</td><td>5件</td></tr> <tr> <td>税額控除</td><td>2件</td><td>16件</td><td>24件</td><td>19件</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>4件</td><td>20件</td><td>31件</td><td>24件</td></tr> </tbody> </table>		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	特別償却	2件	4件	7件	5件	税額控除	2件	16件	24件	19件	合計	4件	20件	31件	24件				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度																						
特別償却	2件	4件	7件	5件																						
税額控除	2件	16件	24件	19件																						
合計	4件	20件	31件	24件																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和 元年度</th><th>令和 2年度</th><th>令和 3年度</th><th>令和 4年度</th><th>令和 5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td><td>13件</td><td>10件</td><td>7件</td><td>10件</td><td>10件</td></tr> <tr> <td>税額控除</td><td>27件</td><td>32件</td><td>23件</td><td>27件</td><td>27件</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>40件</td><td>42件</td><td>30件</td><td>37件</td><td>37件</td></tr> </tbody> </table>		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	特別償却	13件	10件	7件	10件	10件	税額控除	27件	32件	23件	27件	27件	合計	40件	42件	30件	37件	37件
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度																					
特別償却	13件	10件	7件	10件	10件																					
税額控除	27件	32件	23件	27件	27件																					
合計	40件	42件	30件	37件	37件																					
		<p>【出典】平成27～令和元年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、令和2年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計</p> <p>※令和4年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和4年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p>																								
		○雇用促進税制																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 27年度</th><th>平成 28年度</th><th>平成 29年度</th><th>平成 30年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税額控除</td><td>7件</td><td>5件</td><td>7件</td><td>9件</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>7件</td><td>5件</td><td>7件</td><td>9件</td></tr> </tbody> </table>		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	税額控除	7件	5件	7件	9件	合計	7件	5件	7件	9件									
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度																						
税額控除	7件	5件	7件	9件																						
合計	7件	5件	7件	9件																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和 元年度</th><th>令和 2年度</th><th>令和 3年度</th><th>令和 4年度</th><th>令和 5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税額控除</td><td>7件</td><td>11件</td><td>5件</td><td>8件</td><td>8件</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>7件</td><td>11件</td><td>5件</td><td>8件</td><td>8件</td></tr> </tbody> </table>		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	税額控除	7件	11件	5件	8件	8件	合計	7件	11件	5件	8件	8件						
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度																					
税額控除	7件	11件	5件	8件	8件																					
合計	7件	11件	5件	8件	8件																					
		<p>【出典】平成27～令和元年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、令和2年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計</p> <p>※令和4年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和4年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p>																								
② 適用額		○オフィス減税																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 27年度</th><th>平成 28年度</th><th>平成 29年度</th><th>平成 30年度</th></tr> </thead> </table>		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度																			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度																						

		損金算入額	300,897 千円	137,268 千円	280,514 千円	197,049 千円					
		税額控除額	79,363 千円	1,550,067 千円	1,466,314 千円	680,278 千円					
		合計	380,260 千円	1,687,335 千円	1,746,828 千円	877,327 千円					
		△	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度				
		損金 算入額	517,799 千円	264,120 千円	290,970 千円	357,630 千円	357,630 千円				
		税額 控除額	895,747 千円	837,560 千円	832,580 千円	855,296 千円	855,296 千円				
		合計	1,413,546 千円	1,101,680 千円	1,123,550 千円	1,212,926 千円	1,212,926 千円				
		○雇用促進税制									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 27年度</th><th>平成 28年度</th><th>平成 29年度</th><th>平成 30年度</th></tr> </thead> </table>		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度							
		税額控除	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円					
		合計	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円					
		△	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度				
		税額控除	51,396 千円	59,200 千円	40,600 千円	50,399 千円	50,399 千円				
		合計	51,396 千円	59,200 千円	40,600 千円	50,399 千円	50,399 千円				
		○オフィス減税									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 27年度</th><th>平成 28年度</th><th>平成 29年度</th><th>平成 30年度</th></tr> </thead> </table>		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度							
③ 減収額											

		国税 (法人税)	149.2 百万円	1,581.9 百万円	1,531.4 百万円	726.0 百万円
		地方税	27.8 百万円	14.1 百万円	27.0 百万円	20.3 百万円
		法人 住民税	10.3 百万円	5.6 百万円	13.1 百万円	8.1 百万円
		法人 事業税	17.5 百万円	8.5 百万円	13.9 百万円	12.2 百万円
		計	176.9 百万円	1,596.0 百万円	1,558.4 百万円	746.3 百万円
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
国税	(法人税)	1,015.9 百万円	898.8 百万円	900.1 百万円	938.3 百万円	938.3 百万円
地方税		47.1 百万円	80.6 百万円	82.5 百万円	89.7 百万円	89.7 百万円
	法人 住民税	19.0 百万円	62.9 百万円	63.0 百万円	65.7 百万円	65.7 百万円
	法人 事業税	28.1 百万円	17.7 百万円	19.5 百万円	24.0 百万円	24.0 百万円
	計	1,063.0 百万円	979.5 百万円	982.6 百万円	1,027.9 百万円	1,027.9 百万円

【出典等】

- 平成27～令和元年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計。
- 令和2年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計。

※令和4年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和4年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。

○雇用促進税制

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国税 (法人税)	3.8 百万円	4.9 百万円	49.1 百万円	23.7 百万円
地方税(法人 住民税)	0.5 百万円	0.6 百万円	6.3 百万円	3.1 百万円
計	4.3 百万円	5.5 百万円	55.4 百万円	26.8 百万円

		国税 (法人税)	51.4 百万円	59.2 百万円	40.6 百万円	50.4 百万円	50.4 百万円
		地方税 (法人住 民税)	3.6 百万円	4.1 百万円	2.8 百万円	3.5 百万円	3.5 百万円
		計	55.0 百万円	63.3 百万円	43.4 百万円	53.9 百万円	53.9 百万円

**【出典等】**

- 平成27～令和元年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」をもとに記載。
- 令和2年度以降は、国税は「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」をもとに推計。
- 地方税は、いずれの年度についても「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて試算。
- 優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。

※令和4年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和4年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。

**④ 効果**

『政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況』

「地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」(2015～2024年度累計)：3万人」という達成目標に対して、令和3年6月末現在で、18,735人の雇用を地方で創出することが見込まれており、すでに達成目標の6割以上を実現している。また本制度の分析対象期間終了までの暫定的な目標値(「27,000人」の雇用創出)を想定した場合、既に目標値(分析対象期間ベース)の7割弱を達成していることになる。

この雇用創出数は、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献するものである。

なお、前回の政策評価時においては、上記「9. 必要性等③」で説明したとおり、目標値を暫定的に「企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する。」としていた。当該目標値についても、上記のとおり一定の雇用が地方において創出される見込みであるという観点では、その目標に対して直接的に貢献する効果を実現していると言える。他方で、当該目標値には明確な数値目標が定められていなかったため、どの程度の達成度であるか客観的かつ正確に示すことが困難という課題があった。そのため、これも既に説明したとおり、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあわせて、目標値の対象範囲の定義を明確化すること等により、現在の「地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された『特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数』(2015～2024年度累計)：3万人」に見直した経緯がある。

加えて将来的な効果見込みとして、過去6年間において創出した雇

		<p>用数の平均は3,000人を超過(約3,065人)している。同様のペースで進捗すれば、目標年限(10年間の目標値としても、分析対象期間をベースとした9年間の目標値としても、目標値達成のために必要な年度平均の雇用創出数は「3,000人」であることから)目標達成は十分期待できる。他方で、地方における人材採用の厳しさは根本的に変わっておらず、足下の状況を踏まえた制度の不断的見直しを引き続き図ることで、政策目的の達成を図るべきであると認識している。</p> <p><b>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</b></p> <p>達成目標に掲げた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」は、企業が本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前にその認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の実現は本税制あってのものであり、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」において確実に雇用創出数を増やしていることは、本税制の直接的な効果であると言える。</p> <p>それに加え、オフィスの新增設に係る設備投資が行われることで、建設業以外の様々な部門に経済的な波及効果を及ぼす。具体的には、平成27年度から令和3年度までになされたオフィス整備のための設備投資見込額に、非住宅建築の生産誘発係数を勘案して試算した結果、合計3,700億円を超える経済波及効果が見込まれる。</p> <p><b>○設備投資に伴う経済波及効果</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>設備投資に伴う経済波及効果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27~29年度</td><td>153,728百万円</td></tr> <tr> <td>平成30年度</td><td>33,621百万円</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>49,451百万円</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>59,650百万円</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>75,072百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>371,522百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額(出典:租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査)に、非住宅建築の生産誘発係数1.90495767444473(出典:平成27年建設部門分析用産業連関表)を乗じて算出。</p> <p><b>《適用件数・適用額に関する留意事項》</b></p> <p>整備計画の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況(利益法人でなくなる)等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が整備計画の認定を受けた企業による実績報告にも見られる。これが、整備計画の認定実績と比較して、本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる。特に直近では、コロナ禍の影響で事業計画を見直した、といった企業の声も挙がっている。</p> <p>また、企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意など、整備計画の認定以前に一定の期間を要することが見込まれる。加えて整備計画の認定後も、建物等の取得や新規雇用者の採用等に時間がかかること、また建物等の供用が開始されたのち実際に税制の適用を受けるためには当該事業会計年度終了時まで待つ必要があることなどから、税制の適用に当たっても一定の期間を要</p>	年度	設備投資に伴う経済波及効果	平成27~29年度	153,728百万円	平成30年度	33,621百万円	令和元年度	49,451百万円	令和2年度	59,650百万円	令和3年度	75,072百万円	合計	371,522百万円
年度	設備投資に伴う経済波及効果															
平成27~29年度	153,728百万円															
平成30年度	33,621百万円															
令和元年度	49,451百万円															
令和2年度	59,650百万円															
令和3年度	75,072百万円															
合計	371,522百万円															

		<p>する。こうした時間的なずれが必然的に生じることについても、念頭に置く必要がある。</p> <p>なお、政策評価の観点から、本税制(特に雇用促進税制)の適用実績件数及び将来の適用見込み件数が僅少ではないか、との指摘があるが、重要なことは税制の活用増加自体を目的化することではなく、政策的な目標である「地方における雇用創出」にいかに寄与するか、であると考えている。つまり、本税制が企業にとっての地方移転等のインセンティブとなることで企業が地方移転を決定し、実行した結果として、諸々の要因(上記のように、結果的に決算が赤字であった、一部要件を満たせなかつた、等)により税制自体は活用できなかつたとしても、本税制を呼び水として、「企業が地方において、実際に雇用を創出している」という事実に違ひはない。実際に、上記で説明したとおり、既に目標値の6割以上を達成するなど、本税制は順調な成果を挙げている。従って、適用実績及び見込み件数の数値が低いからといって、必ずしも政策目的の達成に効果を挙げていないわけではない(むしろ、少ない出費(=減収額)でもって、大きな政策効果を発揮している)と認識している。</p>
⑤	税収減を是認する理由等	<p>本税制を適用した企業が本社機能を地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすこと、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活性化するという好循環を生み出す。このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなる。</p> <p>さらに、上記のオフィス整備に係る経済波及効果を鑑みると、経済的に見ても、税収減を大きく上回る効果を挙げている。</p> <p>これらの効果を総合的に勘案して、本税制の税収減を是認することは妥当であると考えられる。</p>
11	相当性	<p>① 税特例措置等によるべき妥当性等</p> <p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進すること」を目的としている。</p> <p>本税制が対象とする企業の本社機能移転等は、都道府県が策定しが認定する「地域再生計画」に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する整備計画に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることではなく、当該整備計画に基づく企業の地方への本社機能移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。</p> <p>また、租税特例措置による支援は、一般論として、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。</p> <p>加えて、本税制の政策目的である「地方において雇用を創出する」という観点では、もちろん補助金によって企業行動を促進することも効果的であると考えられるが、上記のとおり、補助金には必ず予算枠の制限があり、全く同じ条件のもとで同数の雇用を創出する予定の企業であっても、予算の執行状況によっては適用の有無が分かれる可能性があり、企業にとって十分なインセンティブとならない(補助金の枠がなく</p>

		なれば、インセンティブとして機能し得ない）。その点、税制優遇措置であれば、一定期間内に、同じ要件を満たさえすれば、どの企業であっても適用を受けることが可能である。こうした観点から、企業に対して地方移転・地方における雇用創出のインセンティブを高める上では、税制優遇措置の方が補助金よりも効果が高いと考えられる。また、地方に雇用が創出されるのであれば、特に企業の規模・業種・業態等を制限する必然性がない。予算枠の制限から、企業の規模・業種・業態等を制限・特化する必要性のある補助金と異なり、税制優遇措置であれば広く様々な規模・業種・業態の企業を対象とすることができるという点でも、税制優遇措置によることが適かつ効果的であると考えられる。
②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担		<p>企業の地方移転及び地方拠点の強化を推進するため、本税制のほかに活用可能な支援制度として、「債務保証制度」、「融資制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務保証制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者が特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うもの。</li> <li>・ 融資制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者(中小企業者)の設備・運転に必要な資金の長期かつ固定金利での融資を(株)日本政策金融公庫が行うもの。</li> <li>・ 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の地方公共団体であっても、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において認定事業者が整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の地方公共団体並に課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するもの。</li> </ul>
③: 地方公共団体が協力する相当性		<p>本税制は、企業の本社機能の地方移転及び地方拠点の強化を促進することにより、地方において雇用を創出することを目的としている。</p> <p>本税制を適用した企業が本社機能を地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活性化するという好循環を生み出す。</p> <p>このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなるため、協力する相当性がある。</p> <p>なお、多数の地方公共団体及び団体(全国知事会等)より、令和4年度税制改正要望に向けて本税制の延長及び拡充に関する提言を受け取っていることからも、本税制は多くの地方公共団体にとって望ましいものであることが証明される。</p>
12: 有識者の見解		—

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(R1内閣01-1、R1内閣01-2)
----	--------------------	---------------------------

## ＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣02）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除)				
措置内容	令和元年度時点	国家戦略特別区域法の一定の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた法人が、国家戦略特別区域内において、特定機械装置等の取得等をした場合には、次の区分に応じた①特別償却又は②税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。 (1) 平成31年4月1日以後に事業実施計画の確認を受けた場合：取得価額の45%（建物等は23%）の特別償却又は14%（建物等は7%）の税額控除 (2) 平成31年3月31日以前に事業実施計画の確認を受けた場合：取得価額の50%（建物等は25%）の特別償却又は15%（建物等は8%）の税額控除				
	令和2年度 税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発税制の特例を廃止</li> <li>・ 対象事業の見直し</li> </ul>				
	令和3年度 税制改正以後	従前どおり				
政策目的		大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること。				
評価対象税目		義務対象		努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税		
関係条項		租税特別措置法第42条の10、第68条の14				
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。				
創設年度		H26	過去の政策評価の実績	H26内閣06、08、H27内閣05、 H29内閣02、R1内閣02	区分	延長

## 【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	特別償却		特別控除		
			適用額の上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の上位10社割合 (法人税・%)
H23							
H24							
H25							
H26							
H27	1	20,517	-	2,151	1	3,000	-
H28	1	13,620	-	1,597	0	-	-
H29	0	-	-	-	2	208,433	-
H30	0	-	-	-	3	174,843	-
R1	0	-	-	-	1	2,581,162	-

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

## (1) 達成目標

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目的とする）は、政策目的（大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

## 【内閣府の補足説明】

- ① 『租税特別措置等により達成しようとする目標』は、各区域方針に定める目標の達成に寄与し、結果として『租税特別措置等により実現しようとする政策目的』に資する。

本税制措置の活用（※）によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集め、新たなビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出すること。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。

結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。

（※）

令和4年度 適用見込み数 2件 13,796百万円

令和5年度 適用見込み数 1件 21,497百万円

## 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (2) 過去の適用数

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ② 過去の適用数（平成29年度から令和元年度まで）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

## 【内閣府の補足説明】

- ① 計算式及び出典は別紙1に記載している。
- ② 特区に調査した実数を代入したものである。

## 【点検結果】

- ① 特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数が記載されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

題とする。

## (3) 将來の適用数

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

## 【内閣府の補足説明】

- ① 計算式及び出典は別紙1に記載している。

## 【点検結果】

- ① 特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数が記載されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (4) 過去の減収額

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ② 過去の減収額（平成29年度から令和元年度まで）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

## 【内閣府の補足説明】

- ① 計算式及び出典は別紙1に記載している。

- ② 特区に調査した実数を代入したものである。適用額については特別償却、税額控除で分けて記載している。

## 【点検結果】

- ① 特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (5) 将來の減収額

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

## 【内閣府の補足説明】

- ① 算定に誤りがあったため、当該部分の評価書を修正した。

## 【点検結果】

- ① 特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (6) 過去の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標が設定されておらず、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。

【内閣府の補足説明】

① 各国家戦略特区において、各区域方針に定める目標を達成するため、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展に寄与することを《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》としている。

本税制措置の活用によって、平成29年度から令和2年度までは、適用9法人で、39,957百万円の設備投資の実績がある。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目的とする）は、政策目的（大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【内閣府の補足説明】

① 『租税特別措置等により達成しようとする目標』は、各区域方針に定める目標の達成に寄与し、結果として『租税特別措置等により実現しようとする政策目的』に資する。

本税制措置の活用（※）によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集め国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出すること。」に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。

結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。

（※）

令和4年度 適用見込み数 2件 13,796百万円

令和5年度 適用見込み数 1件 21,497百万円

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

点検項目(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されておらず、(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書	
1 政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長
2 対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税: 義)(国税3) (法人住民税、法人事業税: 義)(自動連動)(地方税2)
	② 上記以外の税目
3 要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4 内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>①特別償却又は投資税額控除</p> <p>国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備：機械・装置(2千万円以上)</li> <li>開発研究用器具・備品(1千万円以上)</li> <li>建物・附属設備・構築物(1億円以上)</li> <li>・特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45%</li> <li>建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23%</li> <li>・税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14%</li> <li>建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7%</li> </ul> <p>(当期法人税額の20%までを限度とする)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10及び第68条の14において令和4年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条</p> <p>租税特別措置法第42条の10、第68条の14、同施行令第27条の10、第39条の44、</p> <p>同施行規則第20条の5、第22条の27、</p> <p>地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号</p>
5 担当部局	内閣府地方創生推進事務局

6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯		<p>平成26年度: 創設 平成27年度: 拡充 (適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。) 平成28年度: 見直しの上、延長 (特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長。) 平成30年度: 見直しの上、延長 (①特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲(国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外)、③特定事業の要件(規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定)を見直した上で、2年延長) 令和2年度: 見直しの上、延長 (特定事業の範囲(①高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営、②高度医療施設の外国人患者に対するサービスの提供、③外国籍企業が行う統轄事業の特定事業からの除外)を見直した上で、2年延長)</p>
8	適用又は延長期間		2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条</li> </ul> <p>この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に關し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等(課税の特例)</p> <p>第二十七条の二 認定区域計画に定められている特定事業(第二条第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)を実施する法人であって、国家戦略特別区域内において当該特</p>

		<p>定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>・ 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義)</p> <p>国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進	
③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかった規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。</p> <p>その際、実効性を確保するために規制の特例措置について過度な要件を付さないことはもちろんのこと、スピード感と実行力をもって取り組むことが特に重要である。規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、PDCAサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築するものである。</p> <p>特別償却又は投資税額控除等特例措置の延長においては、国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>各国家戦略特区において、各区域方針に定める目標を達成するため、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展に寄与する。</p> <p>具体的な事例として、国家戦略特区内で、法人が先進性のある特定事業を行うことを検討(規制改革等の活用も含め)した場合、先進的、革新的が故に、通常の設備投資よりも導入当初はリスクがあるため、当初リスクを軽減し、継続的に事業が行えるよう、政策支援による後押しが必要である。本税制を活用することで、先進的な事業の設備投資の後押しとなる。</p> <p>期待される効果は以下のとおり。</p>	

		<p>○本税制を活用して、先進的な特定事業を進めることで、例えば、まだ問題解決できていない疾病に対する再生医療等製品の開発や、グローバル化の進展に伴う海外資本獲得のための国際的事業による競争力の強化、スマート農業の普及による革新的な農業生産革命の実現に資する事業への後押しとなり、日本において国際競争力のある事業や国際的規模のビジネス展開が見込まれる。</p> <p>○本税制を活用して、設備投資が促進されることで、更なる経済波及効果・雇用誘発効果を生み出し、我が国の経済活力の向上が見込まれる(現時点で396億円の設備投資で、経済波及効果約576億円、雇用誘発効果約1700人を実現)。</p> <p>○税のインセンティブを用いた積極的な設備投資による事業のスピード化、支援制度活用による宣伝効果、資金調達時における各投資家の信用度の上昇等、事業の円滑化を図ることができ、特区における企業の事業推進にも効果的である。</p>																								
10	① 有効性等	<p>(単位:法人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年度で合算。(固定資産税については評価を実施していない。)</p> <p>(適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数</p> <p>(適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p>	年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	適用法人数	4	5	4	1	2	2	1								
年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5																			
適用法人数	4	5	4	1	2	2	1																			
	② 対応額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却額</td> <td>41</td> <td>18</td> <td>46</td> <td>0</td> <td>13.46</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>税額控除額</td> <td>2,311</td> <td>3,697</td> <td>33,517</td> <td>432</td> <td>0</td> <td>965.72</td> <td>1,504.79</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年度で合算。(固定資産税については評価を実施していない。)</p>	年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	特別償却額	41	18	46	0	13.46	0	0	税額控除額	2,311	3,697	33,517	432	0	965.72	1,504.79
年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5																			
特別償却額	41	18	46	0	13.46	0	0																			
税額控除額	2,311	3,697	33,517	432	0	965.72	1,504.79																			

		(適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額																																	
③	減収額	(単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度 区 分</th><th>平成 29</th><th>平成 30</th><th>令和 1</th><th>令和 2</th><th>令和 3</th><th>令和 4</th><th>令和 5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人 税</td><td>2,559.62</td><td>4,082.44</td><td>36,981.12</td><td>487.73</td><td>3.47</td><td>1,065.19</td><td>1,659.78</td></tr> <tr> <td>法人 住民 税</td><td>0.67</td><td>0.29</td><td>0.75</td><td>0</td><td>0.22</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>法人 事業 税</td><td>60.5</td><td>96.3</td><td>871.44</td><td>11.23</td><td>0.13</td><td>25.11</td><td>39.12</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p>	年 度 区 分	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	法人 税	2,559.62	4,082.44	36,981.12	487.73	3.47	1,065.19	1,659.78	法人 住民 税	0.67	0.29	0.75	0	0.22	0	0	法人 事業 税	60.5	96.3	871.44	11.23	0.13	25.11	39.12	
年 度 区 分	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5																												
法人 税	2,559.62	4,082.44	36,981.12	487.73	3.47	1,065.19	1,659.78																												
法人 住民 税	0.67	0.29	0.75	0	0.22	0	0																												
法人 事業 税	60.5	96.3	871.44	11.23	0.13	25.11	39.12																												
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め95以上となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している10の区域において、合計315もの事業が、それぞれ135回、40回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。これらの新たな規制改革等を含め、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。  本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、平成29年度から令和2年度までは、適用9法人で、39,957百万円の設備投資の実績があり、令和3年度から令和5年度までは5法人で、2,470.51百万円の設備投資が見込まれている。これにより産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成がより推進されることとなる。  ○所期の目標の達成状況 所期の目標の達成状況は、上記のとおりである。国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性向上を実現し、「搖るぎない経済の好循環」を確立させる。 本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・具																																	
11	相当性	⑤ 税収減を是認する理由等	体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備及び民間主導の事業促進に寄与するという観点から、引き続き延長を要望する。  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 国家戦略特区全体における税制支援対象設備投資総額は約396億円に上った。この設備投資額が創出した、直接効果・間接1次波及効果・間接2次波及効果を合算した事業創出効果(総合経済波及効果)は約576億円と推計される。  ○適用数が僅少であることについて 本特例措置の適用件数は累計13件と僅少であるが、その原因は、特区及び事業者への制度の周知が不足しているためである。しかし、当該少数の適用実績であっても、事業内容が都市部の大規模建設や再生医療に係る施設及び機械装置であることを鑑みると、いずれの特区も、投資金額規模に加え、波及効果、並びに雇用誘発効果が生まれやすい事業内容であることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。 なお、実績が少ないとへの対応として、特区及び事業者への制度の周知をより一層図るため、特区連絡会議で税制支援制度の周知、戦略的広報事業の活用、海外事業者等向けの英語版HPの新設等を実施することを検討している。																																

		化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者の資金繰りを支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競争力の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(R1内閣02)

(別紙1)

## 適用数等及び減収額の算定根拠

## ○平成29年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	41百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	2,311百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	2620.78百万円	2559.62百万円+0.67百万円+60.5百万円	(⑤ +⑥+⑦)
⑤ 法人税	2559.62百万円	(41百万円×23.4%+2311百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.67百万円	41百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	60.5百万円	0.41百万円+60.09百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.41百万円	41百万円×1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	60.09百万円	2311百万円×1%×260%	③×税率

## ○平成30年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	5件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	18百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	3,697百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	4,179.03百万円	4082.44百万円+0.29百万円+96.3百万円	(⑤+⑥+⑦)
⑤ 法人税	4,082.44百万円	(18百万円×23.4%+3697百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.29百万円	18百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	96.3百万円	0.18百万円+96.12百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.18百万円	18百万円×1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	96.12百万円	3697百万円×1%×260%	③×税率

## ○令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	46百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	33,517百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	37,853.78百万円	36981.12百万円+0.75百万円+871.9百万円	(⑤ +⑥+⑦)
⑤ 法人税	36,981.12百万円	(46百万円×23.4%+33517百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.75百万円	46百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	871.9百万円	0.46百万円+871.44百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.46百万円	46百万円×1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	871.44百万円	33517百万円×1%×260%	③×税率

## ○令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	432 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	487.73 百万円	476.5 百万円+0 百万円+11.23 百万円 (0 百万円 × 23.4% + 432 百万円) × (1 + 10.3%)	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	476.5 百万円	0 百万円 × 23.4% × 7.0%	②×税率×税率
⑥ 法人住民税	0 百万円	0 百万円+11.23 百万円	⑧ +⑨
⑦ 法人事業税	11.23 百万円	0 百万円 × 1%	②×税率
⑧ 所得割	0 百万円	432 百万円 × 1% × 260%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	11.23 百万円		

## ○令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	1,504.79 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	1,698.90 百万円	1659.78 百万円+0 百万円+39.12 百万円 (0 百万円 × 23.4% + 1504.79 百万円) × (1 + 10.3%)	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	1,659.78 百万円	(0 百万円 × 23.4% + 1504.79 百万円) × (1 + 10.3%)	(②×税率+③)×(1 +税率)
⑥ 法人住民税	0 百万円	0 百万円 × 23.4% × 7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	39.12 百万円	0 百万円+39.12 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0 百万円	0 百万円 × 0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	39.12 百万円	1504.79 百万円 × 1% × 260%	③×税率

## ○令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	13.46 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	3.82 百万円	3.47 万円+0.22 万円+0.13 百万円 (13.46 百万円 × 23.4% + 0 百万円) × (1 + 10.3%)	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	3.47 百万円	(13.46 百万円 × 23.4% + 0 百万円) × (1 + 10.3%)	(②×税率+③)×(1 +税率)
⑥ 法人住民税	0.22 百万円	13.46 百万円 × 23.4% × 7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.13 百万円	0.13 百万円+0 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.13 百万円	13.46 百万円 × 1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0 百万円	0 百万円 × 1% × 260%	③×税率

## ○令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	965.72 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	1,090.3 百万円	1065.19 百万円+0 百万円+25.11 百万円 (0 百万円 × 23.4% + 965.72 百万円) × (1 + 10.3%)	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	1,065.19 百万円	(0 百万円 × 23.4% + 965.72 百万円) × (1 + 10.3%)	(②×税率+③)×(1 +税率)
⑥ 法人住民税	0 百万円	0 百万円 × 23.4% × 7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	25.11 百万円	0 百万円+25.11 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0 百万円	0 百万円 × 1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	25.11 百万円	965.72 百万円 × 1% × 260%	③×税率

## &lt;令和4年度税制改正要望関係&gt; 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣03）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		国家戦略特区における所得控除制度の延長 (国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例)					
措置内容	令和元年度時点	国家戦略特別区域法の指定法人は、設立後5年間、国家戦略特別区域において行われる特定事業に係る所得金額の20%の特別控除ができる。					
	令和2年度税制改正以後	対象事業の見直し					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること。					
評価対象税目		義務対象		努力義務対象			
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第61条、第68条の63の2					
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度		H28	過去の政策評価の実績		H26内閣01、H27内閣01、H29内閣03、R1内閣03	区分	延長

## 【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23				
H24				
H25				
H26				
H27				
H28	0	-	-	-
H29	0	-	-	-
H30	1	1,072	-	127
R1	0	-	-	-

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における所得控除制度の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目標とする）は、政策目的（大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

## 【内閣府の補足説明】

① 『租税特別措置等により達成しようとする目標』は、各区域方針に定める目標の達成に寄与し、結果として『租税特別措置等により実現しようとする政策目的』に資する。

本税制措置の活用（※）によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集め国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。

結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。

（※）

令和4年度 適用見込み数 2件

令和5年度 適用見込み数 1件

## 【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (2) 過去の適用数

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数（平成30年度及び令和元年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を使って把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

## 【内閣府の補足説明】

① 特区に調査した実数を代入したものである。

## 【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。【内閣府の補足説明】  
—【点検結果】  
なし。

## (4) 過去の減収額

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額（平成30年度及び令和元年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

## 【内閣府の補足説明】

① 特区に調査した実数を代入したものである。

## 【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。【内閣府の補足説明】  
—【点検結果】  
なし。

## (6) 過去の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標が設定されておらず、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。

## 【内閣府の補足説明】

① 各国家戦略特区の各区域計画に定める目標を達成するため、税制も含めた規制の特例を活用し、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成や経済社会の活力の向上及び持続発展を図るものであることから、ご指摘のような特区税制部分のみを切り取った適切な達成目標の設定は困難であると考えているため、過去の達成目標の設定やそれに対する効果の把握も同様に困難と考える。

## 【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (7) 将來の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目標とする）は、政策目的（大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする）を表しているものであり、達成

<p>目標に対する将来の効果を予測することができない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p><b>【内閣府の補足説明】</b> ① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定める目標の達成に寄与し、結果として《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》に資する。 本税制措置の活用（※）によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集め、国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出すること。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。 結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。 (※) 令和4年度 適用見込み数 2件 令和5年度 適用見込み数 1件</p>
<p><b>【点検結果】</b> ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

#### (8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b> なし。</p>
<p><b>【内閣府の補足説明】</b> —</p>
<p><b>【点検結果】</b> なし。</p>

点検項目(1)、(2)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されておらず、(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		国家戦略特区における所得控除制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税:4) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税:3)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		
4	内容		
<p>《現行制度の概要》</p> <p>国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控除できる措置</p> <p>・対象事業:国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。</p> <p>・対象分野:医療、国際、農業、一定のIoT等</p> <p>・主な法人指定要件</p> <p>①指定期限:令和4年3月31日</p> <p>②設立時期:特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満</p> <p>③事業要件:専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと</p> <p>④区域要件:特区内に本店又は主たる事務所を有すること</p> <p>《要望の内容》</p> <p>国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条及び第68条の63の2において、法人の指定期限が令和4年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家戦略特別区域法第27条の3</li> <li>・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第61条、第68条の63の2</li> <li>・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条、第39条の90の2</li> <li>・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第21条の18、第22条の61</li> <li>・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号</li> </ul>			
5	担当部局		内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対		

象期間			分析対象期間:平成30年度～令和5年度
7 創設年度及び改正経緯			平成28年度:創設 平成30年度:適用期限の延長 令和2年度:見直しの上、延長 (特定事業の範囲(①高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の運営、②国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供、③外国会社等への勤務者の子女等を対象とした外国语教育の特定事業からの除外)を見直した上で、2年延長)
8 適用又は延長期間			2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)
9 必要性等 ① 政策目的及びその根拠			<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)</li> </ul> <p>第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に關し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等</p> <p>第二十七条の三 認定区域計画に定められている特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図ることが産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を実施する法人(当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義)</li> </ul> <p>国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
②	評価実施時期	令和3年8月	

② 政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進															
③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかつた規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。</p> <p>その際、実効性を確保するために規制の特例措置について過度な要件を付さないことはもちろんのこと、スピード感と実行力をもって取り組むことが特に重要である。規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、PDCAサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築するものである。</p> <p>所得控除の特例においては、国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>各国家戦略特区において、各区域方針に定める目標を達成するため、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展に寄与する。</p> <p>具体的事例として、特区内で、規制緩和により革新性の高い事業を行う法人が創業する際、規制緩和のほかに法人税の軽減があることが創業のインセンティブとなっている。また、創業した法人は、革新的な事業を行うため、創業当初から高い収益性を有することに当該税制が寄与している。平成29年度に指定を受けた1法人が令和2年度まで活用し、人的資源への投資を喚起している。</p> <p>期待される効果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特区目標の実現に向け、廃業リスクの高い先進的・革新的事業を取り組むベンチャー企業の起業を促進</li> <li>○ ベンチャー企業が高度な研究開発等へ取り組むインセンティブとなり、ベンチャーキャピタル等からの投資を呼び込む</li> </ul>															
10 有効性等	① 適用数	<p>『延長分』</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th><th>平成 30 年 度</th><th>令和1 年 度</th><th>令和2 年 度</th><th>令和3 年 度</th><th>令和4 年 度</th><th>令和5 年 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用 法 人 数 (社)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p>	年度 区分	平成 30 年 度	令和1 年 度	令和2 年 度	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	適用 法 人 数 (社)	1	1	1	2	2	1
年度 区分	平成 30 年 度	令和1 年 度	令和2 年 度	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度										
適用 法 人 数 (社)	1	1	1	2	2	1										

		※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。																												
		各特区へ適用見込法人数及び、各法人の所得額を照会し、各年度で合算。 (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る法人所得																												
② 適用額		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th><th>平成 30 年 度</th><th>令和1 年 度</th><th>令和2 年 度</th><th>令和3 年 度</th><th>令和4 年 度</th><th>令和5 年 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用 法 人 数 (社)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr> <td>適用 額 (万 円)</td><td>615</td><td>0</td><td>0</td><td>22,491</td><td>100,261</td><td>372,952</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p>	年度 区分	平成 30 年 度	令和1 年 度	令和2 年 度	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	適用 法 人 数 (社)	1	1	1	2	2	1	適用 額 (万 円)	615	0	0	22,491	100,261	372,952							
年度 区分	平成 30 年 度	令和1 年 度	令和2 年 度	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度																								
適用 法 人 数 (社)	1	1	1	2	2	1																								
適用 額 (万 円)	615	0	0	22,491	100,261	372,952																								
		※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。																												
		各特区へ適用見込法人数及び、各法人の所得額を照会し、各年度で合算。 (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る法人所得																												
③ 減収額		<p>『延長分』</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th><th>平成 30 年 度</th><th>令和1 年 度</th><th>令和2 年 度</th><th>令和3 年 度</th><th>令和4 年 度</th><th>令和5 年 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人 税(万 円)</td><td>31.48</td><td>0</td><td>0</td><td>1,151.07</td><td>5,131.28</td><td>19,087.38</td></tr> <tr> <td>法人 住民 税(万 円)</td><td>2.20</td><td>0</td><td>0</td><td>80.57</td><td>359.19</td><td>1,336.12</td></tr> <tr> <td>法人 事業 税(万 円)</td><td>4.43</td><td>0</td><td>0</td><td>161.93</td><td>721.88</td><td>2,685.25</td></tr> </tbody> </table>	年度 区分	平成 30 年 度	令和1 年 度	令和2 年 度	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	法人 税(万 円)	31.48	0	0	1,151.07	5,131.28	19,087.38	法人 住民 税(万 円)	2.20	0	0	80.57	359.19	1,336.12	法人 事業 税(万 円)	4.43	0	0	161.93	721.88	2,685.25
年度 区分	平成 30 年 度	令和1 年 度	令和2 年 度	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度																								
法人 税(万 円)	31.48	0	0	1,151.07	5,131.28	19,087.38																								
法人 住民 税(万 円)	2.20	0	0	80.57	359.19	1,336.12																								
法人 事業 税(万 円)	4.43	0	0	161.93	721.88	2,685.25																								

		(注)算定根拠については、別紙1参照		
④効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○所期の目標の達成状況 本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。それが自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がることで、各特区の区域方針に定める目標に寄与し、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展を図る。</p> <p>上記目的を達成するためには、規制の特例を活用して高い革新性を備えた技術やビジネスの創出は必要不可欠である。本措置により、ベンチャー企業等の成長を促し、イノベーションや独創的なビジネスモデルの生み出す原動力となることで産業の国際競争力の強化に寄与するものである。例えば IoT 分野について、自動走行など先進性が高い分野をモデルとしており、革新的な事業を行う法人に税制支援を行っている。また、毎年度終了後に事業実施報告書を提出させることによって、事業の進捗度等を検証することとしている。</p> <p>・会社設立初期においては、事業を運営していく上で、例えば、人材確保など事業拡大のための様々な資金が必要になることが多く、これらなどに対する投資余力の確保を図る必要がある。</p> <p>本税制は、平成 29 年度にサウレテクノロジー株式会社(福岡市)で適用され、平成 29 年度に 517 万円、平成 30 年度に 1,759 万円の法人税所得を減収しており、規制の特例を活用してベンチャー企業の創出を図り、IoT 分野における革新性の高い新規事業に対し、本税制措置を通じて収益基盤の確保を支援している。</p> <p>イノベーションの源泉となる起業や新規事業の円滑な創出等を促進することで、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促進することで、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図ることが可能となり、国民経済の発展及び国民生活の向上に資するという観点から引き続き延長を要望する。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>○適用数が僅少であることについて 本特例措置の適用件数は1件と僅少であるが、その原因は、特区及び事業者への制度の周知が不足しているためである。しかし、達成目標である国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することは、大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区において確実に進展しており、さらなる国家戦略遠くの目的に資する民間主導の新たな事業を協力で推進すべく、事業環境の整備を図る必要があることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>なお、実績が少ないことへの対応として、特区及び事業者への制度の周知をより一層図るために、特区連絡会議で税制支援制度の周知、戦略的広報事業の活用、海外事業者等向けの英語版HPの新設等を実施することを検討している。</p>		<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>本要望の実現によって、令和4年度に2法人において、6,212万円の減収見込額、令和5年度に23,108万円の減収額を想定しているが、特区内の優良な企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効であり、国家戦略特区において先行して大胆な規制緩和や、税制措置の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の創出が一層促進されることで減収額を上回る効果がある。</p>	
11	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>国家戦略特区は、特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を發揮する上で障害となっている規制を、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>		
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための革新性の高い事業を行うベンチャー企業の初期における事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>		
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>		

(別紙1)

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(R1 内閣 03)

## 適用数等及び減収額の算定根拠(拡充分)

## ○平成30年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
② 適用額	615 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
③ 控除額	123 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	38.11 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	31.48 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	2.20 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	4.43 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	1.23 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	3.20 万円	③×1%×260%	③×税率

## ○令和元年度

① 適用法人数	1 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
② 適用額	0 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
③ 控除額	0 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	0 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	0 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	0 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	0 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	0 万円	③×1%×260%	③×税率

## ○令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
② 適用額	0 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	)
③ 控除額	0 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	0 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0 万円	(③×23.2%) × (1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	0 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	0 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	0 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	0 万円	③×1%×260%	③×税率

## ○令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
② 適用額	100,261 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
③ 控除額	20,052.2 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	6,212.35 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	5,131.28 万円	(③×23.2%) × (1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	359.19 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	721.88 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	200.52 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	521.36 万円	③×1%×260%	③×税率

## ○令和3年度

① 適用法人数	2 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
② 適用額	22,491 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
③ 控除額	4,498.2 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	1,393.57 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	1,151.07 万円	(③×23.2%) × (1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	80.57 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	161.93 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	44.98 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	116.95 万円	③×1%×260%	③×税率

## ○令和5年度

① 適用法人数	1 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
② 適用額	372,952 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
③ 控除額	74,590.4 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	23,108.75 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	19,087.38 万円	(③×23.2%) × (1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	1,336.12 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	2,685.25 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	745.9 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	1,939.35 万円	③×1%×260%	③×税率

## ＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣04）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長 (国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)				
措置内容	令和元年度時点	総合特別区域法の指定法人が、国際戦略総合特別区域内において、特定機械装置等の取得等をした場合には、次の区分に応じた①特別償却又は②税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。 (1) 平成31年4月1日以後に法人の指定を受けた場合：取得価額の34%（建物等は17%）の特別償却又は10%（建物等は5%）の税額控除 (2) 平成31年3月31日以前に法人の指定を受けた場合：取得価額の40%（建物等は20%）の特別償却又は12%（建物等は6%）の税額控除				
	令和2年度 税制改正以後	対象事業の見直し				
	令和3年度 税制改正以後	従前どおり				
政策目的		産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ること。				
評価対象税目		義務対象		努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税		
関係条項		租税特別措置法第42条の11、第68条の14の2				
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。				
創設年度		H23	過去の政策評価の実績	H22内閣10、H24内閣03、H25内閣05、H27内閣06、H29内閣04、R1内閣04	区分	延長

## 【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割 合(法人 税-%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方法 人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割 合(法人 税-%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	2	81,492	-	11,344	-	-	-	-
H24	5	279,860	-	32,270	14	1,696,067	98.9%	-
H25	8	545,236	-	71,507	29	2,498,713	87.0%	-
H26	6	270,900	-	35,403	37	5,662,323	90.5%	-
H27	11	1,386,343	99.9%	173,102	37	3,499,538	85.2%	-
H28	3	96,459	-	11,443	25	1,437,005	88.3%	-
H29	6	2,118,439	-	220,651	23	1,632,337	88.9%	-
H30	4	258,897	-	30,732	24	749,232	83.6%	-
R1	1	98,807	-	11,700	15	808,438	98.4%	-

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

### (1) 達成目標

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要かつ有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 総合特区制度については、地域の包括的・戦略的な取組みを、税制支援だけではなく、規制の特例措置や財政・金融支援措置を地域の実情に合わせ一体として実施することで、各特区が区域計画で定めた政策目的や目標の達成を目指していることから、ご指摘のような、税制支援部分のみを切り取り、達成目標を設けることは困難であると考える。

#### 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

### (2) 過去の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ② 過去の適用数（平成29年度から令和元年度まで）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 計算式及び出典は別紙1に記載している。

- ② 毎年、各特区に対して前年度の実績を調査しているため、過去の適用数及び適用額については推計値を用いていない。

なお、当該適用見込法人数及び特別償却、税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適當であると考える。

#### 【点検結果】

- ① 特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数が記載されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

### (3) 将來の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 将來の適用数については、本年度特区への見込み調査を行い、その数値を使用しており推計は行っていない。

なお、当該適用見込法人数及び特別償却及び税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一年度の適用法人数が少ない特区において適用する具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適當であると考える。

#### 【点検結果】

- ① 特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数が記載されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする

### (4) 過去の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ② 過去の減収額（平成29年度から令和元年度まで）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 計算式及び出典は別紙1に記載している。

- ② 特区に調査した実数を代入したものである。減収額については特別償却、税額控除で分けて記載している。

#### 【点検結果】

- ① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

### (5) 将來の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 計算式及び出典は別紙1に記載している。

#### 【点検結果】

- ① 将來の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (6) 過去の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① アジアヘッドクォーター特区の所期の達成目標（評価指標：外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数、数値目標：4年間で40社以上誘致（対象業種：I o T、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京（日本）の成長を促す業種））に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていない。
- ② 各特区の所期の達成目標に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ③ 所期の達成目標（各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期（令和2年度又は令和3年度）までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）に対する過去の効果について、租賃透明化法に基づき把握された過去の適用数1件（令和元年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえて本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ④ 所期の達成目標（各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期（令和2年度又は令和3年度）までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）に対する過去の直接的な効果について、「国際戦略総合特区全体の税制支援対象設備投資総額は23社、82件で371億円に上った。昨年度実施した事業創出効果等の調査報告書によると、この設備投資額が創出した、直接効果・間接1次波及効果・間接2次波及効果を合算した事業創出効果（総合経済波及効果）は約167億円と推計される。ただし、事業創出効果は（総合経済波及効果）約167億円は、税の軽減効果約40億円より上回っていることから、税制上の支援措置は国際戦略総合特区の域内経済に一定程度貢献しているものと考えられる。また、これらの設備投資がもたらした雇用誘発効果は合計で約630人と推計され、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与するといえる（あづさ監査法人調査調べ）」と説明されているが、過去の効果（国際戦略総合特別区域計画及び国際戦略総合特別区域評価書により把握された各特区の代表的な数値目標及び実績値）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ⑤ 所期の達成目標（各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期（令和2年度又は令和3年度）までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する（アジアヘッドクォーター特区））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。
- ⑥ 所期の達成目標（各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期（令和2年度又は令和3年度）までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する（北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区、グリーンアジア国際戦略総合特区））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
- ⑦ 所期の達成目標（各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期（令和2年度又は令和3年度）までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する（つくば国際戦略総合特区、京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区、関西イノベーション国際戦略総合特区））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成しているにも

かかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

## 【内閣府の補足説明】

- ① アジアヘッドクォーター特区の所期の達成目標に対する過去の効果（令和元年度）を追記した。なお、令和2年度は集計中のため一のままとした。
- ② 特区の所期の達成目標に対する過去の効果については、年度ごとに評価書を作成し、専門家委員の評価を受けている。
- ③ 各特区における数値目標の達成実現に向け、大小様々な事業者が特区内の産業拠点形成に係る設備投資を行っていく過程において、適用額の偏りが生じることは自然の流れであり、その偏りが達成目標の実現寄与に影響を与えるものではなく、むしろ大小多くの事業者がいかに関与できるかが特区の推進に影響を与えるものと考える。
- ④ 他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果を示す根拠として、アンケート調査結果を追記した。
- ⑤ 評価指標「外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数」にて記載している。
- ⑥ 本特例措置を引き続き実施する必要性について追記した。
- ⑦ 本特例措置を引き続き実施する必要性について追記した。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和2年度は集計中のため一のままとした」との説明では、令和2年度の効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 「大小様々な事業者が特区内の産業拠点形成に係る設備投資を行っていく過程において、適用額の偏りが生じることは自然の流れであり、その偏りが達成目標の実現寄与に影響を与えるものではなく、むしろ大小多くの事業者がいかに関与できるかが特区の推進に影響を与えるものと考える」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 「各特区の企業に対するアンケートを実施したところ、今後の税制支援措置の活用を希望する企業が58%であり、設備投資を行う際の意思決定比重として、税制支援措置によるキャッシュフロー創出効果を選択する企業が全体の25.3%であり、税制上の支援措置が企業の意思決定に直接寄与していると言える（あづさ監査法人調査調べ）」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑤ ①の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和元年度における実績値35社との説明では、令和2年度の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされておらず、これを踏まえて本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ⑥・⑦ 「令和2年度に特区自治体に対して実施した税制支援措置活用に関するアンケート調査によると、特区自治体への効果として、税制支援措置は、設備投資、雇用増、税収増、企業誘致等の効果を複合的にもたらすとされている（あづさ監査法人調査調べ）」及び「各特区の企業に対するアンケートを実施したところ、今後の税制支援措置の活用を希望する企業が58%であり、設備投資を行う際の意思決定比重として、税制支援措置によるキャッシュフロー創出効果を選択する企業が全体の25.3%であり、税制上の支援措置が企業の意思決定に直接寄与していると言える（あづさ監査法人調査調べ）」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (7) 将來の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。
- 【内閣府の補足説明】
- ① 総合特区制度については、地域の包括的・戦略的な取組みを、税制支援だけではなく、規制の特例措置や財政・金融支援措置を地域の実情に合わせ一体として実施することで、

各特区が区域計画で定めた政策目的や目標の達成を目指していることから、税制支援部分のみを切り取り、達成目標を設けることは困難であると考えているため、ご指摘のような将来の効果の検証も同様に難しいと考える。
<b>【点検結果】</b>
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。
【内閣府の補足説明】
① 一例として、アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区においては、日本の航空機・部品生産額の5割以上、航空機体部品では約7割を生産している地域・法人特性を活かし、国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を構築している。
<b>【点検結果】</b>
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税6) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税4)
	② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	
4	<p>内容</p> <p>《現行制度の概要》 ○特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。 ・法人指定の期限:令和4年3月31日 ・対象設備:機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・付属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の34% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の17% ・税額控除の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の10% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の5%(当期法人税額の20%を限度とする) ・設備等取得の期間:法人指定の日から令和4年3月31日まで</p> <p>《要望の内容》 総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11及び第68条の14の2において令和4年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 ・総合特別区域法第26条 ・総合特別区域法施行規則第15条 ・租税特別措置法第42条の11、第68条の14の2 ・地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号</p>	
5	担当部局	
内閣府地方創生推進事務局		

6	評価実施時期及び分析対象期間	
7	創設年度及び改正経緯	
8	適用又は延長期間	
	2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)	
9	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号) 第一条 この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置 第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置 第二款 課税の特例 第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人(内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体(内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。)が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。)であつて、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又</p>	

		は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。			○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区 評価指標:中部地域における航空宇宙産業の生産高 数値目標:8.7 千億円(平成 25 年度)→11.8 千億円(令和2年度)
② 政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進				○関西イノベーション国際戦略総合特区 評価指標:研究段階(入口)における効果 数値目標:特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額 平成 23 年度～令和3年度の累積 570 億円
③:達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>より具体的には、各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p> <p>また、我が国の宇宙開発利用を支える産業基盤を持続的に維持・発展させ、国際競争力を強化していくため、国内外への需要に応えるとともに新たな市場を創造していく後押しをすることが肝要である。</p> <p><b>【各特区において達成すべき水準(目標値)】</b></p> <p>全7特区において、合計 35 種類の数値目標を掲げている。</p> <p>各特区における代表的な数値目標及び達成すべき時期は次のとおりである。</p> <p>○北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区 評価指標:特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 数値目標:2,600 億円 [平成 28 年度に対する5年間(平成 29 年度～令和3年度まで)の売上増加額累計]</p> <p>○つくば国際戦略総合特区 評価指標:ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 数値目標:連携企業数 173 社(平成 29 年度)→641 社(令和2年度)</p> <p>○アジアヘッドクオーター特区 評価指標:外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数 数値目標:4年間で 40 社以上誘致(対象業種:IoT、ビッグデータ、AI 等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京(日本)の成長を促す業種)</p> <p>○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 評価指標:特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果 数値目標:特区関連事業による投資額 5年間(平成 29 年度～令和3年度)累計:475 億円</p>			<p>○グリーンアジア国際戦略総合特区 評価指標:当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 数値目標:年間売上高 約 0.2 兆円(平成 22 年 12 月現在)→約 5.19 兆円(令和2年 12 月)</p> <p>『政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与』 租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へつながる。 これにより、各特区が数値目標として掲げる、関連する産業の年間生産高・年間売上高や関連企業の投資額や誘致数等の数値目標の達成が実現される。 また、各特区における数値目標の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的の発展を図る」ことに寄与する。 例えば、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められることを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されるため、産業の国際競争力の向上に繋がる。 つくば国際戦略総合特区であれば、本税制措置の積極的活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、国際競争力の向上に繋がる。 アジアヘッドクオーター特区であれば、本税制措置の活用により外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されるため、産業・企業の集積に繋がる。 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用によって革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がる。 アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区であれば、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されるため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がる。 関西イノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化される。 グリーンアジア国際戦略総合特区であれば、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等</p>	

		に関する設備投資が促進される。																																																	
10	有効性等	① 適用数 《延長分》																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>平成29</th><th>平成30</th><th>令和1</th><th>令和2</th><th>令和3</th><th>令和4</th><th>令和5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td><td>23 法人</td><td>24 法人</td><td>9 法人</td><td>11 法人</td><td>24 法人</td><td>18 法人</td><td>7 法人</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※令和3年度～令和5年度は見込み ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの</p>								年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	適用法人数	23 法人	24 法人	9 法人	11 法人	24 法人	18 法人	7 法人																												
年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5																																												
適用法人数	23 法人	24 法人	9 法人	11 法人	24 法人	18 法人	7 法人																																												
② 適用額 《延長分》																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>平成29</th><th>平成30</th><th>令和1</th><th>令和2</th><th>令和3</th><th>令和4</th><th>令和5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td><td>15.0 億円</td><td>23.7 億円</td><td>2.8 億円</td><td>0.1 億円</td><td>12.9 億円</td><td>0 億円</td><td>1.1 億円</td></tr> <tr> <td>税額控除</td><td>31.1 億円</td><td>16.9 億円</td><td>39.0 億円</td><td>40.9 億円</td><td>25.6 億円</td><td>66.3 億円</td><td>0.4 億円</td></tr> <tr> <td>評価指標</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※令和3年度～令和5年度は見込み ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの</p>								年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	特別償却	15.0 億円	23.7 億円	2.8 億円	0.1 億円	12.9 億円	0 億円	1.1 億円	税額控除	31.1 億円	16.9 億円	39.0 億円	40.9 億円	25.6 億円	66.3 億円	0.4 億円	評価指標																			
年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5																																												
特別償却	15.0 億円	23.7 億円	2.8 億円	0.1 億円	12.9 億円	0 億円	1.1 億円																																												
税額控除	31.1 億円	16.9 億円	39.0 億円	40.9 億円	25.6 億円	66.3 億円	0.4 億円																																												
評価指標																																																			
③ 減収額 《延長分》																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>平成29</th><th>平成30</th><th>令和1</th><th>令和2</th><th>令和3</th><th>令和4</th><th>令和5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td><td>38.2 億円</td><td>24.8 億円</td><td>43.8 億円</td><td>45.1 億円</td><td>31.6 億円</td><td>73.1 億円</td><td>0.8 億円</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>0.2 億円</td><td>0.4 億円</td><td>0 億円</td><td>0 億円</td><td>0.2 億円</td><td>0 億円</td><td>0 億円</td></tr> <tr> <td>法人事業税</td><td>1.0 億円</td><td>0.7 億円</td><td>1.0 億円</td><td>1.1 億円</td><td>0.8 億円</td><td>1.7 億円</td><td>0 億円</td></tr> <tr> <td>(注)算定根拠については、別紙1参照</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度～令和5年度は見込み ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの</p>								年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	法人税	38.2 億円	24.8 億円	43.8 億円	45.1 億円	31.6 億円	73.1 億円	0.8 億円	法人住民税	0.2 億円	0.4 億円	0 億円	0 億円	0.2 億円	0 億円	0 億円	法人事業税	1.0 億円	0.7 億円	1.0 億円	1.1 億円	0.8 億円	1.7 億円	0 億円	(注)算定根拠については、別紙1参照											
年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5																																												
法人税	38.2 億円	24.8 億円	43.8 億円	45.1 億円	31.6 億円	73.1 億円	0.8 億円																																												
法人住民税	0.2 億円	0.4 億円	0 億円	0 億円	0.2 億円	0 億円	0 億円																																												
法人事業税	1.0 億円	0.7 億円	1.0 億円	1.1 億円	0.8 億円	1.7 億円	0 億円																																												
(注)算定根拠については、別紙1参照																																																			

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○達成目標の実現状況		
			国際戦略総合特区7区域において、指定時に定められた「おおむね5年以内を目安とした計画目標」の終了時期が順次到来したため、特区計画の延長を行うにあたり、各特区において評価指標の見直しや新たな目標値の設定等を行った。		
			租税特別措置等の効果について、国際戦略総合特別区域計画及び国際戦略総合特別区域評価書により把握された各特区の代表的な数値目標及び実績値により、達成状況及び効果を以下のとおり検証する。		
				北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	数値目標 実績値
				評価指標 平成29年度	170 億円 179 億円
				特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額(増加額累計)	510 億円 600 億円
				平成30年度	1,030 億円 904 億円
				令和元年度	1,730 億円 1,157 億円
				令和2年度	

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成29年度より新たな目標値を設定。

平成30年度までは概ね目標を達成し、過去を通して設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が4法人で約6,320百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められたことを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されたため、産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

つくば国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	ライフィノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 連携企業数 (累積)	173 社	233 社
	平成 30 年度		329 社	451 社
	令和元年度		486 社	616 社
	令和 2 年度		641 社	781 社

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定（平成 28 年度は単年度の実績値のみ掲載）。

すべての年度において数値目標を上回る結果となっている。本税制措置の活用する法人がなかったことを踏まえると、本税制措置の活用により当該指標に影響を与えたとは言い難い。

特区による今後の本税制措置の積極的活用により、更にライフィノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、政策目的及び特区目標の達成に寄与することが期待される。

アジアヘッドクォーター特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致数（累計）	10 社	10 社
	平成 30 年度		20 社	20 社
	令和元年度		4 年間で 40 社	35 社
	令和 2 年度		4 年間で 40 社	—

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定。

平成 26 年度から平成 30 年度まで目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 1 法人で約 2,360 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されたため、産業・企業の集積に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	特区事業の実施によるライフィノベーション分野における経済効果（特区関連事業による投資額）	115 億円	119 億円
	平成 30 年度		81 億円	141 億円
	令和元年度		87 億円	116 億円
	令和 2 年度		93 億円	135 億円

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定。

平成 28 年度は目標未達成であったが、平成 29 年度以降は目標を達成し、平成 30 年度以降目標値を大きく上回る成果が続いている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 5 法人で約 1,267 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用によって一定程度の革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がっているため、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に一定の効果があるといえ、今後も本税制の一層の活用が期待される。

アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	中部地域における航空宇宙産業の生産高 (代替指標：中部地域における航空機・部品の生産高)	7,000 億円	7,925 億円
	平成 30 年度		7,400 億円	7,598 億円
	令和元年度		7,800 億円	7,796 億円
	令和 2 年度		8,200 億円	5,663 億円

平成 28 年度から令和元年度にかけて毎年度目標を達成し、継続的に成果を挙げている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標を達成することはできなかったが、本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 23 法人で約 25,729 百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されたため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

関西イノベーション国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	研究段階（入口）における効果 特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額（累積）	470 億円	510 億円
	平成 30 年度		490 億円	590 億円
	令和元年度		510 億円	593 億円
	令和 2 年度		540 億円	616 億円

平成 29 年度から令和 2 年度にかけて毎年度目標を達成している。過去を通して概ね設定した目標値で推移している。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 3 法人で約 9,769 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化されているため、当該産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

グリーンアジア国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	当地域が貢献する環境を軸とした 産業の年間売上高	2.67 兆円	3.10 兆円
	平成 30 年度		3.35 兆円	3.53 兆円
	令和元年度		4.20 兆円	3.70 兆円
	令和 2 年度		5.19 兆円	3.29 兆円

平成 28 年度から平成 30 年度まで目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 21 法人で約 30,343 百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進されたため、当該産業の年間売上高の増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

なお、令和 2 年度に特区自治体に対して実施した税制支援措置活用に関するアンケート調査によると、特区自治体への効果として、税制支援措置は、設備投資、雇用増、収益増、企業誘致等の効果を複合的にもたらすとされている。（あづさ監査法人調査調べ）

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  
国際戦略総合特区全体の税制支援対象設備投資総額は 23 社、

		82 件で 371 億円に上った。 昨年度実施した事業創出効果等の調査報告書によると、この設備投資額が創出した、直接効果・間接 1 次波及効果・間接 2 次波及効果を合算した事業創出効果（総合経済波及効果）は約 167 億円と推計される。 ただし、事業創出効果は（総合経済波及効果）約 167 億円は、税の軽減効果約 40 億円より上回っていることから、税制上の支援措置は国際戦略総合特区の域内経済に一定程度貢献しているものと考えられる。 また、これらの設備投資がもたらした雇用誘発効果は合計で約 630 人と推計され、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与するといえる。 なお、各特区の企業に対するアンケートを実施したところ、今後の税制支援措置の活用を希望する企業が 58% であり、設備投資を行う際の意思決定比重として、税制支援措置によるキャッシュフロー創出効果を選択する企業が全体の 25.3% であり、税制上の支援措置が企業の意思決定に直接寄与していると言える。（あづさ監査法人調査調べ）
⑤ 税収減を是認する理由等		特区への調査結果によると、平成 29 年度から令和元年度までの国際戦略総合特区全体の税制支援対象設備投資総額は 23 社、82 件で 371 億円に上った。 昨年度実施した事業創出効果等の調査報告書によると、この設備投資額が創出した、直接効果・間接 1 次波及効果・間接 2 次波及効果を合算した事業創出効果（総合経済波及効果）は約 167 億円と推計され、同期間の減収額約 40 億円より上回っていることから、税制上の支援措置は国際戦略総合特区の域内経済に一定程度貢献しているものと考えられる。

11	相当性	① 税制特別措置等によるべき妥当性等	財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一體として実施することで政策目的の達成を目指している。  補助金等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。  一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や投資税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		
令和元年8月(R1 内閣 04)			

(別紙 1)

## 適用数等及び減収額の算定根拠

平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	23 件	特区に対する調査	
②特別償却実施額	1495 百万円	特区に対する調査	
③税額控除実施額	3110 百万円	特区に対する調査	
④減収額	3936.49 百万円 3816.19 百万円 +24.49 百万円+95.81 百万円	(⑤)+(⑥)+(⑦)	
⑤法人税	3816.19 百万円 (1495 百万円 × 23.4%+3110 百万 円) × (1+10.3%)	(②)×税率+(③) × (1+税率)	
⑥法人住民税	24.49 百万円 1495 百万円 × 23.4% × 7.0%	②×税率×税率	
⑦法人事業税	95.81 百万円 14.95 百万円+80.86 百万円	⑧+(⑨)	
⑧所得割	14.95 百万円 1495 百万円 × 1%	②×税率	
⑨特別法人事業税	80.86 百万円 3110 百万円 × 1% × 260%	③×税率	

平成30年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	24件	特区に対する調査	
②特別償却実施額	2370百万円	特区に対する調査	
③税額控除実施額	1695百万円	特区に対する調査	
④減収額	2587.88百万円	2481.29百万円 +38.82百万円+67.77 百万円  (⑤+⑥+⑦)	
⑤法人税	2481.29百万円	(2370百万円× 23.4%+1695百万 円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)× (1+税率)
⑥法人住民税	38.82百万円	2370百万円×23.4% ×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	67.77百万円	23.7百万円+44.07 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	23.7百万円	2370百万円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	44.07百万円	1695百万円×1%×	③×税率

令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	11件	特区に対する調査	
②特別償却実施額	12百万円	特区に対する調査	
③税額控除実施額	4088百万円	特区に対する調査	
④減収額	4618.77百万円	4512.16百万円+0.2 百万円+106.41百万 円  (⑤+⑥+⑦)	
⑤法人税	4512.16百万円	(12百万円×23.4% +4088百万円)×(1 +10.3%)	(②×税率+③)× (1+税率)
⑥法人住民税	0.2百万円	12百万円×23.4%× 7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	106.41百万円	0.12百万円+106.29 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0.12百万円	12百万円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	106.29百万円	4088百万円×1%×	③×税率

令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	9件	特区に対する調査	
②特別償却実施額	276百万円	特区に対する調査	
③税額控除実施額	3902百万円	特区に対する調査	
④減収額	4483.88百万円	4375.14百万円+4.52 百万円+104.21百万 円  (⑤+⑥+⑦)	
⑤法人税	4375.14百万円	(276百万円×23.4% +3902百万円)×(1 +10.3%)	(②×税率+③)× (1+税率)
⑥法人住民税	4.52百万円	276百万円×23.4% ×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	104.21百万円	2.76百万円+101.45 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	2.76百万円	276百万円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	101.45百万円	3902百万円×1%×	③×税率

令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	24件	特区に対する調査	
②特別償却実施額	1291.61百万円	特区に対する調査	
③税額控除実施額	2564.25百万円	特区に対する調査	
④減収額	3262.48百万円	3161.73百万円 +21.16百万円+79.59 百万円  (⑤+⑥+⑦)	
⑤法人税	3161.73百万円	(1291.61百万円× 23.4%+2564.25百万 円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)× (1+税率)
⑥法人住民税	21.16百万円	1291.61百万円× 23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	79.59百万円	12.92百万円+66.67 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	12.92百万円	1291.61百万円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	66.67百万円	2564.25百万円×1% ×260%	③×税率

令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	18 件	特区に対する調査	
②特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③税額控除実施額	6631.53 百万円	特区に対する調査	
④減収額	7487 百万円	7314.58 百万円+0 百 万円+172.42 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	7314.58 百万円	(0 百万円 × 23.4% + 6631.53 百万円) × (1 + 10.3%)	((②×税率+③) × (1 + 税率))
⑥法人住民税	0 百万円	0 百万円 × 23.4% × 7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	172.42 百万円	0 百万円+172.42 百 万円	⑧+⑨
⑧所得割	0 百万円	0 百万円 × 1%	②×税率
⑨特別法人事業税	172.42 百万円	6631.53 百万円 × 1% × 260%	③×税率

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	7 件	特区に対する調査	
②特別償却実施額	113.90 百万円	特区に対する調査	
③税額控除実施額	41.50 百万円	特区に対する調査	
④減収額	79.26 百万円	75.17 百万円+1.87 百万円+2.22 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	75.17 百万円	(113.90 百万円 × 23.4%+41.50 百万 円) × (1 + 10.3%)	((②×税率+③) × (1 + 税率))
⑥法人住民税	1.87 百万円	113.90 百万円 × 23.4% × 7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	2.22 百万円	1.14 百万円+1.08 百 万円	⑧+⑨
⑧所得割	1.14 百万円	113.90 百万円 × 1%	②×税率
⑨特別法人事業税	1.08 百万円	41.50 百万円 × 1% × 260%	③×税率

## ＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣05-1）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等 (沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)						
措置内容	令和元年度時点	沖縄の経済金融活性化特別地区において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①50%（建物等は25%）の特別償却又は②15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度 税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされた。</li> <li>対象事業から、自然科学研究所に属する事業、法律事務所に属する事業、特許事務所に属する事業、公認会計士事務所に属する事業及び税理士事務所に属する事業を除外</li> <li>特別償却措置における一の生産等設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が一定金額以上であることとの要件における「取得価額」が、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額とされた。</li> </ul>					
政策目的	金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。						
評価対象税目	義務対象		努力義務対象				
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項	租税特別措置法第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27						
要望内容	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく経済金融活性化特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。						
創設年度	H14	過去の政策評価の実績	H23内閣01、H25内閣21、H28内閣03、H30内閣03-1、H30内閣03-2、R2内閣02-1	区分	拡充・延長		

【適用状況】				【適用状況】				
特別償却				特別控除				
適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)	
H23				1	451	-	78	
				0	-	-	-	
				0	-	-	-	
H26	0	-	-	-	0	-	-	
H27	0	-	-	-	3	91,729	-	12,566
H28	1	10,528	-	1,254	2	67,828	-	8,749
H29	1	586	-	69	4	34,217	-	4,414
H30	1	246,907	-	29,309	4	62,998	-	8,127
R1	1	2,704	-	320	4	101,839	-	13,138

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

### 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等（特別償却又は法人税額の特別控除）		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	□新設	■拡充	■延長

#### (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（「特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする」、「特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする」、「特区内における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする」、「名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする」、「名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする」及び「名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする」）から新たな達成目標（「経済金融活性化産業の集積」及び「設備投資による付加価値額の増加」）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 所期の達成目標は、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値をそのまま設定していたものであるが、本特例措置の直接的な効果を把握できる指標ではなかった。したがって、今回の拡充等要望に併せて、本特例措置の活用による直接的効果を測定できる指標へ達成目標を変更し、有効性等を十分に明らかにすることができる達成目標を設定することとした。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

#### (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（平成28年度から令和元年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）と説明されているが、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」には適用数の記述はないことから、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 地方税の適用件数は「沖縄県調べ」によるものであるため、評価書を修正。なお、事業税の件数に誤りがあったため併せて以下のとおり修正。

項目	H28	H29	H30	R1	R2
所得控除	3	2	3	2	3
投資税額控除	2	4	4	4	5
特別償却（法人）	1	1	1	1	1
法人住民税	6	7	8	7	9
事業税	4	3	4	3	4

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

#### (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

#### (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（令和2年度の法人税）について、「推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。  
 ② 過去の減収額（令和2年度の法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。  
 ③ 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・② ご指摘のとおり評価書を修正。

- ③ 以下のとおり評価書を修正。

項目	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
所得控除	16	5	10	8	10
投資税額控除	68	34	63	102	90
特別償却	3	0.1	58	0.6	15
法人住民税	2	0	1	0.6	0.7
投資税額控除	9	4	8	7	6
特別償却	0	0	7	0	1
事業税	6	2	4	1	0.6
特別償却	1	0	22	0	1
合計	105	45.1	173	119.2	124.3

【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

#### (5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（令和3年度から5年度までの法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除19百万円、投資税額控除95百万円、特別償却15百万円、法人住民税は所得控除1百万円、投資税額控除7百万円、特別償却1百万円、事業税は所得控除1百万円、特別償却1百万円の減収を見込む。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (6) 過去の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていない。
- ② 所期の達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていない。
- ③ 所期の達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていない。
- なお、①、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ④ 所期の全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数4件（令和元年度の投資税額控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
- ⑤ 所期の全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数1件（令和元年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
- なお、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ⑥ 所期の達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（企業数：平成27年度40社、28年度36社、29年度42社、30年度49社、令和元年度48社及び2年度48社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑦ 所期の達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（従業員数：平成27年度1,095人、28年度1,100人、29年度1,046人、30年度1,109人、令和元年度1,206人及び2年度1,173人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 所期の達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（製造品出荷額等：平成27年度414.8億円、28年度412.8億円、29年度432億円及び30年度451億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 所期の達成目標（名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をイ

ンセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市への入込客数：平成27年度5,682千人、28年度5,633千人、29年度6,554千人、30年度6,661千人、令和元年度6,462千人及び2年度3,093人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

- ⑩ 所期の達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市の農業産出額：平成27年度73億円、28年度73億円、29年度72億円、30年度71億円及び令和元年度62億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

- ⑪ 所期の達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市の漁業生産量：平成27年度336トン、28年度330トン、29年度297トン及び30年度280トン）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪は、前回評価時においても同様の課題を指摘しているにもかかわらず、改善されていない。

- ⑫ 所期の全ての達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

## 【内閣府の補足説明】

①～③ 令和元年度及び令和2年度の実績が公表されていないため、効果の把握ができない。

- ④・⑤ 名護市における事業所数3,490社は沖縄県全体（78,658社）の4.4%であることを踏まえると、適用件数が僅少な原因是、名護市ののみが対象地域であることが主な要因と考えられる。

一方、制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることからも、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる。

なお、適用件数が僅少である理由の記載については、特別償却の原因が分析されていないとのご指摘を踏まえ、以下のとおり原因が明示的になるよう評価書を修正正。

「本制度は対象地域である名護市ののみに適用される特別措置であり、対象事業者数が少ないこと、加えて所得控除及び投資税額控除については、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。」

- ⑥～⑪ 達成目標を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、統計指標により本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難であるが、本特例措置を活用して名護市における企業集積が図られることで、政策目的である経済金融の活性化が図られることとなると考える。なお、令和4年度以降は、より一層適切な効果測定を可能とすべく、達成目標を見直すこととしている。

- ⑫ 所期の達成目標については、まだ目標の最終年度である令和3年度の数値まで明らかになっていないが、現時点の実績値によると目標値には達していない。しかしながら、H26の制度創設以降着実に立地企業数や適用件数は増加傾向であり、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されるところではあるが、今後も順調に推移していくことが窺えるものであり、引き続き本特例措置を活用して沖縄における

経済金融の活性化を図ることは必要である。
【点検結果】
①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることからも、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる」との説明では、適用実態が僅少であることを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。
⑥～⑪ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑫ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できない見込みにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（「経済金融活性化産業の集積」及び「設備投資による付加価値額の増加」）に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、新規立地企業数及び制度活用した設備投資による付加価値額の増加額が示されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 達成目標（経済金融活性化産業の集積及び設備投資による付加価値額の増加）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（令和3年度から5年度までの特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因是分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 過去の企業立地状況及び国税の適用実績を基に沖縄県が算出したもの。評価書にもその旨追記済み。
② 名護市における事業所数3,490社は沖縄県全体（78,658社）の4.4%であることを踏まえると、特別償却の適用件数が僅少な原因は、名護市ののみが対象地域であることが主な要因と考えられる。
一方、制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることからも、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる。
【点検結果】
① 達成目標（「経済金融活性化産業の集積」及び「設備投資による付加価値額の増加」）に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、「沖縄県試算」とあるが、何らかの試算を行っている場合には、計算式、計算に用いた数値及びその出典が必要であり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることからも、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる」との説明では、適用実態が僅少であることを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

## ＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣05-2）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等 (沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例)					
措置内容	令和元年度時点	沖縄の経済金融活性化特別地区において、主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、所得金額の40%相当額に特区内従業員数割合を乗じて計算した金額の特別控除ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	対象事業から自然科学研究所に属する事業、法律事務所に属する事業、特許事務所に属する事業、公認会計士事務所に属する事業及び税理士事務所に属する事業が除外					
政策目的		金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象		努力義務対象			
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第60条、第68条の63					
要望内容		沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく経済金融活性化特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。					
創設年度		H14	過去の政策評価の実績		H23内閣01、H25内閣21、H28内閣03、H30内閣03-3、R2内閣02-2	区分	延長

## 【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・千円)
H23	0	-	-	-
H24	0	-	-	-
H25	0	-	-	-
H26	0	-	-	-
H27	1	7,090	-	888
H28	3	65,016	-	7,744
H29	2	20,395	-	2,420
H30	3	43,849	-	5,206
R1	2	33,360	-	3,950

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等（認定法人の課税の特例）		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	□新設	□拡充	■延長

### (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（「特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする」、「特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする」、「特区内における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする」、「名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする」、「名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする」及び「名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする」）から新たな達成目標（「経済金融活性化産業の集積」及び「設備投資による付加価値額の増加」）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 所期の達成目標は、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値をそのまま設定していたものであるが、本特例措置の直接的な効果を把握できる指標ではなかった。したがって、今回の拡充等要望に併せて、本特例措置の活用による直接的効果を測定できる指標へ達成目標を変更し、有効性等を十分に明らかにすることができる達成目標を設定することとした。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（平成28年度から令和元年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）と説明されているが、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」には適用数の記述はないことから、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 地方税の適用件数は「沖縄県調べ」によるものであるため、評価書を修正。なお、事業税の件数に誤りがあったため併せて以下のとおり修正。

項目	H28	H29	H30	R1	R2
所得控除	3	2	3	2	3
投資税額控除	2	4	4	4	5
特別償却（法人）	1	1	1	1	1
法人住民税	6	7	8	7	9
事業税	4	3	4	3	4

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。【内閣府の補足説明】  
—【点検結果】  
なし。

### (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（令和2年度の法人税）について、「推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。  
 ② 過去の減収額（令和2年度の法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。  
 ③ 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、所得控除の制度の減収額が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・② ご指摘のとおり評価書を修正。  
 ③ 以下のとおり評価書を修正。

項目	年度 H28	H29	H30	R1	R2	
所得控除	16	5	10	8	10	
投資税額控除	68	34	63	102	90	
特別償却	3	0.1	58	0.6	15	
法人住民税	所得控除	2	0	1	0.6	0.7
	投資税額控除	9	4	8	7	6
	特別償却	0	0	7	0	1
事業税	所得控除	6	2	4	1	0.6
	特別償却	1	0	22	0	1
合計	105	45.1	173	119.2	124.3	

【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（令和3年度から5年度までの法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、所得控除の制度の減収額が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除19百万円、投資税額控除95百万

円、特別償却15百万円、法人住民税は所得控除1百万円、投資税額控除7百万円、特別償却1百万円、事業税は所得控除1百万円、特別償却1百万円の減収を見込む。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (6) 過去の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていない。
- ② 所期の達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていない。
- ③ 所期の達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていない。  
なお、①、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ④ 所期の全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（令和元年度の所得控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因是分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ⑤ 所期の達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（企業数：平成27年度40社、28年度36社、29年度42社、30年度49社、令和元年度48社及び2年度48社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果を把握されていない。
- ⑥ 所期の達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（従業員数：平成27年度1,095人、28年度1,100人、29年度1,046人、30年度1,109人、令和元年度1,206人及び2年度1,173人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑦ 所期の達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（製造品出荷額等：平成27年度414.8億円、28年度412.8億円、29年度432億円及び30年度451億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 所期の達成目標（名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市への入込客数：平成27年度5,682千人、28年度5,633千人、29年

度6,554千人、30年度6,661千人、令和元年度6,462千人及び2年度3,093人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

- ⑨ 所期の達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市の農業産出額：平成27年度73億円、28年度73億円、29年度72億円、30年度71億円及び令和元年度62億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

- ⑩ 所期の達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市の漁業生産量：平成27年度336トン、28年度330トン、29年度297トン及び30年度280トン）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

- なお、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ⑪ 所期の全ての達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

## 【内閣府の補足説明】

- ①～③ 令和元年度及び令和2年度の実績が公表されていないため、効果の把握ができない。

- ④ 当該箇所における「黒字化が困難」という記載については、会計法上ではなく税法上における決算状況を示しているものであり、税法上赤字となっている企業においては所得控除が利用できることから、適用数が僅少である要因の一つとなると考える。また、名護市における事業所数3,490社は沖縄県全体（78,658社）の4.4%であることを踏まえると、適用件数が僅少な要因は、黒字化に時間を要することに加えて、名護市のみが対象地域であることが主な要因と考えられる。

- 一方、制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体会の50%となっていることからも、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる。

- なお、適用件数が僅少である理由の記載については、別途特別償却の原因が分析されないとご指摘いただいていることを踏まえ、以下のとおり原因が明示的になるよう評価書を修正。

- 「本制度は対象地域である名護市ののみに適用される特別措置であり、対象事業者数が少ないと、加えて所得控除及び投資税額控除については、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。」

- ⑤～⑩ 達成目標を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、統計指標により本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難であるが、本特例措置を活用して名護市における企業集積が図られることで、政策目的である経済金融の活性化が図られることとなると考える。なお、令和4年度以降は、より一層適切な効果測定を可能とすべく、達成目標を見直すこととしている。

- ⑪ 所期の達成目標については、まだ目標の最終年度である令和3年度の数値まで明らかになっていないが、現時点の実績値によると目標値には達していない。しかしながら、H26の制度創設以降着実に立地企業数や適用件数は増加傾向であり、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されるところではあるが、今後も順調に推移していくことが窺えるものであり、引き続き本特例措置を活用して沖縄における

経済金融の活性化を図ることは必要である。
【点検結果】
①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることからも、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる」との説明では、適用実態が僅少であることを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。
⑤～⑩ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できない見込みにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将來の効果
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（「経済金融活性化産業の集積」及び「設備投資による付加価値額の増加」）に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、新規立地企業数及び制度活用した設備投資による付加価値額の増加額が示されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 達成目標（経済金融活性化産業の集積及び設備投資による付加価値額の増加）に対する将来の効果について、予測される将来の適用件数6件（令和3年度から5年度まで所得控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因是分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 過去の企業立地状況及び国税の適用実績を基に沖縄県が算出したもの。評価書にもその旨追記済み。
② 名護市における事業所数3,490社は沖縄県全体（78,658社）の4.4%であることを踏まえると、所得控除の適用件数が僅少な原因は、事業開始後黒字化に時間を要することに加えて、名護市ののみが対象地域であることが主な要因と考えられる。
一方、制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることからも、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる。
【点検結果】
① 達成目標（「経済金融活性化産業の集積」及び「設備投資による付加価値額の増加」）に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、「沖縄県試算」とあるが、何らかの試算を行っている場合には、計算式、計算に用いた数値及びその出典が必要であり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることからも、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる」との説明では、適用実態が僅少であることを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税7) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税6)
		② 上記以外の対象税目	(所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分の別		
4	内容		
<p>【新規・拡充・延長】</p> <p>I [単独・主管・共管]</p> <p>現行制度の概要</p> <p>(1) 国税（ア～ウは選択制）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 所得控除（法人税）           <ul style="list-style-type: none"> <li>事業認定法人の所得 × 40% × 経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入（法人設立後 10 年間）</li> </ul> </li> <li>イ 投資税額控除（法人税）           <ul style="list-style-type: none"> <li>対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除               <ul style="list-style-type: none"> <li>1,000 万円を超える建物及びその附属設備 8 %、 100 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 15 %</li> <li>法人税額の 20 %が上限額、繰越 4 年、取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>ウ 特別償却（法人税、所得税）           <ul style="list-style-type: none"> <li>1,000 万円を超える建物及びその附属設備 25 %、 100 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 50 %</li> <li>取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</li> </ul> </li> <li>エ エンジル税制（所得税）           <ul style="list-style-type: none"> <li>事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者（=指定会社）へ投資を行った個人に対する租税特別措置               <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）指定会社へ投資した年（a と b は選択制）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 「投資額 - 2,000 円」を総所得金額から控除</li> <li>b. 投資額を他の株式譲渡益から控除</li> </ul> </li> <li>（イ）指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算（繰越 3 年）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税           <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動）</li> </ul> </li> </ul>			

5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和 3 年 8 月 分析対象期間：平成 28 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 26 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済金融活性化特別地区を創設</li> <li>・金融特区を廃止</li> </ul> 平成 29 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 年間延長</li> </ul> 平成 31 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 年間延長</li> </ul> 令和 3 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 年間延長</li> </ul>
8	適用又は延長期間	2 年間（令和 4 ～ 5 年度）

9 必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2021について（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。</p> <p>○新たな沖縄振興策の検討の基本方向（内閣府案）（令和3年8月）</p> <p>1 新たな沖縄振興策の必要性</p> <p>現行の沖縄振興特別措置法では、沖縄の特殊事情に鑑み、県・市町村など地元の取組を支援する一括交付金や高率補助、特区・地域制度など様々な特別措置が設けられ、これらとあわせ国として必要に応じ個別の補助事業等を実施することにより沖縄振興策は推進されてきた。</p> <p>これらの振興策により、現行の振興計画期間中、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示したほか、社会資本の整備等の面で本土との格差が縮小するなど、一定の成果が見られた。</p> <p>しかしながら、一人当たり県民所得が全国最下位にとどまるほか、子供の相対的貧困率が全国を大きく上回る水準にあるなど、法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて依然として様々な課題が存在しており、今一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要がある。（後略）</p> <p>2 新たな沖縄振興の法的枠組み</p> <p>法的措置の枠組みとしては、以下の諸課題に対応するため、国が新たな基本方針を策定し、これに基づき県が振興計画を策定するとともに、法的根拠の必要な特別措置など所要の規定を整備することとする。</p> <p>3 産業の振興</p> <p>産業の振興については、これまでの振興策により、入域観光客数や観光収入、各種産業の売上高などについて増加が見られたものの、生産性向上やおきなわブランドの確立等については必ずしも十分ではなく、また、コロナ禍に伴い、沖縄が外的な変化に脆弱であるなどの課題も顕在化している。</p> <p>このため、観光業や農林水産業、製造業等を始めとする沖縄の特性を活かした県内産業間の連携強化、商品・サービス等の高付加価値化やブランド化、新技術の活用による産業の高度化の推進などが重要である。</p> <p>また沖縄では、中小企業の割合が高く、競争力ある産業の育成や労働生産性向上のほか、デジタル化やグリーン投資による生産</p>			<p>性の向上、さらに、それらを支える産業人材の育成等を進めることが重要である。</p> <p>このため、沖縄の自立的発展に資する競争力ある産業育成や労働生産性の向上のため、強くしなやかな産業振興策を実施する。</p> <p>(1) 競争力強化・生産性向上のための横断的な取組</p> <p>① デジタル化</p> <p>企業におけるデジタル化やAIの導入により、新たなビジネスモデルを構築し、労働生産性を向上させることも可能になる。（後略）</p> <p>② (略)</p> <p>③ 産業人材の育成・中小企業支援</p> <p>沖縄においては、従業者数で捉えても約9割が中小企業に雇用されているなど、地域経済を支える中小企業の役割は大きく、中小企業の競争力強化や経営力向上に向けた支援が重要である。（後略）</p> <p>(4) 製造業・物流産業等の振興</p> <p>沖縄においては、製造業の構成比が小さいことが、労働生産性や一人当たり県民所得の低さの要因の一つとされており、域外でも稼げる企業の誘致や支援を通じて、沖縄の優位性を活かした製造業の育成や新事業・新産業の創出を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した高付加価値な製品開発や地域ブランドの強化などを進めることが重要である。</p> <p>さらに近年では、那覇空港第2滑走路を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備、海外との物流ネットワークの形成等が進み、沖縄の域外への事業展開を可能とする環境が整ってきている。</p> <p>このため、沖縄の産業の競争力強化の観点から、企業の域外競争力向上に向けた取組の強化などを支援する。</p> <p>また、沖縄における新事業・新産業の創出や産業の課題解決、物流環境の変化への対応などの観点から、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域、経済金融活性化特別地区の各制度（税制）を見直すなどの措置を講ずる。</p> <p>7 北部の振興</p> <p>北部地域においては、過疎化や人口減少が進む地域を多く抱え、また、所得面でも本島中南部とは一定程度の格差があるなど、依然として大きな課題が残っている。</p> <p>一方で、北部地域には世界自然遺産に登録された豊かな自然環境を始めとする様々な強みも存在している。</p> <p>このため、県土の均衡ある発展を図る観点から、様々な好機を着実に捉えて北部地域が発展するよう、定住条件の整備及び産業の振興のために必要な支援を行う。</p> <p>○沖縄振興審議会 意見具申（令和3年8月23日）</p> <p>(前略) 今後は、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化といった時代潮流を的確に捉えながら、沖縄の優位性を活かした民間主導の強くしなやかな自立型経済の発展を目指していく必要がある。そのためには、グリーン社会への移行に向けた取組やデジタルトランスフォーメーション（DX）を迅速かつ強</p>

	<p>力に推進することで、沖縄の不利性を克服するチャンスとし、持続可能な形で産業振興、社会資本整備、地域振興等の沖縄振興の取組を一層深化させていくことが重要である。(後略)</p> <p>(参考) ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p><b>第五節 経済金融活性化特別地区</b> (経済金融活性化特別地区的指定)</p> <p>第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るために必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。 2～5 (略)</p> <p>(経済金融活性化特別地区における事業の認定)</p> <p>第五十六条 経済金融活性化特別地区的区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4 (略)</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (1) 観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的</p>			<p>な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>(5) 金融業及び金融関連業</p> <p>金融業及び金融関連業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。</p> <p>このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。</p> <p>(6) 農林水産業</p> <p>沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を生かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域（EEZ）を抱える離島地域の基幹産業として地域振興や国土の保全に貢献している。このことから、引き続き、沖縄の優位性と地域の特色を生かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興、多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることが重要である。</p> <p>このため、台風等の自然災害や病害虫被害を克服しつつ、安全・安心で収益性の高い農林水産物の生産振興と6次産業化の推進や、先駆的で経営感覚の優れた農業経営者の育成・確保と農地集積の推進、優良農地の確保、農林水産物の生産性向上等に資する生産基盤の整備・保全と農林水産技術等の開発・普及の促進、高品質な農林水産物の流通高度化と国内外への販売強化による沖縄ブランドの確立等を図る。また、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。</p> <p>12 その他の基本的な事項 (3) 北部振興 県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、</p>
--	--	--	--	--

		情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。
②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】9 沖縄政策 【施策】9 沖縄振興に関する施策の推進
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>達成目標①: 経済金融活性化産業の集積</p> <p>測定指標①: 制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数</p> <p>目標値①: 令和5年度までに22社</p> <p>達成目標②: 設備投資による付加価値額の増加</p> <p>測定指標②: 制度を活用した設備投資による付加価値の増加額</p> <p>目標値②: 令和5年度までに440万円</p> <p>達成目標③: 事業拡大・新たな事業展開等の促進</p> <p>測定指標③: 制度(エンジエル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数</p> <p>目標値③: 令和5年度までに4件</p> <p>なお、上記の達成目標及び測定指標は、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の拡充等要望に併せて見直しを行うものであり、前回の事前評価までは以下のとおり達成目標及び測定指標を設定していたため、後掲の『政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況』の欄には、以下の達成目標等を踏まえた達成状況等を記載している。</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融及び情報関連企業数 65社 (金融関連企業30社、情報通信関連企業35社)</li> <li>・金融及び情報関連企業における雇用者数 1,694人 (金融関連企業770人、情報通信関連企業924人)</li> <li>・製造品出荷額等 520億円</li> <li>・入込客数 819万人</li> <li>・農業産出額 91億円</li> <li>・漁業生産量 594トン</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>達成目標実現により経済金融活性化産業が集積し、かつ立地企業の企業活動が活発になることで、北部圏域の拠点都市である名護市のへの金融関連産業と実際経済の基盤となる産業の集積が進み経済金融が活性化し、周辺市町村を含む北部圏域の産業の振興や県土の均衡ある発展に寄与するものである。</p>

10	① 有効性等	① 適用数	1. 過去5年間の適用件数						
			(単位：件)						
			項目	H28	H29	H30	R1 R2		
※国税について、平成28年度から令和元年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。									
※令和2年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。									
※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、沖縄県調べ。									
2. 今後の適用見込み					令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除6件、投資税額控除10件、特別償却3件程度の適用を見込む。				
(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)									
②	② 適用額	1. 過去5年間の適用額	(単位：百万円)						
			項目	H28	H29	H30	R1 R2		
			所得控除	65	20	44	33 38		
※国税について、平成28年度から令和元年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。									
※令和2年度の国税の適用状況については、推計値。									
※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成28年度から令和元年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。									
※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。									
※事業税に地方法人特別税を含んでいる。									
③	③ 減収額	1. 過去5年間の減収額	(単位：百万円)						
			年度	H28	H29	H30	R1 R2		

		項目										
所得控除		16	5	10	8	10						
投資税額控除		68	34	63	102	90						
特別償却		3	0.1	58	0.6	15						
法人住民税	所得控除	2	0	1	0.6	0.7						
	投資税額控除	9	4	8	7	6						
	特別償却	0	0	7	0	1						
事業税	所得控除	6	2	4	1	0.6						
	特別償却	1	0	22	0	1						
合計		105	45.1	173	119.2	124.3						
※国税について、平成28年度から令和元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて算定。												
※令和2年度の国税の減収状況については、推計値(別紙参照)。												
※なお、試算において法人税率を平成28年度は23.9%、平成29年度～平成30年度は23.4%、令和元年度以降は23.2%とした。												
※地方税について、平成28年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。												
※令和2年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%を乗じて算定												
※令和2年度の事業税は、所得控除・特別償却の適用額に税率6.47%を乗じて算定												
2. 今後の減収額見込み												
令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除19百万円、投資税額控除95百万円、特別償却15百万円、法人住民税は所得控除1百万円、投資税額控除7百万円、特別償却1百万円、事業税は所得控除1百万円、特別償却1百万円の減収を見込む。												
(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)												
(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率7%を乗じた額。)												
(事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率6.47%を乗じた額。)												
④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》											
	1. 政策目的の達成状況											
平成25年度から令和2年度までの8年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34社から48社へ、当該企業の雇用者数も1,042人から1,173人へ増加している。												
なお、令和元年度に名護市に立地する情報・金融関連企業が納付した法人市民税額は約103百万円(名護市の法人市民税額全体の約18.2%に相当)で、令和元年度の地方税減収額を大きく回り、名護市の重要な税収源となっている。												
また、製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成30年度には約451億円へと約83億円増加しており、経済活性化が着実に進んでいるものと考えられる。												
今後も好調な流れを維持しつつ、県土の均衡ある発展による県民												

		所得の向上を目指し、引き続き多様な産業の集積によるさらなる経済金融の活性化を図る必要がある。							
2. 所期の目標の達成状況									
【達成目標】									
	項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	目標(R3)
企業数(社) ※名護市調べ	金融	14	16	14	15	18	16	15	30
	情報	20	24	22	27	31	32	33	35
従業員数(人) ※名護市調べ	金融	486	477	506	456	505	530	531	770
	情報	556	618	594	590	604	676	642	924
製造品出荷額(億円) ※工業統計調査(沖縄県企画部)	366.4	414.8	412.8	432	451	-	-	-	520
名護市への入込客数(千人) ※名護市観光統計資料(名護市)	5731	5,682	5,633	6,554	6,661	6,462	3,093	8,190	
名護市の農業生産額(億円) ※市町村別農業生産額(農林水産省)	68	73	73	72	71	62	-	-	91
名護市の漁業生産量(トン) ※農林水産統計年報(沖縄総合事務局)	420	336	330	297	280	-	-	-	594
《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》									
令和2年度における本制度の活用企業数は9社、活用企業による雇用者数も301人と着実に増加しており、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。									
また、名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答(n=71)しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている。									
【測定指標】令和5年度までに									
進出後に本税制を活用した企業数 14社									
本税制を活用した企業による雇用者数の増加 435人									
実績・見込み :									
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
活用企業数(指標)	8	10	15	18	20	22	11	14	
活用企業数(実績)	6	7	8	7	9	-	-	-	
活用企業数(見込み)	-	-	-	9	7	9	11	14	
雇用者数(指標)	136	170	255	306	340	374	-	-	
雇用者数(実績)	213	157	283	276	301	-	-	-	
雇用者数(見込み)	-	-	-	280	218	280	342	435	

		<p>※測定指標はH28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。</p> <p>※平成28年度から令和元年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」。令和2年度は沖縄県調査。</p> <p>※令和3年度から令和5年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。</p> <p>※雇用者数（実績）は沖縄県調査。</p> <p>なお、令和4年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標等を「《租税特別措置等により達成しようとする目標》」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。</p> <p><b>【令和4年度以降の達成見込み】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規立地企業数</td><td>9</td><td>13</td></tr> <tr> <td>制度活用した設備投資による付加価値額の増加額（円万）</td><td>147</td><td>297</td></tr> <tr> <td>制度（エンジエル税制）を活用した資金調達による新規事業開拓件数（件）</td><td>1</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p>※過去の適用実績等による沖縄県試算。</p> <p><b>2. 制度が延長できない場合の影響</b></p> <p>沖縄本島北部圏域は過疎地域が多く存在し、県内他圏域に比べて1人あたり市町村民所得が低い現状にある。このため、県及び名護市では本制度を含む各種施策の実施により企業誘致及び県民所得向上等に取り組み、北部圏域の経済活性化による県土の均衡ある発展を図ってきた。また、国においても道路や港湾等のインフラ整備に取り組むなど、北部圏域の自立的発展の条件整備を進めているところである。</p> <p>これら取組みによって北部圏域の活性化に一定の成果を上げてきたものの、当該地域はいまだに他圏域と比較して経済基盤は弱く、均衡ある発展に向けては引き続き整備された産業基盤等を有効利用する企業等を誘致し、地域の雇用を創出しつつ経済を活性化させていく必要がある。</p> <p>しかしながら、本制度が延長できない場合、名護市への新規立地及び立地企業による設備投資等のインセンティブがなくなり※、定住の重要な条件となる雇用を創出できず、県土の均衡ある発展、ひいては沖縄県の自立型経済構築に支障が出てくることが懸念される。</p> <p>※名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答している。(n=71)</p> <p>この他、令和2年度沖縄県企業誘致セミナー（オンラインにて2回開催）における参加者アンケートにおいても、沖縄の投資環境として関心のある項目で「特区・地区制度による税制の優遇措置」や、立地を検討する上での希望する支援として「税制上の優遇措置」がともに第1位となっており、本制度が企業にとって一定のインセンティブとなっているといえる。</p>		R4	R5	新規立地企業数	9	13	制度活用した設備投資による付加価値額の増加額（円万）	147	297	制度（エンジエル税制）を活用した資金調達による新規事業開拓件数（件）	1	3		<p><b>3. 適用実績が僅少な理由</b></p> <p>本制度は対象地域である名護市のみに適用される特別措置であり、対象事業者数が少ないこと、加えて所得控除及び投資税額控除については、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。</p> <p>一方、制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、政策目的である経済金融活性化産業の集積に効果があるものと考えられる。引き続き制度を誘因として企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促し、更なる経済金融の活性化を図っていかたい。</p> <p><b>4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み</b></p> <p>平成29年度から沖縄県産業振興公社に「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口」を設置し、税理士を配置した相談対応や事業説明会等の実施による制度活用企業の利便性向上を図っているところである。</p> <p>令和2年度からは、新たに作成した各種チラシや広告にQRコードを掲載し、利用者の利便性の向上を図るとともに、どのQRコードからアクセスしたかを追加することでホームページへの流入経路のアクセス解析を行っている。平成30年度から実施している名護市の出張相談窓口も引き続き実施し、北部地域の企業に対する周知等を図っている。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年度の相談件数は361件（うち経金特区20件）と令和元年度に比べ減少したが、初めてのオンラインセミナーを開催するなど企業や支援団体等への周知に努めている。</p> <p>また、名護市においては進出後の企業に対し、必要に応じて、今後の制度の活用見込みについて企業アンケートやヒアリングを行い、制度の活用を促進している。新たな取組として令和4年度以降は、経済金融活性化対象産業に対し、幅広く制度を周知するため、説明会やセミナーを開催する等、周知広報を強化する予定である。</p> <p><b>⑤ 税収減を是認する理由</b></p> <p>本制度は、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業の進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生まれる経済金融拠点の形成推進に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴い、これまで301名の雇用が生じているところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって特区内の総生産を令和2年度で約19億円、今後3年間（R3～R5）で68億円押し上げる経済効果が生じるものと試算される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税活用企業による雇用者数：301人</li> <li>・沖縄県の労働生産性：6,370,973円</li> <li>→県内総生産の押上げ効果：約19億円</li> </ul> <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額（名目県内総生産：4,505,641百万円／県内就業者数：707,214人）（「平成30年度県民経済計算」（沖縄県企画部）より試算）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後3年間の経済効果 R3： 280人 × 6,370,973円 = 18億円</li> </ul>
	R4	R5														
新規立地企業数	9	13														
制度活用した設備投資による付加価値額の増加額（円万）	147	297														
制度（エンジエル税制）を活用した資金調達による新規事業開拓件数（件）	1	3														

		<p>R4 : 342人 × 6,370,973円 = 22億円      R5 : 435人 × 6,370,973円 = 28億円      計 68億円</p> <p>これらを踏まえると、本制度は税収減(R3～R5で4億円見込み)を是認するに足る効果があるものと考えられる。</p>
11 相当性	① 税特例措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るために、金融業、情報通信関連業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、限られた財源のもと特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で投資に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。</p> <p>また、本特例措置は適用要件を設けており、沖縄の経済金融の活性化等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく必要最小限の措置となっている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度の他に沖縄振興特別推進交付金等による補助事業もあるが、これら補助事業では地理的不利性の解消や新事業創出のための開発支援、販路拡大・商流構築支援等を行っているのに対し、本制度は事業者の建物取得や設備投資等への支援を行うことで地域経済の内発的発展を促進しており、役割分担を図っている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12 有識者の見解	-	
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年8月(R2内閣02)	

実績値	事業認定件数(累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計
		件数	適用額	減収額	件数	適用額(減収額)	件数	適用額	減収額	
H26年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27年度	4	1	7	2	3	92	0	0	0	94
H28年度	5	3	65	15	2	68	11	11	3	86
H29年度	5	2	20	4.6	4	34	11	11	0.2	39
H30年度	3	3	44	10.2	4	63	11	247	57	131
R元年度	5	2	33	7.7	4	102	11	3	0.7	110
合計	24	11	169	39.5	17	359	4	262	61.2	459.7
平均	4	2	28	7	3	60	1	44	10	77
1件あたりの額	-	-	14	4	-	20	-	44	10	11
										適用額計 790.0

※各年度実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。

※法人税率については、平成26～29年度は23.4%、平成30年度以降は23.2%として試算。

#### 推計値(下線は推計)

##### (1) 取得下限額を引き下げた場合【拡充】

仮定 ①特区内企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業・宿泊業、娯楽業) 出所:名護市調べ  
過去7年間の伸び率から、年3.5%増加すると試算する。

企業数(件)	伸び率	平均
平成25年度	218	-
平成26年度	236	8.3%
平成27年度	247	4.7%
平成28年度	268	8.5%
平成29年度	265	-1.1%
平成30年度	289	9.1%
令和元年度	271	-6.2% 3.9%

増加企業数

令和2年度	282	11
令和3年度	293	11
令和4年度	304	11
令和5年度	316	12

仮定 ②認定企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業・宿泊業、娯楽業)  
過去8年間の伸び率から、年25.3%増加すると試算する。

企業数(累計)(件)	伸び率	平均
平成25年度	-	-
平成26年度	2	-
平成27年度	4	100.0%
平成28年度	5	25.0%
平成29年度	5	0.0%
平成30年度	3	-40.0%
令和元年度	5	66.7%
令和2年度	5	0.0% 25.3%

増加企業数

令和3年度	6	1
令和4年度	8	2
令和5年度	10	2

仮定 ③認定企業は、認定2年後から所得控除を適用する。

仮定 ④所得控除1件当たりの適用額は14百万円とする。

仮定 ⑤立地企業が投資税額控除を適用する割合は、取得下限額の引き下げにより3.19%に増加すると仮定。  
(H26-R1平均適用割合:1.14% 【適用平均3社/立地企業数H26-R1平均263社】)

仮定 ⑥投資額控除1件あたりの適用額は10百万円とする。

仮定 ⑦立地企業が特別償却を適用する割合は、取得下限額の引き下げにより1.06%に増加すると仮定。  
(H26-R3平均適用割合:0.38% 【適用平均1件/立地企業数H26-R1平均263件】)

仮定 ⑧特別償却1件あたりの適用額は22百万円とする。

①～⑧の仮定に基づき試算

企業数	事業認定件数(累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計
		件数	適用額(14百万/件)	減収額	件数	適用額(減収額10百万/件)	件数	適用額(22百万/件)	減収額	
令和3年度	282	5	3	42	9.7	9	90.0	3	66.0	15.3 115.06
令和4年度	293	6	5	70	16.2	9	90.0	3	66.0	15.3 121.55
令和5年度	304	8	7	98	22.7	10	100.0	3	66.0	15.3 138.05
R2～R5合計	-	-	24	336	78	38	380	12	264	61 519
平年度	-	-	6	84	19	10	95	3	66	15 130
										適用額計 980.00

※法人税率については23.2%として試算。

## (2)単純延長の場合

仮定 ①特区内企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業・宿泊業、娯楽業) 出所:名護市調べ  
過去7年間の伸び率から、年3.9%増加すると試算する。

企業数(件) 伸び率 平均

平成25年度	218	-
平成26年度	236	8.3%
平成27年度	247	4.7%
平成28年度	268	8.5%
平成29年度	265	-1.1%
平成30年度	289	9.1%
令和元年度	271	-6.2%
		3.9%

増加企業数

令和2年度	282	11
令和3年度	293	11
令和4年度	304	11
令和5年度	316	12

仮定 ②認定企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業・宿泊業、娯楽業)  
過去8年間の伸び率から、年25.3%増加すると試算する。

企業数

(累計)(件) 伸び率 平均

平成25年度	-	-
平成26年度	2	-
平成27年度	4	100.0%
平成28年度	5	25.0%
平成29年度	5	0.0%
平成30年度	3	-40.0%
令和元年度	5	66.7%
令和2年度	5	0.0%
		25.3%

増加企業数

令和3年度	6	1
令和4年度	8	2
令和5年度	10	2

仮定 ③認定企業は、認定2年後から所得控除を適用する。

仮定 ④所得控除1件当たりの適用額は14百万円とする。

仮定 ⑤立地企業が投資税額控除を適用する割合は11.4%とする。  
投資税額控除 適用平均3社/立地企業数H26-R1平均263社

仮定 ⑥投資額控除1件あたりの適用額は20百万円とする。

仮定 ⑦立地企業が特別償却を適用する割合は0.38%とする。  
特別償却 適用平均1件/立地企業数H26-R1平均263件

仮定 ⑧特別償却1件あたりの適用額は44百万円とする。

①～⑧の仮定に基づき試算

企業数	事業認定件数 (累計)	(百万円)						
		所得控除		投資税額控除		特別償却		減収額計
		件数	適用額 (14百万/ 件)	件数	適用額 (減収額 20百万/ 件)	件数	適用額 (44百万/ 件)	
令和2年度	282	5	3	42	9.7	3	60.0	1 44.0 10.2 79.95
令和3年度	293	6	5	70	16.2	3	60.0	1 44.0 10.2 86.45
令和4年度	304	8	7	98	22.7	3	60.0	1 44.0 10.2 92.94
令和5年度	316	10	9	126	29.2	4	80.0	1 44.0 10.2 119.44
R2～R5合計	-	-	24	336	78	13	260	4 176 41 379
平年度	-	-	6	84	19	3	65	1 44 10 95
								適用額計 772.00

※法人税率については23.2%として試算。

## ＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣06）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等 (沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却)					
措置内容	令和元年度時点	沖縄の離島地域において、旅館業用建物等の取得等をした場合には、取得価額の8%の特別償却ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	特別償却措置における一の生産等設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が一定金額以上であることとの要件における「取得価額」が、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額とされた。					
政策目的		人口減少や高齢化の進行などの課題を抱える沖縄の離島地域において、本特例措置によって設備投資を促進することで、旅館業や農林水産物等販売業など、離島地域の自立的発展に重要な役割を担う離島の特色を生かした産業を振興し、当該地域における雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第45条、第68条の27					
要望内容		<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられる場合（次期通常国会に法律案提出予定）に、対象業種の拡充、取得価額要件の引下げ、割増償却への移行等の見直し（※）を行った上で適用期限を2年間延長する。</p> <p>※次に掲げる他の条件不利地域振興立法に係る税制特例措置を基にした内容の見直し（一部要件の拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度</li> <li>・奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度</li> <li>・過疎地域における事業用設備等に係る割増償却制度</li> </ul>					
創設年度		H9	過去の政策評価の実績	H23内閣03、H28内閣04、H30内閣04、R2内閣03		区分	拡充・延長

## 【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	0	-	-	-
H24	1	7,632	-	878
H25	1	71,112	-	8,132
H26	0	-	-	-
H27	0	-	-	-
H28	1	79,999	-	9,528
H29	2	185,520	-	17,019
H30	1	4,360	-	519
R1	3	248,457	-	29,420

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	□新設	■拡充	■延長

### (1) 達成目標

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（令和5年度までに沖縄の離島地域の就業者数61,150人）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 本特例措置の直接的效果を測るため、事前の確認手続の際、本特例を活用した事業者の当該設備投資に係る新規雇用者数について、調査を行う予定である。

#### 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

### (2) 過去の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（令和2年度）について、「H24年度～R元年度の平均値」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 別紙に追記。

#### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (3) 将来の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（令和3年度）について、「H24年度～R元年度の平均値」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
② 将來の適用数（令和4年度及び5年度のうち、旅館業を除く業種）について、「平年度値と同等を見込み推計」と説明されているが、「平年度値」の算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 別紙に追記。  
② 別紙に追記。

#### 【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (4) 過去の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（令和2年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「H24年度～R元年度の平均値」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

### 【内閣府の補足説明】

- ① 別紙に追記。

### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (5) 将來の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（令和3年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「H24年度～R元年度の平均値」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。  
② 将來の減収額（令和4年度及び5年度の法人税、法人住民税及び法人事業税のうち、旅館業を除く業種）について、「平年度値を5で除した値を「割増償却1件当たりの適用額＊」とし、上述の見込み件数に掛け合わせることで推計」と説明されているが、「平年度値」の算定根拠（計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 別紙に追記。  
② 別紙に追記。

#### 【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (6) 過去の効果

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する過去の効果（平成27年度から令和2年度まで）について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。

- ② 所期の達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数3件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ③ 所期の達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する過去の直接的な効果（平成29年度から令和2年度まで）について、「宿泊施設の増加数のうち適用要件を満たすものの数に対する本特例措置の適用件数の割合」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ④ 所期の達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成見込みとしているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 評価書に追記。  
② 要望書に記載のとおり、従前の達成目標である収容人員数は着実に増加しており、本特例措置が従前の達成目標の実現に一定程度有効な手段であると考えられる。  
③ 評価書を修正。宿泊施設数が増加すれば、目標である収容人員数も増加すると考えられるところから、また、本特例措置は、その性質から宿泊施設ごとに適用されることから、沖縄の離島地域における宿泊施設の増加数に対して、本特例措置が与えた効果を測定したところ。

④ 今般の要望にあたっては、従前の達成目標を達成見込みであること等も勘案し、評価書「9必要性等」で説明したとおり、政策目的及び達成目標を変更しているところ。
--

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する将來の効果（令和3年度）について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ② 達成目標（令和5年度までに沖縄の離島地域の就業者数61,150人）に対する将來の効果（令和4年度及び5年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ③ 達成目標（令和5年度までに沖縄の離島地域の就業者数61,150人）に対する将來の効果について、予測される将來の適用数6件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書に追記。
- ② 別紙に記載のとおり。なお、目標の達成を見込んだ上で本特例措置を要望しているため、将来的見込み値が目標値と一致するものと考えている。
- ③ 要望書に記載のとおり、改正初年度である令和4年度については、適用数がやや僅少となることが見込まれるが、令和5年度以降は、適用数も増加することが見込まれ、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 「R4年の見込み値は、R5年度に目標を達成することを見込み、かつ、就業者数が線形に推移するものとして算出」との説明では、将来予測を達成目標から逆算しており、目標値は算定根拠とならず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1 政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等	
2 対象税目	① 政策評価の対象税目  (法人税:義)(国税8) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)	② 上記以外の税目  (所得税、個人住民税:外)
3 要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4 内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税 ○特別償却(法人税、所得税) 沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新增設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度(建物・附属設備 8/100)</p> <p>(2) 地方税 ○法人住民税、個人住民税、事業税 沖縄の離島地域において、上記法人税、所得税の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。</p> <p>《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられる場合(次期通常国会に法律案提出予定)に、対象業種の拡充、取得価額要件の引下げ、割増償却への移行等の見直し(※)を行った上で適用期限を2年間延長する。 ※次に掲げる他の条件不利地域振興立法に係る税制特例措置を基にした内容の見直し(一部要件の拡充)。 ・離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度 ・奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度 ・過疎地域における事業用設備等に係る割増償却制度  ○見直し内容 1. 対象業種に、「製造業」、「農林水産物等販売業*」及び「情報サービス業等**」を追加する。 *「農林水産物等販売業」 沖縄の離島地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において販売することを目的とする事業 **「情報サービス業等」 ・情報サービス業 ・有線放送業</p>	
	<p>・インターネット付随サービス業 ・次に掲げる業務(情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前記に掲げる事業に係るものと除く。)及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業 ① 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧説の業務 ② 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務 (租税特別措置法施行規則第二十条の十六第六項と同様)</p> <p>2. 全対象業種の対象設備を、「機械及び装置、建物及びその付属設備並びに構築物」とする。</p> <p>3. 対象要件の「新設又は増設」を、「取得又は製作若しくは建設(建物等にあっては改修を含む。)」に見直す。</p> <p>4. 通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を、次のように見直す。 ○割増償却(5年間) 償却限度額 〔 機械・装置:普通償却限度額の 32/100 建物・付属設備、構築物:普通償却限度額の 62/100 〕</p> <p>5. 取得価額要件の下限額を「500万円以上」に引き下げる。 ※ただし、次のとおり資本金規模に応じて取得価額要件の下限額を区分する。 【旅館業・製造業】 ・個人又は資本金 5,000万円以下の法人:500万円以上の取得等 ・資本金 5,000万円超 1億円以下の法人:1,000万円以上の新增設に係る取得等 ・資本金 1億円超の法人:2,000万円以上の新增設に係る取得等 【農林水産物等販売業・情報サービス業等】 ・個人又は資本金 5,000万円以下の法人:500万円以上の取得等 ・資本金 5,000万円超の法人:500万円以上の新增設に係る取得等</p> <p>6. 特例措置の適用に当たって、事前の確認手続を導入する。 沖縄県又は市町村が、当該地域における産業振興を促進するための計画を策定した上で、事業者が適用を受けようとする際、当該計画に適合する旨の事前の確認を受けることを要件化する。 (※当該計画の策定主体や記載事項等を始め、事前の確認手続の詳細については、改正沖縄振興特別措置法における離島振興の在り方</p>	

		等の見直しと一体的に検討する。)		
		《関係条項》 沖縄振興特別措置法第 93 条、第 94 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27 租税特別措置法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56		
5 担当部局		内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室		
6 評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 3 年 8 月 分析対象期間: 平成 29 年度～令和 5 年度		
7 創設年度及び改正経緯		平成 9 年度 制度創設 平成 14 年度 5 年延長 平成 19 年度 5 年延長 平成 24 年度 5 年延長 平成 29 年度 2 年延長 令和元年度 2 年延長 令和 3 年度 1 年延長		
8 適用又は延長期間		2 年間(令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)		
9 必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (1) 政策目的 人口減少や高齢化の進行などの課題を抱える沖縄の離島地域において、本特例措置によって設備投資を促進することで、旅館業や農林水産物等販売業など、離島地域の自立的発展に重要な役割を担う離島の特色を生かした産業を振興し、当該地域における雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。  (2) 施策の必要性 沖縄の離島振興については、これまで沖縄振興特別措置法等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、一定の成果を上げてきたが、依然として、遠隔性、散在性等の地理的条件不利性が存在し、本島に比して、物流等の高コスト構造がみられるほか、人口減少や高齢化の進行などの課題を抱えている。一方で、沖縄の離島地域は、特色ある自然環境や歴史、文化など多様な地域資源を有し、その保全や活用の観点からも、重要性が認められる。 そのため、沖縄の離島地域の地域社会の維持・活性化が必要であるが、当該地域における人口流出の抑制及び人口流入の拡大のためには、当該地域の自立的発展に重要な役割を担う離島の特色を生かした産業を振興し、雇用機会を創出・確保することが重要であり、その方策として、当該産業に係る設備投資を促進する本特例措置が必要である。  対象業種については、これまで、沖縄の離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光業等の振興を図るために、旅館業を対象としてきたが、沖縄の離島地域における産業振興の更なる推進のため、離島地域の地域資源を活用し、当該地域の自立的発展に重要な役割を担う業種である、次の 3 業種を追加する必要がある。	・製造業 沖縄の離島地域における特産物等の製造を始めとし、地域経済の活性化を底支えしている業種であるため。 ・農林水産物等販売業 沖縄の離島地域において、就業者比率が相対的に高い農林水産業の 6 次産業化を支える業種であるため。 ・情報サービス業等 距離的・時間的制約が少なく、また、新たな働き方や DX 等の時代潮流を踏まえ、今後、需要の増大が見込まれる業種であるため。 なお、旅館業についても、新型コロナウイルス感染症の収束後は、ワーケーションなど新たな働き方等の浸透により、沖縄の離島地域への観光需要は増大することが見込まれるため、引き続き、対象業種とする必要がある。  適用要件については、これまで、取得価格「1,000 万円超」の「建物及び付属設備等」の「新增設」を対象としてきたが、政策目的の実現に向け、より効果的な施策とするため、以下のとおり見直しが必要である。 ・沖縄の離島地域の立地企業は、小規模な企業の割合が多く、これらの設備投資は少額であると見込まれることから、上記対象業種に係る設備投資を促すためには、取得価額を「500 万円以上」に引き下げる必要がある。(なお、資本金の規模に応じて取得価額要件を区分する。) ・沖縄の離島地域において、企業活動の持続性に寄与する設備投資を促進するため、適用要件に「新增設以外の取得等」を追加する必要がある。特に、建物等の改修を追加することは、企業活動の持続性を高める観点から効果が見込まれる。  特別償却の方式については、これまでの特別償却制度は設備投資の初年度に大きな税制優遇効果をもたらすものであったが、沖縄の離島地域における産業振興を更に推進し、企業活動の持続性を高めるためには、複数年度にわたり税制優遇効果をもたらし、投資の見通しが立てやすい割増償却制度(5 年間)への移行を行う必要がある。 なお、「建物・付属設備・構築物」の償却率については、台風等の襲来が多く鉄筋コンクリート造りの建物が多い沖縄の状況を踏まえ、耐用年数が長い建物の場合でも現行制度の特別償却による特例措置と同等の効果を維持するため、償却率を「普通償却限度額の 62/100」以上とする必要がある。	《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2021(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定)(抄) 第 2 章の 3. (8) 分散型国づくりと個性を生かした地域づくり(中略) これまでの沖縄振興策の検証結果※1も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法※2 期限後の沖縄振興の在り方にについて検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。

	<p>※1 「沖縄振興の現状と課題－沖縄振興計画総点検結果(ロジックモデル等に基づく現状分析)－」(令和3年3月 26 日内閣府取りまとめ)。 ※2 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)、本年度末に期限を迎える。</p> <p>○「沖縄の振興について」(令和3年8月 23 日沖縄振興審議会意見具申)(抄) 本審議会は、沖縄振興特別措置法第111条第2項の規定に基づき、今後の沖縄の振興に関して別添の総合部会専門委員会最終報告を踏まえ、下記のとおり意見を申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(前略) さらに、外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築、観光産業と県内他産業間の連携強化等による沖縄の優位性を活かした新産業の創出・発展、おきなわブランドの確立等を通じた「稼げる農業」の実現、社会資本整備による生産性向上効果を高めるためのハード・ソフト一体となった取組の強化、返還時期を踏まえた計画的かつ効果的な跡地利用の推進、定住促進等による担い手不足の解消等を通じた持続可能な離島や北部の振興、戦後処理問題の解決など、各分野における取組を戦略的に推進していくことが求められる。</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;">以上</p> <p>○新たな沖縄振興策の検討の基本方向(内閣府案)(令和3年8月24日内閣府)(抄) 8 畦島の振興 離島地域は沖縄本島からも遠隔に位置し、市場規模の狭小性や様々な生活コストが割高であることなどの条件不利性を抱えている。多くの離島では人口の減少や過疎化が課題となっているが、離島は我が国の広大な領海及び排他的経済水域の保全にも極めて重要な役割を果たしており、引き続き、離島における定住促進や産業振興を図ることが重要である。このため、離島の条件不利性の克服や持続可能性の向上を図る観点から、定住促進・産業振興等に資する取組を支援する。また、離島の産業振興等の観点から、離島における旅館業用建物等の課税の特例を見直す(注8)などの措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">(注8)特別償却の見直し、業種の拡大等</p> <p>(参考)現行法制における根拠 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)は、「沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与すること」を目的とし、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定)においては、離島の振興に関する基本的な事項として、「各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ることで、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指すこと」とされている。</p>	<p>活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指すこととされている。</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第3条 (略) 2 (略) 3 畦島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものという。</p> <p>(離島の旅館業に係る減価償却の特例) 第 93 条 畦島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定) Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 9 畦島の振興に関する基本的な事項 離島地域については、各島が個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域(EEZ)等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている地域であり、住民の方々が安心・安全に生活できることが重要である。 このため、交通コスト等の低減や、定住促進に不可欠な公営住宅等の生活環境基盤の整備、教育・医療・福祉における住民サービスの向上等の定住条件の整備を図るとともに、農商工連携や離島間・本島間との連携・交流等を強化し、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ることで、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】9. 沖縄政策 【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島の特色を生かした産業に係る設備投資を促進することで、当該産業を振興し、雇用機会を創出・確保すること。 【測定指標】</p>
--	---	--

		<p>・沖縄の離島地域の就業者数 【目標値】 ・令和5年度:61,150人</p> <p>(目標値設定の考え方) 沖縄の離島地域における就業者数が減少傾向にあること(H17年、H22年、H27年国勢調査)を踏まえ、当該調査の平均値を目標とする。 (詳細は別紙参照)</p> <p>○政策目的・達成目標の変更理由 従前の政策目的・達成目標は、旅館業のみを対象とした特例措置に係るものであったが、今般、対象業種等を拡充するに当たり、政策目的を変更し、また、本特例措置の有効性等の検証をより適切に行えるよう、達成目標を変更した。 (参考) ・従前の政策目的:沖縄の離島地域における旅館業等の立地を促進すること ・従前の達成目標:沖縄の離島地域における宿泊施設の収容人員数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 旅館業や農林水産物等販売業など離島の特色を生かした産業に係る設備投資を促進し、当該産業の振興を図ることで、定住条件の一つである雇用機会が創出・確保されれば、人口流出の抑制及び人口流入の拡大につながる。</p>																																																
10	有効性等	<p>○適用数</p> <p>○適用数の実績及び見込み (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>旅館業</th> <th>製造業</th> <th>農林水産物等販売業</th> <th>情報サービス業等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H29 年度～R 元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より。 ※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一であるため、区分して記載せず。 ※下線部を付した年度(R2年度～R5年度)は、推計値。 (推計の方法については、別紙参照)</p>	年度	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計	H29年度	2					H30年度	1					R元年度	3					R2年度	1					R3年度	1					R4年度	3	1	1	1	6	R5年度	6	2	2	2	12
年度	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計																																													
H29年度	2																																																	
H30年度	1																																																	
R元年度	3																																																	
R2年度	1																																																	
R3年度	1																																																	
R4年度	3	1	1	1	6																																													
R5年度	6	2	2	2	12																																													

		<p>② 適用額</p> <p>○適用額の実績及び見込み (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>旅館業</th><th>製造業</th><th>農林水産物等販売業</th><th>情報サービス業等</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度</td><td>185,520</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>H30年度</td><td>4,360</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>R元年度</td><td>248,457</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>R2年度</td><td>66,342</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>R3年度</td><td>66,342</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>R4年度</td><td>39,805</td><td>13,268</td><td>13,268</td><td>13,268</td><td>79,610</td></tr> <tr> <td>R5年度</td><td>79,610</td><td>26,537</td><td>26,537</td><td>26,537</td><td>159,221</td></tr> </tbody> </table> <p>※H29 年度～R 元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より。 ※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用額は同一であるため、区分して記載せず。 ※下線部を付した年度(R2年度～R5年度)は、推計値。 (推計の方法については、別紙参照)</p>	年度	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計	H29年度	185,520					H30年度	4,360					R元年度	248,457					R2年度	66,342					R3年度	66,342					R4年度	39,805	13,268	13,268	13,268	79,610	R5年度	79,610	26,537	26,537	26,537	159,221																																																																																																								
年度	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計																																																																																																																																																					
H29年度	185,520																																																																																																																																																									
H30年度	4,360																																																																																																																																																									
R元年度	248,457																																																																																																																																																									
R2年度	66,342																																																																																																																																																									
R3年度	66,342																																																																																																																																																									
R4年度	39,805	13,268	13,268	13,268	79,610																																																																																																																																																					
R5年度	79,610	26,537	26,537	26,537	159,221																																																																																																																																																					
<p>③ 減収額</p> <p>○減収額の実績及び見込み (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>旅館業</th> <th>製造業</th> <th>農林水産物等販売業</th> <th>情報サービス業等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度</td> <td>国税 特別償却</td> <td>43,412</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方税 事業税</td> <td>11,419</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人住民税</td> <td>5,600</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>国税 特別償却</td> <td>1,012</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方税 事業税</td> <td>387</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人住民税</td> <td>132</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>国税 特別償却</td> <td>57,642</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方税 事業税</td> <td>21,984</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人住民税</td> <td>7,436</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>国税 特別償却</td> <td>15,391</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方税 事業税</td> <td>4,294</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人住民税</td> <td>1,077</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>国税 特別償却</td> <td>15,391</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方税 事業税</td> <td>4,452</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人住民税</td> <td>1,077</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>国税 割増償却</td> <td>9,235</td> <td>3,078</td> <td>3,078</td> <td>3,078</td> <td>18,469</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方税 事業税</td> <td>2,671</td> <td>890</td> <td>890</td> <td>890</td> <td>5,341</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人住民税</td> <td>646</td> <td>215</td> <td>215</td> <td>215</td> <td>1,291</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>国税 割増償却</td> <td>18,470</td> <td>6,157</td> <td>6,157</td> <td>6,157</td> <td>36,941</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方税 事業税</td> <td>5,343</td> <td>1,781</td> <td>1,781</td> <td>1,781</td> <td>10,686</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人住民税</td> <td>1,293</td> <td>431</td> <td>431</td> <td>431</td> <td>2,586</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H29 年度～R 元年度の国税については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき、法人税率を H29 年度は 23.4%、H30 年度以降は 23.2%として算出。 ※H29 年度～R 元年度の地方税については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)により。(事業税は、地方法人特別税を含む。) ※下線部を付した年度(R2年度～R5年度)は、推計値。 (推計の方法については、別紙参照)</p>	年度	区分	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計	H29年度	国税 特別償却	43,412						地方税 事業税	11,419						法人住民税	5,600					H30年度	国税 特別償却	1,012						地方税 事業税	387						法人住民税	132					R元年度	国税 特別償却	57,642						地方税 事業税	21,984						法人住民税	7,436					R2年度	国税 特別償却	15,391						地方税 事業税	4,294						法人住民税	1,077					R3年度	国税 特別償却	15,391						地方税 事業税	4,452						法人住民税	1,077					R4年度	国税 割増償却	9,235	3,078	3,078	3,078	18,469		地方税 事業税	2,671	890	890	890	5,341		法人住民税	646	215	215	215	1,291	R5年度	国税 割増償却	18,470	6,157	6,157	6,157	36,941		地方税 事業税	5,343	1,781	1,781	1,781	10,686		法人住民税	1,293	431	431	431	2,586
年度	区分	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計																																																																																																																																																				
H29年度	国税 特別償却	43,412																																																																																																																																																								
	地方税 事業税	11,419																																																																																																																																																								
	法人住民税	5,600																																																																																																																																																								
H30年度	国税 特別償却	1,012																																																																																																																																																								
	地方税 事業税	387																																																																																																																																																								
	法人住民税	132																																																																																																																																																								
R元年度	国税 特別償却	57,642																																																																																																																																																								
	地方税 事業税	21,984																																																																																																																																																								
	法人住民税	7,436																																																																																																																																																								
R2年度	国税 特別償却	15,391																																																																																																																																																								
	地方税 事業税	4,294																																																																																																																																																								
	法人住民税	1,077																																																																																																																																																								
R3年度	国税 特別償却	15,391																																																																																																																																																								
	地方税 事業税	4,452																																																																																																																																																								
	法人住民税	1,077																																																																																																																																																								
R4年度	国税 割増償却	9,235	3,078	3,078	3,078	18,469																																																																																																																																																				
	地方税 事業税	2,671	890	890	890	5,341																																																																																																																																																				
	法人住民税	646	215	215	215	1,291																																																																																																																																																				
R5年度	国税 割増償却	18,470	6,157	6,157	6,157	36,941																																																																																																																																																				
	地方税 事業税	5,343	1,781	1,781	1,781	10,686																																																																																																																																																				
	法人住民税	1,293	431	431	431	2,586																																																																																																																																																				

<p>④ 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 従前の政策目的及び達成目標の状況</p> <p>○達成目標(収容人員数)の実現状況[達成度%]</p> <p>平成 27 年度(実績):38,713 [93.7%] 平成 28 年度(実績):40,669 [98.4%] 平成 29 年度(実績):42,234 ※当初目標 41,325 達成 (新規目標 50,531) 平成 30 年度(実績):45,930 [91.0%] 令和元年度(実績):49,886 [98.7%] 令和2年度(推計):52,226 ※達成見込み 令和3年度(推計):54,566 (出典:沖縄県「離島関係資料」) ※令和2年度及び3年度の値については、平成 27 年度～令和元年度の平均増加数(+2,340)を用いて推計。</p> <p>○政策目的の達成状況</p> <p>上述のとおり、所期の目標は達成が見込まれ、「離島地域における旅館業等の立地を促進する」という従前の政策目的に寄与してきたと言える。</p> <p>2. 新たな政策目的及び達成目標の状況</p> <p>○達成目標(※)の実現見込み</p> <p>※沖縄の離島地域の就業者数:61,150 人(令和5年度)</p> <p>今般の改正によって、適用数の増加及び本特例を活用した事業者の新規雇用者の増加が見込まれ、減少トレンドにある沖縄の離島地域の就業者数を増加させる効果が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度:60,778 人</li> <li>・令和5年度:61,150 人(目標達成見込み)</li> </ul> <p>(推計の方法については、別紙参照)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>1. 従前の達成目標に対する直接的効果</p> <p>(参考)</p> <p>過去の直接的効果を推計する数値として、各年度における、宿泊施設の増加数のうち適用要件を満たすものの数に対する本特例措置の適用件数の割合を求める、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度※</th><th>令和3年度※</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用要件を満たす宿泊施設増加数*</td><td>28</td><td>32</td><td>53</td><td>24</td><td>24</td></tr> <tr> <td>適用件数</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>直接効率</td><td>7.14%</td><td>3.13%</td><td>5.66%</td><td>4.17%</td><td>4.17%</td></tr> </tbody> </table> <p>※令和2年度及び令和3年度は、平成24年度～令和元年度の平均値(H24～R 元年度の累計適用件数9件 ÷ 8か年度 = 1件、H24～R 元年度の適用要件を満たす宿泊施設の増加数の累計 192 件 ÷ 8か年度 = 24 件)として推計。</p> <p>*宿泊施設の増加数のうち適用要件を満たすものの数については、不動産取得税の適用件数(沖縄県調べ)と仮定して推計。</p> <p>2. 新たな達成目標に対する直接的効果</p> <p>本特例措置の直接的効果を測るため、事前の確認手続の際、本特</p>		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度※	令和3年度※	適用要件を満たす宿泊施設増加数*	28	32	53	24	24	適用件数	2	1	3	1	1	直接効率	7.14%	3.13%	5.66%	4.17%	4.17%	<p>例を活用した事業者の当該設備投資に係る新規雇用者数について、調査を行う予定である。</p> <p>3. 制度が拡充・延長されない場合の影響</p> <p>沖縄の離島地域の地域社会の維持・活性化のためには、当該地域における人口流出の抑制及び人口流入の拡大が必要であるが、雇用機会の創出・確保に寄与する本特例措置が拡充・延長されない場合、沖縄の離島振興に大きな負の影響をもたらすことが予想される。</p> <p>4. 適用数が僅少であることについて</p> <p>○令和3年度まで</p> <p>国税に係る特例措置の適用数が僅少なのは、事業初年度における黒字化が困難であることが主な原因と考えられる。また、上述のとおり、従前の達成目標である収容人員数は着実に増加しており、本特例措置が従前の達成目標の実現に一定程度有効な手段であると考えられる。</p> <p>○令和4年度以降</p> <p>対象業種の拡充や取得価額要件の引き下げ等により、適用数の増加が見込まれるが、改正初年度である令和4年度については、適用数がやや僅少となることが見込まれる。主な原因として、事前の確認制度を始めとする新たな対象要件の周知に一定程度の時間が要することが考えられる。しかし、令和5年度以降は、適用数も増加することが見込まれ、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p> <p>なお、適用数が僅少であるにも関わらず本特例措置を存置すべき理由としては、遠隔性・散在性等の地理的条件不利性を抱える一方で、特色ある自然環境や歴史、文化など多様な地域資源を有する沖縄の離島地域の振興を、民間活力を生かして行う必要があるからである。さらに、今般の改正によって適用数の増加及び効果の増幅が見込まれ、政策目的の達成に向け、より効果的な措置となることが期待される。</p>	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>○税収減を是認するに足る効果</p> <p>離島の特色を生かした産業を振興し、当該地域における人口流出の抑制及び人口流入の拡大に寄与する本特例措置は、特色ある自然環境や歴史、文化など多様な地域資源を有する沖縄の離島地域において、その条件不利性の克服や持続可能性の向上に資する効果がある。</p> <p>また、遠隔性・散在性等の条件不利性を克服しつつ、沖縄の離島の持つ潜在力を発揮した魅力ある島づくりの実現に資する効果があり、島独自の自然環境、歴史、文化等の維持・保全に寄与するだけなく、我が国が国家戦略として進める沖縄振興に寄与する効果も有する。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の収束後は、ワーケーションなど新たな働き方等の浸透により、沖縄の離島地域への観光需要は増大することが見込まれるため、本特例措置は、沖縄の離島地域の観光振興に寄与する効果もある。</p>
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度※	令和3年度※																					
適用要件を満たす宿泊施設増加数*	28	32	53	24	24																					
適用件数	2	1	3	1	1																					
直接効率	7.14%	3.13%	5.66%	4.17%	4.17%																					

11	相当性	①: 税特例措置等によるべき妥当性等	<p>上述のとおり、沖縄の離島地域において、離島の特色を生かした産業を振興し、雇用機会を創出・確保することが必要であるが、当該政策目的を民間活力を生かして成し遂げるためには、民間事業者による設備投資の誘因となる本特例措置が必要である。</p> <p>事業者の投資判断に当たっては、経済情勢など中長期的な視点からの経営判断が必要であり、補助金等の単年度ごとの支援ではなく、税制等の中長期的な制度の裏付けが大きな影響を与えると考えられるため、税制優遇措置による支援が手段として適切であると考える。(民間事業者の個人資産の形成に、補助金を充当することは適当ではない。)</p> <p>また、本特例措置は、課税の繰延べであり、減収額相当分を補助金等として交付するよりも最終的な負担は少ないという点においても、手段としての適切性が認められる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄振興特別措置法等に基づく沖縄振興において、官民の役割分担を踏まえ、本特例措置のほか、沖縄振興特別推進交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいるが、これらの補助事業では、離島の遠隔性、散在性等の地理的不利性解消に向け、自治体が事業を行っているのに対し、本特例措置では、民間投資の促進による産業の振興を目的としており、役割分担がなされている。</p>	
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、沖縄県からの要望等も踏まえて拡充・延長するものである。国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本特例措置は、沖縄の離島振興に資するものであり、沖縄県及び関係市町村が協力する相当性がある。</p>	
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2 内閣 03)	

## 沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等【別紙1】

## (目標値)

- 離島の就業者数を61,150人とする（令和5年度）

## (目標値の設定の考え方)

- 直近3回分の国勢調査（H17年、H22年、H27年調査）によると、沖縄の離島地域における就業者数は減少傾向にあること（下図参照）を踏まえ、当該調査の平均値を目標とする。

	H17年	H22年	H27年	平均
就業者数	61,652	60,823	60,976	61,150
(参考) 人口	129,829	127,766	125,940	—

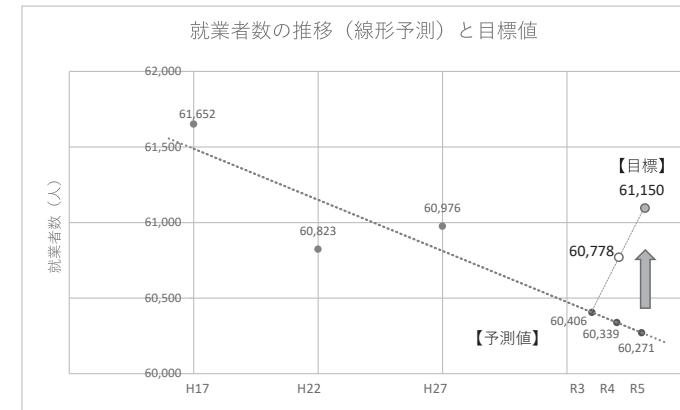
出典：沖縄県「離島関係資料」

## 〔参考〕沖縄の離島地域の就業者数の推移と本特例を踏まえた見込み値

- ・H17年を0とする年数をx軸に、就業者数をy軸に取り、H17年、H22年、H27年の値から線形予測を行ったところ、R3年、R4年、R5年の就業者数は下表のとおり推計される。 $(y=-67.6x+61488)$

	R3年	R4年	R5年
就業者数（予測）	60,406	60,339	60,271
見込み値（目標値）	—	60,778	61,150

※R4年の見込み値は、R5年度に目標を達成することを見込み、かつ、就業者数が線形に推移するものとして算出。



## 沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等【別紙2】

## (適用数、適用額及び減収額の推計方法)

## ●適用数の実績及び見込み

(単位：件)

年度	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計
H29年度	2				
H30年度	1				
R元年度	3				
R2年度	1				
R3年度	1				
R4年度	3	1	1	1	6
R5年度	6	2	2	2	12

※H29年度～R元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より。

※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一であるため、区分して記載せず。

※下線部を付した年度（R2年度～R5年度）は、推計値。

## 【推計の方法】

- ・R2年度及びR3年度は、H24年度～R元年度の平均値（以下「平年度値」という。）として推計。
- ・R4年度は、旅館業については、適用要件を拡充することを踏まえ、過年度の最大値（R元年度：3件）として推計。他の3業種については、平年度値と同等を見込み推計。
- ・令和5年度については、新規件数を令和4年度と同等と見込み推計。

## ●適用額の実績及び見込み

(単位：千円)

年度	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計
H29年度	185,520				
H30年度	4,360				
R元年度	248,457				
R2年度	66,342				
R3年度	66,342				
R4年度	39,805	13,268	13,268	13,268	79,610
R5年度	79,610	26,537	26,537	26,537	159,221

\*割増償却1件当たりの適用額

13,268

※H29年度～R元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より。

※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用額は同一であるため、区分して記載せず。

※下線部を付した年度（R2年度～R5年度）は、推計値。

## 【推計の方法】

- ・R2年度及びR3年度は、H24年度～R元年度の平均値（以下「平年度値」という。）として推計。
- ・R4年度及び令和5年度は、割増償却の期間が5年間であることから、平年度値を5で除した値を「割増償却1件当たりの適用額\*」とし、上述の見込み件数に掛け合わせることで推計。

## ●減収額の実績及び見込み

(単位：千円)

年度	区分	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計
H29年度	国税	特別償却	43,412			
	地方税	事業税	11,419			
		法人住民税	5,600			
H30年度	国税	特別償却	1,012			
	地方税	事業税	387			
		法人住民税	132			
R元年度	国税	特別償却	57,642			
	地方税	事業税	21,984			
		法人住民税	7,436			
R2年度	国税	特別償却	15,391			
	地方税	事業税	4,294			
		法人住民税	1,077			
R3年度	国税	特別償却	15,391			
	地方税	事業税	4,452			
		法人住民税	1,077			
R4年度	国税	割増償却	9,235	3,078	3,078	3,078
	地方税	事業税	2,671	890	890	890
		法人住民税	646	215	215	215
R5年度	国税	割増償却	18,470	6,157	6,157	6,157
	地方税	事業税	5,343	1,781	1,781	1,781
		法人住民税	1,293	431	431	431

※H29年度～R元年度の国税については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき、法人税率をH29年度は23.4%、H30年度以降は23.2%として算出。

※H29年度～R元年度の地方税については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）より。（事業税は、地方法人特別税を含む。）

※下線部を付した年度（R2年度～R5年度）は、推計値。

## 【推計の方法】

- ・国税：上述の適用額（推計）に、法人税率23.2%を乗じて推計。
- ・地方税：各府省庁税制担当課長会議（令和3年8月4日総務省自治税務局主催）資料「地方法人二税に係る減収額算定方法について」に基づき、次のとおり算出。
  - 法人住民税 = 法人税の減収額 × 7.0%
  - 法人事業税 = 次の①、②、③の和（※税率%は令和3年度以降の推計に用いたものを記載【令和2年度】）
    - ①法人事業税所得割（収入割） = 法人税の適用額 × 3.4% 【3.1%】
    - ②特別法人事業税 = ① × 76.8% 【83.0%】
    - ③法人事業税（付加価値割） = 法人税の適用額 × 0.7% 【0.8%】

## &lt;令和4年度税制改正要望関係&gt; 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣07）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長 (収用換地等の場合の所得の特別控除)					
措置内容	令和元年度時点	資産が土地収用法等の規定により収用換地等され、補償金等又は交換資産の取得をした場合には、圧縮記帳による課税の繰延べとの選択で、その譲渡益の額の範囲内で5,000万円の特別控除ができる。					
	令和2年度税制改正以後	-					
	令和3年度税制改正以後	-					
政策目的		駐留軍用地返還後の当該跡地の開発整備を迅速かつ円滑に行うために、返還前から公有地を確保することで、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するとともに、沖縄の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造に資すること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第65条の2、第68条の73					
要望内容		沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、特定駐留軍用地等内の土地の先行取得に係る税制上の優遇措置を延長する（法期限(R4.3.31)を迎える跡地利用特措法の延長が必要）。					
創設年度		H24	過去の政策評価の実績	H26内閣07			区分 延長

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

### (1) 達成目標

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の測定指標（将来必要となる公共用地の面積に対し、先行取得された土地面積の割合）から新たな測定指標（特定駐留軍用地及び跡地における土地取得実績）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 将来必要となる公共用地の面積については、地元の自治体における跡地利用計画等の進捗（熟度）によって隨時追加されることとなるため、測定指標を割合（その都度、母数が変化する数値）とするよりも、実際に取得した面積そのものを指標とする方が適切であると判断したため。

#### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (2) 過去の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（平成25年度から28年度まで）が年度ごとに把握されていない。  
② 過去の適用数（平成25年度から令和元年度まで）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 評価書本文に別紙に記載がある旨、記載する。  
② 過去の適用数は、沖縄県を通じて市町村へ直接問い合わせることで把握している。

#### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。  
② 「過去の適用数は、沖縄県を通じて市町村へ直接問い合わせることで把握している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

### (3) 将來の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

#### 【内閣府の補足説明】

—

#### 【点検結果】

なし。

### (4) 過去の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（平成25年度から28年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに把握されていない。  
② 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用

いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ③ 過去の減収額（平成25年度から令和元年度まで）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 評価書本文に別紙に記載がある旨、記載する。  
② 積算根拠を別紙で説明し、評価書においてその旨、記載する。  
③ 沖縄県を通じて市町村へ直接問い合わせることで適用額を把握し、その数値をもとに減収額を算定している。

#### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。  
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「法人県民税（法人税割）：法人税額に次の税率を乗じて得た額。法人の資本金1億円以下：税率3.2%（R1.10.1以降は1%）、左以外：税率4%（同1.8%）」及び「法人事業税（普通法人・所得割）：[契約額-取得費（契約額の5%）]により得た額について、同額のそれぞれの額の区分に応じて次の税率を乗じて得た額を合算。400万以下の区分：税率3.4%（R1.10.1以降は3.5%）、400万超~800万の区分：5.1%（R1.10.1以降は5.3%）、800万超への区分：6.7%（R1.10.1以降は7.0%）」との説明では、各区分の法人数が明らかでなく、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。  
③ 「沖縄県を通じて市町村へ直接問い合わせることで適用額を把握し、その数値をもとに減収額を算定している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

### (5) 将來の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（令和3年度から13年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 別紙で説明し、その旨、評価書に記載する。

#### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (6) 過去の効果

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の測定指標（将来必要となる公共用地の面積に対し、先行取得された土地面積の割合）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 評価書に追記する。

#### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「将来必要となる公共用地の面積57.5haに対し、先行取得された土地面積は令和2年度までに41.8haと72.8%が取得済みとなっており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段となっている」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。  
また、過去の適用数1件（令和2年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、

その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。  
また、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「将来必要となる公共用地の面積 57.5ha に対し、先行取得された土地面積は令和 2 年度までに 41.8ha と 72.8%が取得済みとなっており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段となっている」との説明では、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

#### (7) 将来の効果

**【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】**

- ① 達成目標（測定指標：特定駐留軍用地及び跡地における土地取得実績、達成目標：令和13年度までに57.5ha）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ② 達成目標（測定指標：特定駐留軍用地及び跡地における土地取得実績、達成目標：令和13年度までに57.5ha）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数1件（各年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
- ③ 達成目標（測定指標：特定駐留軍用地及び跡地における土地取得実績、達成目標：令和13年度までに57.5ha）に対する将来の直接的な効果について、「本特例措置により、地方公共団体等による公共用地先行取得が円滑に行われることで、駐留軍用地の跡地利用の早期化が図られる」と説明されているが、将来の効果（特定駐留軍用地等の土地取得見込み）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

**【内閣府の補足説明】**

- ① 評価書に追記する。  
地元の自治体における跡地利用計画等の進捗（熟度）によって特定事業の見通しが追加され、それを目標値として設定している。
- ② 将來の法人適用数を1件／年としているが、今後、目標値の増加に伴い、増加するものと想定している。
- ③ 評価書に追記する。

**【点検結果】**

- ① 「土地取得残15.6ha（達成目標57.5haと令和2年度までの実績値41.8haとの差）を令和13年度までに同水準で取得すると想定」との説明では、将来予測を達成目標から逆算しており、目標値は算定根拠とならず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 「将來の法人適用数を1件／年としているが、今後、目標値の増加に伴い、増加するものと想定している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

#### (8) 他の政策手段

**【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】**

- ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

**【内閣府の補足説明】**

- ① 評価書を修正する。

**【点検結果】**

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書					
1	政策評価の対象とした政策の名称	特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長			
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税: 義)(国9) (法人住民税、法人事業税: 義)(自動連動)(地7) ② 上記以外の税目 (所得税: 外、個人住民税: 外)			《政策目的の根拠》 ・沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成7年法律第102号) 第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別の措置を講じ、もって沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的とする。 第三条 駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後にようやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、二十一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。 2 国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、國の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない。 3 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとする。 第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 2 政府は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。 ・沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 8 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的事項 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき、國の責任を踏まえ、沖縄県及び関係市町村と密接に連携しつつ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進するため、支障の除去に関する措置、駐留軍用地への立入りのあっせん、給付金の支給、駐留軍用地内の土地の取得の円滑化、跡地利用に関する協議等に取り組む。 ・新たな沖縄振興策の検討の基本方向について(令和3年8月 内閣府公表) 9 駐留軍用地跡地の利用の推進 駐留軍用地跡地の利用については、平成24年に施行された跡地利用特別措置法に基づき公有地の先行取得が進展し、平成27年3月に
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】			
4	内容	《現行制度の概要》 跡地利用特措法に基づき、特定駐留軍用地等内の土地について、特定事業の用に供するため、沖縄県、関係市町村等により買い取られる場合、譲渡所得から特別控除(最高5,000万円)。  《要望の内容》 ・沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るために、特定駐留軍用地等内の土地の先行取得に係る税制上の優遇措置を延長 (法期限(R4.3.31)を迎える跡地利用特措法の延長が必要)  《関係条項》 ・沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二号)第14条、第15条、第16条 ・沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百五十一号)第34条の3、第63条の3、第63条の4 ・租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第33条の4、第65条の2、第68条の73			
5	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付政策調整担当参事官室			
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月、分析対象期間: 平成25年度～令和13年度			
7	創設年度及び改正経緯	・平成24年度 沖縄の特定駐留軍用地における公共用地先行取得に係る特例措置として、譲渡所得控除(最高5,000万円)を創設 ・平成27年度 特定駐留軍用地跡地に係る同様の特例措置を創設			
8	適用又は延長期間	改正法の法期限まで			
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 駐留軍用地返後の当該跡地の開発整備を迅速かつ円滑に行うために、返還前から公有地を確保することで、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するとともに、沖縄の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造に資するため。			

		<p>返還された西普天間住宅地区を始め計画的な跡地利用が関係市町村において着実に進められてきた。</p> <p>今後、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づいて返還される沖縄本島中南部の駐留軍用地の面積は約 1,000 ヘクタールの規模であり、引き続き、返還の時期を踏まえつつ、計画的かつ効果的な跡地利用の推進を図ることが重要である。</p> <p>このため、跡地利用特別措置法を延長・拡充するとともに、特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について必要な措置を講ずる。</p> <p>また、今後の跡地利用のモデルケースとして整備が進められている西普天間住宅地区跡地の健康医療拠点については、着実に整備を進める。</p>																																				
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>内閣府本府政策体系 【政策】9.沖縄政策 【施策】9.沖縄振興に関する施策の推進</p>																																				
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・測定指標：特定駐留軍用地及び跡地における土地取得実績 ・達成目標：令和 13 年度までに 57.5ha（※） (※) 特定事業の見通しの面積合計値(R3.3.31 現在)に基づく。 ただし、特定事業の見通しは、今後の各跡地利用計画等の進捗により増加する可能性がある。</p> <p><b>【特定駐留軍用地等の土地取得実績】</b> (単位 : ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和 1 年度</th><th>令和 2 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.6 (20.9)</td><td>7.1 (28.0)</td><td>4.9 (32.9)</td><td>5.3 (38.2)</td><td>3.6 (41.8)</td></tr> </tbody> </table> <p>※下段（）は制度開始（平成 25 年度）からの累計。西普天間住宅地区跡地（H30.4.1 跡地指定解除）26.7ha については含めていない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、返還が見込まれる駐留軍用地等において、地方公共団体等による公共用地の確保が推進されることで、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に寄与する。</p>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	6.6 (20.9)	7.1 (28.0)	4.9 (32.9)	5.3 (38.2)	3.6 (41.8)																										
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度																																		
6.6 (20.9)	7.1 (28.0)	4.9 (32.9)	5.3 (38.2)	3.6 (41.8)																																		
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="9">(単位:件)</th> </tr> <tr> <th>年度</th><th>H25~28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4~13</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税 ※1</td><td>計 708</td><td>543</td><td>216</td><td>156</td><td>80</td><td>35 ※2</td><td>35 /年</td><td></td></tr> <tr> <td>法人税 ※1</td><td>計 3</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1 ※2</td><td>1 /年</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【過去の年度ごとの適用件数は別紙に記載】</p>	(単位:件)									年度	H25~28	H29	H30	R1	R2	R3	R4~13		所得税 ※1	計 708	543	216	156	80	35 ※2	35 /年		法人税 ※1	計 3	2	2	1	1	1 ※2	1 /年	
(単位:件)																																						
年度	H25~28	H29	H30	R1	R2	R3	R4~13																															
所得税 ※1	計 708	543	216	156	80	35 ※2	35 /年																															
法人税 ※1	計 3	2	2	1	1	1 ※2	1 /年																															

		<p>※1 土地を売却した者が特別控除の適用を受けたかどうかを把握することが困難なため、適用数については、地方公共団体等に土地を売却した件数を記載。</p> <p>※2 土地取得残 15.6ha(達成目標 57.5ha と令和 2 年度までの実績値 41.8ha との差(57.45ha-41.82ha))を令和 13 年度までに同水準で取得すると仮定し、過去実績(H25~R2)から 1 件あたりの売却面積を 400 m<sup>2</sup>/件と設定して試算。(なお、法人は過去実績(9 件/9 年)から 1 件/年と試算)。</p>																																																
②	適用額	(単位:億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H25~28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4~13</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税 ※1</td><td>計 163.9</td><td>127.6</td><td>35.5</td><td>38.3</td><td>21.5</td><td>7.9 ※2</td><td>7.9 /年</td></tr> <tr> <td>法人税 ※1</td><td>計 0.4</td><td>0.9</td><td>0.6</td><td>0.2</td><td>0.1</td><td>0.2 ※2</td><td>0.2 /年</td></tr> </tbody> </table>	年度	H25~28	H29	H30	R1	R2	R3	R4~13	所得税 ※1	計 163.9	127.6	35.5	38.3	21.5	7.9 ※2	7.9 /年	法人税 ※1	計 0.4	0.9	0.6	0.2	0.1	0.2 ※2	0.2 /年																								
年度	H25~28	H29	H30	R1	R2	R3	R4~13																																											
所得税 ※1	計 163.9	127.6	35.5	38.3	21.5	7.9 ※2	7.9 /年																																											
法人税 ※1	計 0.4	0.9	0.6	0.2	0.1	0.2 ※2	0.2 /年																																											
【過去の年度ごとの適用額は別紙に記載】																																																		
<p>※1 土地を売却した者が特別控除の適用を受けたかどうかを把握することが困難なため、適用額については、地方公共団体等への土地売却額を記載。</p> <p>※2 土地取得残 15.6ha(達成目標 57.5ha と令和 2 年度までの実績値 41.8ha との差)を令和 13 年度までに同水準で取得すると仮定し、過去実績(H25~R2)から 1 m<sup>2</sup>あたりの買取り単価を 56,726 円 / m<sup>2</sup>と設定して試算。(なお、法人は過去実績(2.2 億円/9 件)から 0.2 億円/件と仮定)。</p>																																																		
③	減収額	(単位:億円(推計)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H25~28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4~13</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税 ※1</td><td>計 28.7</td><td>22.3</td><td>6.2</td><td>6.7</td><td>3.8 ※2</td><td>1.4 /年</td><td>1.4 /年</td></tr> <tr> <td>個人住民税</td><td>計 9.2</td><td>7.2</td><td>2.0</td><td>2.2</td><td>1.2</td><td>0.4</td><td>0.4 /年</td></tr> <tr> <td>法人税 ※1</td><td>計 0.1</td><td>0.2</td><td>0.1</td><td>0.04</td><td>0.02 ※2</td><td>0.04 /年</td><td>0.04 /年</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>計 0.01</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td>百万円 未満</td><td>百万円 未満</td><td>百万円 未満</td><td>百万円 未満/年</td></tr> <tr> <td>法人事業税</td><td>計 0.02</td><td>0.05</td><td>0.03</td><td>0.01</td><td>百万円 未満</td><td>0.01</td><td>0.01 /年</td></tr> </tbody> </table>	年度	H25~28	H29	H30	R1	R2	R3	R4~13	所得税 ※1	計 28.7	22.3	6.2	6.7	3.8 ※2	1.4 /年	1.4 /年	個人住民税	計 9.2	7.2	2.0	2.2	1.2	0.4	0.4 /年	法人税 ※1	計 0.1	0.2	0.1	0.04	0.02 ※2	0.04 /年	0.04 /年	法人住民税	計 0.01	0.02	0.02	百万円 未満	百万円 未満	百万円 未満	百万円 未満/年	法人事業税	計 0.02	0.05	0.03	0.01	百万円 未満	0.01	0.01 /年
年度	H25~28	H29	H30	R1	R2	R3	R4~13																																											
所得税 ※1	計 28.7	22.3	6.2	6.7	3.8 ※2	1.4 /年	1.4 /年																																											
個人住民税	計 9.2	7.2	2.0	2.2	1.2	0.4	0.4 /年																																											
法人税 ※1	計 0.1	0.2	0.1	0.04	0.02 ※2	0.04 /年	0.04 /年																																											
法人住民税	計 0.01	0.02	0.02	百万円 未満	百万円 未満	百万円 未満	百万円 未満/年																																											
法人事業税	計 0.02	0.05	0.03	0.01	百万円 未満	0.01	0.01 /年																																											
【過去の年度ごとの減収額及び将来の減収見込み額、それらの積算根拠は別紙に記載】																																																		
<p>※1 (契約金額 - 取得費) × 税率。 取得費を契約金額の 5%、所得税率を長期譲渡所得 15%、短期譲</p>																																																		

		<p>渡所得税 30%、法人税率を 25/26 年度は 25.5%、27 年度は 23.9%、28/29 年度は 23.4%、H30 年度以降は 23.2% に設定。 ※2 土地取得残 15.6ha(達成目標 57.5ha と令和 2 年度までの実績値 41.8ha との差)を令和 13 年度までに同水準で取得すると仮定。</p>		<p>R3 年度(現行の跡地利用特措法の法期限)及び R4 から R13 まで(同改正法の延長期限を仮に現行法と同様 10 年と設定)の 11 年間で平均。</p> <p>『達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果』</p> <p>駐留軍用地における土地の売買価格(例えば普天間飛行場の土地については、年間軍用地料の 40~50 倍程度で民間取引され、他方、自治体による買取り価格は同 30 倍程度と安価)に鑑み、通常の土地取引において、本特例措置がなければ自治体による土地の先行取得は価格的に不可能であり、特例措置の効果がすべて土地取得の実績として直接的効果となって現れている。</p> <p>① 過去の実現状況(再掲)</p> <p>【特定駐留軍用地等の土地取得実績】(単位:ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 1 年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.6 (20.9)</td> <td>7.1 (28.0)</td> <td>4.9 (32.9)</td> <td>5.3 (38.2)</td> <td>3.6 (41.8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下段( )は制度開始(平成 25 年度)からの累計。西普天間住宅地区跡地(H30.4.1 跡地指定解除) 26.7ha については含めていない。</p> <p>② 今後の実現見込み(再掲)</p> <p>【特定駐留軍用地等の土地取得見込み】(単位:ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> <th>令和 7~13 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.4 (43.2)</td> <td>1.4 (44.6)</td> <td>1.4 (46.0)</td> <td>1.4 (47.4)</td> <td>1.4/年 (R13 57.5)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 下段( )は制度開始(平成 25 年度)からの累計。 土地取得残 15.6ha(達成目標 57.5ha と令和 2 年度までの実績値 41.8ha との差)を令和 13 年度までに同水準で取得すると想定(注)。 ただし、達成目標(特定事業の見通し)は、今後の各跡地利用計画等の進捗により増加する可能性がある。</p> <p>(注)15.6ha/11 年=1.4ha/年</p> <p>R3 年度(現行の跡地利用特措法の法期限)及び R4 から R13 まで(同改正法の延長期限を仮に現行法と同様 10 年と設定)の 11 年間で平均。</p> <p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>本特例措置により、地方公共団体等による公共用地先行取得が円滑に行われることで、駐留軍用地の跡地利用の早期化が図られる。 今後返還される大規模な駐留軍用地は、その跡地利用により高い経済効果が見込まれることから、税収減を補うに余りある効果が期待できる。</p> <p>&lt;駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査:H27.1 県公表&gt;</p>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	6.6 (20.9)	7.1 (28.0)	4.9 (32.9)	5.3 (38.2)	3.6 (41.8)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7~13 年度	1.4 (43.2)	1.4 (44.6)	1.4 (46.0)	1.4 (47.4)	1.4/年 (R13 57.5)	※				
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度																									
6.6 (20.9)	7.1 (28.0)	4.9 (32.9)	5.3 (38.2)	3.6 (41.8)																									
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7~13 年度																									
1.4 (43.2)	1.4 (44.6)	1.4 (46.0)	1.4 (47.4)	1.4/年 (R13 57.5)																									
※																													

		<p>対象：キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那霸港湾施設</p> <p>整備による直接経済効果(5地区合計)：1兆 1,770 億円</p> <p>活動による直接経済効果(5地区合計)：18倍</p> <p>(返還前 501 億円/年⇒返還後 8,900 億円/年)</p> <p>活動による絏済波及効果(5地区合計)：</p> <p>生産誘発額 15倍(返還前 545 億円/年⇒返還後 8,383 億円/年)</p> <p>所得誘発額 15倍(返還前 141 億円/年⇒返還後 2,165 億円/年)</p> <p>雇用誘発人数 18倍(返還前 4,400 人⇒返還後 80,503 人)</p> <p>税収効果 18倍(返還前 57 億円/年⇒返還後 1,004 億円/年)</p>
11	相当性	①：租税特別措置等によるべき妥当性等
		駐留軍用地における土地の売買価格(例えば普天間飛行場の土地については、年間軍用地料の40～50倍程度で民間取引され、他方、自治体による買取り価格は同30倍程度と安価)に鑑み、通常の土地取引において、本特例措置がなければ自治体による土地の先行取得は価格的に不可能であり、また補助金を支給して売却を促すことも土地取引の公平性の観点から不適切である。そのため、土地を先行取得するためには税の特例措置によることが必要不可欠であり、土地所有者の税負担を軽減することで地方公共団体等による公共用地の取得を容易にすることは政策として妥当である。
		②：他の支援措置や義務付け等との役割分担
		同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③：地方公共団体が協力する相当性
		本特例措置により、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進が図られることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月(H26 内閣 07)

【完成時期】H25.9.1a (予定事業の見通し (R3.3.31)) ※今後の各施設利用計画等の進捗により変更

【完成時期】H25.9.1b (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1c (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1d (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1e (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1f (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1g (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1h (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1i (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1j (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1k (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1l (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1m (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1n (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1o (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1p (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1q (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1r (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1s (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1t (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1u (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1v (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1w (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1x (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1y (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1z (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1aa (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ab (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ac (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ad (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ae (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1af (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ag (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ah (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ai (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1aj (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ak (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1al (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1am (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1an (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ao (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ap (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1aq (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ar (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1as (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1at (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1au (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1av (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1aw (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ax (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ay (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1az (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ba (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bb (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bc (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bd (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1be (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bf (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bg (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bh (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bi (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bj (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bk (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bl (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bm (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bn (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bo (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bp (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bq (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1br (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bs (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bt (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bu (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bv (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bw (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bx (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1by (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1bz (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ca (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cb (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cc (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cd (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ce (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cf (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cg (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ch (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ci (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cj (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ck (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cl (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cm (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cn (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1co (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cp (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cq (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cr (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cs (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ct (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cu (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cv (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cw (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cx (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cy (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1cz (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1da (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1db (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dc (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dd (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1de (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1df (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dg (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dh (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1di (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dj (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dk (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dl (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dm (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dn (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1do (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dp (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dq (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dr (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ds (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dt (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1du (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dv (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dw (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dx (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dy (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1dz (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ea (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1eb (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ec (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ed (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ef (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1eg (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1eh (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ei (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ej (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1el (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1em (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1en (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1eo (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ep (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1eq (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1er (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1es (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1et (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1eu (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ev (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ew (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ex (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ey (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1ez (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1fa (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1fb (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1fc (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1fd (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1fe (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1fg (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1fh (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1fi (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1fj (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1fk (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1fl (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期】H25.9.1fm (予定事業の見通し (R3.3.31))

【完成時期

## ・個人住民税

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3-R13の各年度
a契約額(個人)	1,877,326,932	5,693,17,555	2,228,008,348	6,581,02,459	12,756,895,550	3,584,71,826	3,833,305,386	2,449,811,758
b販賣額(個人%)	93,865,347	289,905,876	111,404,047	379,901,123	637,844,648	177,715,591	191,665,265	107,495,588
c=a-b	1,783,465,585	5,413,211,677	2,16,601,591	0,242,12,338	12,159,052,020	3,316,562,235	3,644,560,117	2,42,321,110
d長期預貸所得高	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%
e長期預貸(5%)	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%
f=c+d+e	68,751,406	208,679,310	81,595,366	241,042,061	467,186,150	130,166,320	140,385,227	78,731,481
g短期預貸所得合計	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%
h短期預貸(9%)	9%	9%	9%	9%	9%	9%	9%	9%
i=c+f+h	36,751,123	111,566,293	43,623,289	128,668,401	249,773,664	69,590,885	75,054,235	42,095,239
j=個人住民税計	105,509,539	320,245,603	175,218,855	363,610,462	715,953,173	198,751,135	210,439,430	120,823,720
k=H25-H28	90,084,119	284,290,456	90,084,119	284,290,456	90,084,119	284,290,456	90,084,119	284,290,456

## ・法人住民税、法人事業税

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3-R13の各年度
a契約額(法人)	0	0	42,658,100	89,264	60,242,000	19,801,400	21,666,319	20,000,000
b販賣額(法人%)	0	0	2,13,2405	4,463	4,262,018	3,01,100	990,070	1,00,000
c=a-b	0	0	40,525,95	84,301	50,953,347	57,229,900	18,811,330	19,000,000
d法人住民税	25.0%	25.0%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%
e=法人住民税	0	0	9,685,5322	19,843	18,952,443	13,271,337	4,354,223	4,48,000
f=H25+H28			9,705,366				1,679,771	47,919,351

## ・法人住民税、法人事業税

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3-R13の各年度
a法人事業税	0	0	30,9337	635	666,78	457,062	43,642	11,800
b法人市民税	0	0	93,9496	1,925	1,838,387	1,281,901	261,854	1,43,154
c=a+b法人事業税	0	0	124,9433	2,560	2,444,953	2,065,950	1,71,599	4,430,362
d法人事業税	0	0	2,32,1388	2,883	5,034,455	3,442,403	1,108,793	5,865,916
e=法人事業税	0	0	3,51,2621	5,443	7,479,420	5,181,396	1,441,289	12,22,610
f=H25+H28			1,25,1,953				42,9,337	18,084,538
g=法人事業税			2,86,071					1,430,566

(備考：賃貸相続) 法人事業税(法人県民税+法人市町村税) 及び法人事業税は、法人ごとに以下のとおり計算

- ・法人県民税(法人税)：法、税額に次式を乗じて算出。法の県民税・個人以下、税率3.2% (R1.10.以降は1%) 、左以外・税率6% (同1.5%)
- ・法人市町村民税(法人税)：法人税額×税率1.7% (R1.10.以降は1%) ×税率1.7% (同1.5%)
- ・法人事業税(法人税)：契約額×税率(契約額の5%) (同1.5%) ×契約額×税率(契約額の5%) (同1.5%)

の区分：(法人県民税×3.5%) ×(法人事業税×5%) ×(法人市町村民税×1.7%) ×(契約額×5%) ×(契約額×5%) = 800万円×800万円の区分：(1.5%×1.5%×1.7%×5%) ×(800万円×800万円の区分：(1.5%×1.5%×1.7%×5%) = 112万円×2千円

出典：「法人県民税・事業税の新規申請について(お知らせ)」(県税務課) 法人税

法人市民税、法人税割の税率改正について(富野市役所HP)

・認証額合計(銀行)

434,290,456	1,318,171,175	528,673,340	1,522,623,267	2,97,542,241	840,690,399	892,554,304	499,434,991	9,013,380,205
								187,685,164

## ＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣08）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等 (沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)						
措置内容	令和元年度時点	沖縄の観光地形成促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。						
	令和2年度税制改正以後	従前どおり						
	令和3年度税制改正以後	対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされた。						
政策目的		国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指すこと。						
評価対象税目	義務対象			努力義務対象				
	法人税	法人住民税						
関係条項		租税特別措置法第42条の9、第68条の13						
要望内容		沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられる場合（次期通常国会に法律案提出予定）に、措置内容を変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとすること。						
創設年度		H10	過去の政策評価の実績	H23内閣07、H25内閣23、H28内閣06、H30内閣06、R2内閣04		区分	拡充・延長	

## 【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	2	3,364	—	582
H24	0	—	—	—
H25	0	—	—	—
H26	0	—	—	—
H27	0	—	—	—
H28	0	—	—	—
H29	1	2,218	—	286
H30	2	14,557	—	1,878
R1	3	53,088	—	6,849

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等		
税 目	法人税、法人住民税		
区 分	□新設	■拡充	■延長

### (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6%（令和5年度））は、措置の適用数を表しているものであり、政策目的（国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す）の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。
  - ② 達成目標（事業認定要件で定める基準値の達成状況）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
  - ③ 達成目標（事業認定要件で定める基準値の達成状況）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
  - ④ 達成目標（事業認定要件で定める基準値の達成状況）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
- なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

## 【内閣府の補足説明】

- ①・④ 本税制措置の達成目標は、「沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新增設投資を促進する。」であり、その測定指標として①県内の対象施設等における事業認定申請率及び②事業認定要件で定める基準値の達成状況を置いている。①と②の指標は別々に見るのではなく合わせて見ることを想定している。すなまち、本税制措置は、適用に向けて施設の高付加価値化等を行う事業計画を作成（沖縄観光の課題解決に向けた高い意識の醸成）・認定申請・投資を誘引する効果（①の指標で確認）と、本税制措置の適用を受けることで、当該投資事業について、認定要件を実現する方向に企業活動を誘引する効果（②の指標で確認）の発現を目指すものである。

①の指標は、本税制措置の適用数と一定の関連性があるが、②と合わせて見ることで達成目標の実現度合いを測ることができるものである（事業認定申請率は、御指摘のような「措置の適用数」と同一ではない。これは、認定申請をしても認定されない場合又は認定を受けても税制措置の適用を受けない若しくは受けられない（欠損企業等）場合があるためである。）。

なお、事業認定の制度の詳細については、税制改正や法改正のプロセスを通じて関係当局等と相談しながら検討予定であるが、事業の認定に当たっては事業計画の実現可能性を審査するとともに、認定後も毎年度事業報告の提出を受け、毎年度ごとに目標の実現状況を確認していくこととしており、事業者からの聞き取りなどを通じて、本税制措置の効果や外部要因による影響等を分析することとしている。

上記のことを説明するため評価書の記載内容を修正した。

- ② 認定要件毎に評価書に記載した数字（例「平均55%」）は、認定要件ごとに認定を受けるための基準値であり、かつ、当該認定要件項目で認定を受けた全事業者の平均値の目標値である。（基準値を定めている以上、当該基準値を事業者の事業結果の平均値の目標値としているもの。）

上記のことを説明するため、評価書において達成すべき水準（目標値）を定量的に示すなど記載内容を修正した。

- ③ 達成目標の達成すべき時期は令和5年度である。評価書において達成目標を達成すべ

き時期を明示するなど記載内容を修正した。

## 【点検結果】

- ①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (2) 過去の適用数

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（平成28年度）について、「「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」（財務省）に基づく」と説明されているが、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」（財務省）は平成29年度から令和元年度までの適用数が記載されているものであり、算定根拠（出典）が明らかにされていない。

## 【内閣府の補足説明】

- ① 御指摘を踏まえ評価書の修正を行った。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。【内閣府の補足説明】  
—【点検結果】  
なし。

### (4) 過去の減収額

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（平成28年度）について、「「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」（財務省）に基づく」と説明されているが、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」（財務省）には平成28年度の適用状況が記載されていないことから、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

## 【内閣府の補足説明】

- ① 御指摘を踏まえ評価書の修正を行った。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。【内閣府の補足説明】  
—【点検結果】  
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（「令和3年度までに観光収入1.1兆円」、「令和3年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日」及び「令和3年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円」）に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていない。
- ② 所期の達成目標（「令和3年度までに入域観光客1,200万人」、「令和3年度までに観光収入1.1兆円」、「令和3年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日」及び「令和3年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円」）に対する過去の効果（平成28年度から令和2年度まで）について、「出典：沖縄県資料」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ③ 所期の全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数3件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因是分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ④ 所期の達成目標（令和3年度までに入域観光客数1,200万人）に対する過去の効果（平成28年度から令和2年度まで）について、過去の効果（入域観光客数：平成28年度877万人、29年度958万人、30年度1,000万人、令和元年度947万人及び2年度258万人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑤ 所期の達成目標（令和3年度までに観光収入1.1兆円）に対する過去の効果（平成28年度から令和元年度まで）について、過去の効果（観光収入：平成28年度6,603億円、29年度6,979億円、30年度7,341億円及び令和元年7,047億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑥ 所期の達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する過去の効果（平成28年度から令和元年度まで）について、過去の効果（観光客一人当たりの平均滞在日数：平成28年度3.78日、29年度3.75日、30年度3.73日及び令和元年度3.7日）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑦ 所期の達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する過去の効果（平成28年度から令和元年度まで）について、過去の効果（観光客一人当たりの消費額：平成28年度75,297円、29年度72,853円、30年度73,374円及び令和元年度74,425円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。  
なお、④、⑤、⑥及び⑦は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ⑧ 所期の全ての達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 令和2年度の観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額については、沖縄県によると新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、調査が遅れしており、現段階で未公表とのことであり、数字が把握できないものである。この旨を評価書にも追記した。
- ② 御指摘を踏まえ評価書の修正を行った。
- ③ 御指摘を踏まえ評価書の修正を行った。
- ④～⑦ 本特例措置の直接的な効果については、評価書の「適用実績が僅少な理由」に追記したとおりである
- ⑧ 御指摘を踏まえ評価書の修正を行った。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ④～⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点

を課題とする。

- ⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（県内の対象施設等における事業認定申請率）は、措置の適用数を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。
- ② 達成目標（事業認定要件で定める基準値の達成状況）に対する将来の効果について、「各認定要件の基準値が毎年達成される見込み」と説明されているが、定量的に予測されていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・② 本税制措置の達成目標は、「沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光連施設の新增設投資を促進する。」であり、その測定指標として①県内の対象施設等における事業認定申請率及び②事業認定要件で定める基準値の達成状況を置いている。①と②の指標は別々に見るのではなく合わせて見ることを想定している。すなはち、本税制措置は、適用に向けて施設の高付加価値化等を行う事業計画を作成（沖縄観光の課題解決に向けた高い意識の醸成）・認定申請・投資を誘導する効果（①の指標で確認）と、本税制措置の適用を受けることで、当該投資事業について、認定要件を実現する方向に企業活動を誘引する効果（②の指標で確認）の発現を目指すこととしているものである。

①の指標は、本税制措置の適用数と一定の関連性があるが、②と合わせて見ることで達成目標の実現度合いを図ることができるものである（事業認定申請率は、御指摘のような「措置の適用数」と同一ではない。これは、認定申請をしても認定されない場合又は認定を受けても税制措置の適用を受けない若しくは受けられない（欠損企業等）場合があるためである。）

なお、上記のことを説明するため、評価書において達成目標に対する将来の効果について定量的に予測するなど記載内容を修正した。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（事業認定要件で定める基準値の達成状況）に対する将来の効果について、「事業認定を受けた事業者によって、平均値として事業認定の基準値が達成されると見込んでいるもの」と説明されているが、将来予測を達成目標から逆算しており、目標値は算定根拠とはならず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

また、達成目標に対する将来の直接的な効果（令和4年度及び5年度）について、「事業認定は以下の要件のいずれか一つの基準を満たすことで認定を受けることを想定しており、数値は、要件毎に認定を受けた事業者の事業結果を平均した数値の見込み額である（認定要件の基準値（＝目標値）が達成されるものと見込まれる）」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【内閣府の補足説明】  
—

【点検結果】  
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目 ①: 政策評価の対象税目	(法人税: 義) (国税 13) (法人住民税: 義) (自動連動) (地方税 9)
	②: 上記以外の税目	(事業所税: 外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 対象地域：沖縄県全域</p> <p>2. 税制優遇措置</p> <p>(1) 国税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投資税額控除（法人税）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合（機械・装置：15%、建物及び建物附属設備等：8%）を法人税額から控除。</li> <li>・法人税額の 20%限度（繰越税額控除 4 年）、取得価額の上限 20 億円。</li> <li>・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。</li> <li>・対象施設（各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定）               <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツ・レクリエーション施設</li> <li>②教養文化施設</li> <li>③休養施設（宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理增進施設を含む）</li> <li>④集会施設（宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む）</li> <li>⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設</li> </ul> </li> </ul> </li> <p>(2) 地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法人住民税           <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する（自動連動）。</li> </ul> </li> <li>○事業所税           <ul style="list-style-type: none"> <li>・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を 2 分の 1 控除する。</li> </ul> </li> </ul> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられる場合（次期通常国会に法律案提出予定）に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限</li> </ul> </ul>

	<p>（令和 4 年 3 月 31 日）を 2 年間延長し、令和 6 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>○対象施設について、以下のとおり廃止及び追加を行う。</p> <p>（廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庭球場、野営場、野外アスレチック、マリーナ、ダイビング施設、美術館、博物館</li> </ul> <p>（変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遊園地 → テーマパーク</li> <li>海洋療法施設 → スパ施設</li> </ul> <p>（追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シェアオフィス、結婚式場</li> </ul> <p>○宿泊施設に附属するシェアオフィスで、利用料金を除き一般の利用客に当該宿泊施設の利用者と同一の条件で同施設を利用させるものである旨が同施設の利用に関する規程において明らかにされており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により容易にその旨の情報を取得することができるものを、当該宿泊施設の利用者が主として利用するもの（※対象施設とならない施設）の対象外とする施設に追加</p> <p>○一の設備に含まれる対象資産として、ソフトウェア（複写して販売するための原本、開発研究の用に供されるものを除く。）を追加</p> <p>○一般的な利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設（※対象施設とならない施設）から以下の施設を除外。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間パスポート等（利用料金を除き一般の利用客と同一の条件で当該施設を利用するもの）の購入者が存する施設</li> </ul> <p>○特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業について、沖縄県知事の認定を受けた事業に限定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業認定の要件は、主務大臣の同意を受けることを前提に沖縄県知事が観光地形成促進計画の中で定める。</li> </ul> <p>（想定する主な認定要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〔必須〕沖縄観光の振興に資する事業</li> <li>〔選択〕主に沖縄の地元物産を販売・活用する事業 従業員の給与水準を向上させる事業 付加価値額を向上させる事業 現金給与額を引き上げ、かつ常用労働者の雇用を増やす事業 労働生産性を向上させる事業</li> </ul> <p>・認定を受けた事業者は事業結果等を毎年度沖縄県知事に報告することとし、認定基準の達成状況を確認する。</p> <p>※認定制度の詳細については、沖縄振興特別措置法の改正案と一体的に検討する。</p>
--	--

		《関係条項》 沖縄振興特別措置法第8条 租税特別措置法第 42 条の9、第 68 条の 13 租税特別措置法施行令第 27 条の9、第 39 条の 43 租税特別措置法施行規則第 20 条の4、第 22 条の 26 地方税法附則 第 33 条第1項			時期を踏まえた計画的かつ効果的な跡地利用の推進、定住促進等による担い手不足の解消等を通じた持続可能な離島や北部の振興、戦後処理問題の解決など、各分野における取組を戦略的に推進していくことが求められる。（中略） 政府におかれでは、令和4年度以降の沖縄の振興に向けて、現行の沖縄振興特別措置法及び沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の期限後の法制度の実現を図るとともに、同法制の下で以上の諸点を勘案して特別の措置を講じていくよう、本審議会として強く要請するものである。
5	担当部局	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室			○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について（令和3年8月内閣府） 内閣府では、新たな沖縄振興策について、別紙のとおり今後の検討の基本方向を内閣府案として取りまとめた。 今後、この基本方向に沿って新たな振興策が実現できるよう、法制上及び税制・財政上の措置について、関係各方面と協議しつつ、鋭意検討を進める。 うち法制上の措置については、令和4年の通常国会への法案提出に向けて鋭意検討を進める。 (中略)
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期 令和3年8月 分析対象期間：平成28年度～令和5年度			5 産業の振興 (中略) (2) 観光の振興 観光は、入域観光客数の堅調な増加等を背景に、沖縄経済の牽引役として重要な役割を果たしてきた。 しかし、平均滞在日数や観光客一人当たり県内消費額等の伸び悩みも見られる。 このため、沖縄観光の質の向上を図る観点から、観光の高付加価値化などを支援する。 また、沖縄観光の質の向上を図る観点から観光地形成促進地域制度（税制）を見直す（注2）とともに、観光客の利便性向上の観点から沖縄型特定免税店制度を見直す（注3）などの措置を講ずる。 (注2) 対象施設の見直し、高付加価値化・給与水準向上等を認定要件等 (注3) オンラインも対象
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 観光振興地域制度創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成24年度 観光振興地域制度廃止、観光地形成促進地域制度創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館） 令和元年度 2年間延長 令和3年度 1年間延長			(参考) ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）（抄） (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 第三章 産業の振興のための特別措置 (観光地形成促進計画の作成等) 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資
8	適用又は延長期間	2年間（令和5年度まで）			
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。  《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2021 について（令和3年6月18日閣議決定） これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方にについて検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。  ○沖縄の振興について（令和3年8月23日付3沖審第7号 内閣総理大臣→沖縄振興審議会会長）（抜粋） (中略) 外的変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築、観光産業と県内他産業間の連携強化等による沖縄の優位性を活かした新産業の創出・発展、おきなわブランドの確立等を通じた「稼げる農業」の実現、社会資本整備による生産性向上効果を高めるためのハード・ソフト一体となった取組の強化、返還			

	<p>する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 計画期間</li> <li>二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るために必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域</li> <li>三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るために沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。）の整備の促進を図るために措置、公共施設の整備その他の措置の内容</li> </ul> <p>3～8 （略）</p> <p>（課税の特例）</p> <p>第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（資金の確保等）</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日内閣総理大臣決定）</p> <p>II 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>（1）観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進めること。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や 公共施設の一体的・重点的な整備を促進</p>		<p>する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>【政策】9 沖縄政策 【施策】9 沖縄振興に関する施策の推進</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新增設投資を促進する（令和5年度まで）。 〔測定指標〕 ①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6%（令和5年度） （算定式） 各年度における事業認定の申請総数÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全168施設）+令和4年度及び令和5年度における当該施設の新設数の合計値 ※各年度における事業認定の申請数は、関係する観光関連施設とほぼ同様の施設を対象とする過去の本税制措置における年間適用件数の最大値（3件）と推定 ※令和4年度及び令和5年度における当該施設の新設数の合計値は、関係する観光関連施設とほぼ同様の施設を対象とする過去の本税制措置における年間適用件数の最大値の2か年分と推定 ※3.4%：6件／168施設+6件（令和4～5年度における推定認定申請数が全て施設の新設につながった場合）、3.6%：6件／168施設（令和4～5年度における推定認定申請数が全て施設の新設につながらなかった場合）</p> <p>②事業認定要件で定める基準値の達成状況 ※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指標とする。現時点でイメージされる認定要件及び基準値（目標値（令和5年度））は以下のとおり。 (各認定要件の最後の数値は、認定を受けるための基準値であり、かつ、当該認定要件を満たすものとして認定された事業者の平均値の目標値（令和5年度）である。) ➢本税制措置の適用を受けた施設（県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の食料品・工芸品販売事業における県産品の年間売上率：</p>	

		<p>55%</p> <p>➢本税制措置の適用を受けた事業所（現金給与額を増額する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率：1.5%</p> <p>➢本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後の増加率：0.66%（令和4年度 0.33%）</p> <p>➢本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後の増加率：0.66%（令和4年度 0.33%）</p> <p>※測定指標①と②はそれぞれ独立的に見るのでなく、①に加えて②の指標を合わせて見て、達成目標の達成度を測定することを想定（事業認定は上記認定要件イメージのいずれか1つの基準を見たしているかで行われることを想定）</p> <p>○達成目標を変更する理由 令和元年度後半から令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を受けたが、平成30年度までの入域観光客数及び観光収入については順調な伸びを見せ、特に入域観光客数は、世界有数のリゾート地であるハワイと肩を並べる水準まで増加した（令和元年実績（暦年）でハワイの1,039万人に対し、沖縄県1,016万人）。一方で、観光客一人当たりの平均滞在日数及び消費額や県内総生産に占める観光産業の割合などは伸び悩んでおり、入域観光客数等の量的面での増加だけでなく、沖縄観光の高付加価値化等、質の面での充実が沖縄観光の課題と考えられている。 このため、本税制については、特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業を県知事による認定を受けた事業に限定することとし、認定要件として沖縄観光の高付加価値化等を図るために要件を定めることとしている。これを踏まえ、達成目標についても変更したものである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄観光の高付加価値化等（県産品の売上率の向上、事業所の付加価値額の増加、労働生産性の向上等）を図る特定民間観光関連施設の新增設投資を促進することにより、①質の高い施設が増加することで国内外からの観光客の誘客につながる、②県産品の販売・活用の促進により観光資源の持続的利用が図られる、③事業所の付加価値額の増加等により観光の高付加価値化等に寄与することで観光産業の一層の振興に寄与し、ひいては沖縄の自立型経済の発展に寄与する。</p>									
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>○過去の適用件数及び将来の適用数（推計値） 単位：件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	1	1
年度	法人税	法人住民税									
H28	0	0									
H29	1	1									

		<table border="1"> <tr><td>H30</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>R1</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>R2</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>R3</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>R4</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>R5</td><td>3</td><td>3</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税（H28年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第196回国会提出）」（財務省）に基づき、法人税（H29年度～R1年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」（財務省）に基づく。R2年度以降は推計値。 (推計方法) R2～R3年度：県の聞き取り調査に基づく R4～R6年度：H28年度からR1年度までの最大値を採用</li> <li>・法人住民税は推計値（自動連動であるため、法人税の適用件数と同値とした）</li> </ul>	H30	2	2	R1	3	3	R2	1	1	R3	3	3	R4	3	3	R5	3	3									
H30	2	2																											
R1	3	3																											
R2	1	1																											
R3	3	3																											
R4	3	3																											
R5	3	3																											
②	適用額	<p>○過去の適用額及び将来の適用額（推計値） 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>2,218</td><td>286</td></tr> <tr> <td>H30</td><td>14,557</td><td>1,878</td></tr> <tr> <td>R1</td><td>53,088</td><td>6,849</td></tr> <tr> <td>R2</td><td>11,644</td><td>815</td></tr> <tr> <td>R3</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> <tr> <td>R4</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> <tr> <td>R5</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税（H28年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第196回国会提出）」（財務省）に基づき、法人税（H29年度～R1年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」（財務省）に基づく。R2年度以降は推計値。 (推計方法) H29～R1の1件当たりの平均適用額（11,644千円）×各年度の適用件数（推計値）</li> <li>・法人住民税（H28年度～R1年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。R2年度以降は推計値。 (推計方法) 投資税額控除の適用推計額に基づき試算（投資税額控除額×法人住民税の税率（県民税1%+市町村民税6%＝7%））。</li> </ul>	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	2,218	286	H30	14,557	1,878	R1	53,088	6,849	R2	11,644	815	R3	34,932	2,445	R4	34,932	2,445	R5	34,932	2,445
年度	法人税	法人住民税																											
H28	0	0																											
H29	2,218	286																											
H30	14,557	1,878																											
R1	53,088	6,849																											
R2	11,644	815																											
R3	34,932	2,445																											
R4	34,932	2,445																											
R5	34,932	2,445																											
③	減収額	<p>○過去の減収額及び将来の減収額（推計値） 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0																					
年度	法人税	法人住民税																											
H28	0	0																											

		<table border="1"> <tr><td>H29</td><td>2,218</td><td>286</td></tr> <tr><td>H30</td><td>14,557</td><td>1,878</td></tr> <tr><td>R1</td><td>53,088</td><td>6,849</td></tr> <tr><td>R2</td><td>11,644</td><td>815</td></tr> <tr><td>R3</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> <tr><td>R4</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> <tr><td>R5</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> </table> <p>・法人税（H28 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 196 回国会提出）」（財務省）に基づき、法人税（H29 年度～R1 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 204 回国会提出）」（財務省）に基づく。R2 年度以降は推計値。      (推計方法)  <math display="block">\text{H29～R1 の 1 件当たりの平均減収額 (11,644 千円)} \times \text{各年度の適用件数 (推計値)}</math></p> <p>・法人住民税（H28 年度～R1 年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。R2 年度以降は推計値。      (推計方法)  <math display="block">\text{投資税額控除の適用推計額にに基づき試算 (投資税額控除額} \times \text{法人住民税の税率 (県民税 1\% + 市町村民税 6\% = 7\%) )}.</math></p>	H29	2,218	286	H30	14,557	1,878	R1	53,088	6,849	R2	11,644	815	R3	34,932	2,445	R4	34,932	2,445	R5	34,932	2,445			<p>値の 2か年分と推定      ※1.8%：3件／168施設+3件（令和4年度における推定認定申請数が全て施設の新設につながった場合）又は3件／168施設（令和4年度における推定認定申請数が全て施設の新設につながらなかった場合）      3.4%：6件／168施設+6件（令和4～5年度における推定認定申請数が全て施設の新設につながった場合）、      3.6%：6件／168施設（令和4～5年度における推定認定申請数が全て施設の新設につながらなかった場合）</p> <p>②事業認定要件で定める基準値の達成状況      事業認定は以下の要件のいずれか一つの基準を満たすことで認定を受けることを想定しており、数値は、要件毎に認定を受けた事業者の事業結果を平均した数値の見込み額である（認定要件の基準値（＝目標値）が達成されるものと見込まれる）      ▷本税制措置の適用を受けた施設（県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の食料品・工芸品販売事業における県産品の年間売上率（本認定要件で事業認定を受けた事業者の当該売上率の平均値）の達成見込み      令和4年度：55%      令和5年度：55%      ※事業認定を受けた事業者によって、平均値として事業認定の基準値が達成されると見込んでいるもの      ▷本税制措置の適用を受けた事業所（現金給与額を増額する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率（本認定要件で事業認定を受けた事業者の当該増加率の平均値）の達成見込み      令和4年度：1.5%      令和5年度：1.5%      ※事業認定を受けた事業者によって、平均値として事業認定の基準値が達成されると見込んでいるもの      ▷本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後の増加率（本認定要件で事業認定を受けた事業者の当該増加率の平均値）の達成見込み      令和4年度：0.33%      令和5年度：0.66%      ※事業認定を受けた事業者によって、平均値として事業認定の基準値が達成されると見込んでいるもの      ▷本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後の増加率（本認定要件で事業認定を受けた事業者の当該増加率の平均値）の達成見込み      令和4年度：0.33%</p>
H29	2,218	286																								
H30	14,557	1,878																								
R1	53,088	6,849																								
R2	11,644	815																								
R3	34,932	2,445																								
R4	34,932	2,445																								
R5	34,932	2,445																								
④ 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○政策目的の達成状況      下記記載のとおり、沖縄県への入域観光客数や観光收入等、沖縄観光の量的側面については、新型コロナウイルス感染症による影響を除けば増加傾向にあるが、一人当たり県内消費額など沖縄観光の質的側面については横ばいが続いており、観光の高付加価値化等を引き続き推進する必要がある。</p> <p>○達成目標の達成見込み      ①関係する観光関連施設運営事業者からの事業認定申請率の達成見込み      令和4年度：1.8%      令和5年度：3.4%～3.6%      [算定式]      各年度における事業認定の申請総数÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全 168 施設）+令和4年度及び令和5年度における当該施設の新設数の合計値      ※各年度における事業認定の申請数は、関係する観光関連施設とほぼ同様の施設を対象とする過去の本税制措置における年間適用件数の最大値（3件）と推定      ※令和4年度及び令和5年度における当該施設の新設数の合計値は、関係する観光関連施設とほぼ同様の施設を対象とする過去の本税制措置における年間適用件数の最大</p>																								

	<p>令和5年度：0.66%</p> <p>※事業認定を受けた事業者によって、平均値として事業認定の基準値が達成されると見込んでいるもの</p> <p>○所期の達成目標（令和3年度税制改正要望時）</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入域観光客数 1,200万人</li> <li>・観光収入 1.1兆円</li> <li>・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日</li> <li>・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円</li> </ul> <p>○所期の達成目標の達成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度 H28</th> <th>年度 H29</th> <th>年度 H30</th> <th>年度 R1</th> <th>年度 R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入域観光客数(万人)</td> <td>877</td> <td>958</td> <td>1,000</td> <td>947</td> <td>258</td> </tr> <tr> <td>観光収入(億円)</td> <td>6,603</td> <td>6,979</td> <td>7,341</td> <td>7,047</td> <td>未公表</td> </tr> <tr> <td>観光客一人当たりの平均滞在日数(日)</td> <td>3.78</td> <td>3.75</td> <td>3.73</td> <td>3.7</td> <td>未公表</td> </tr> <tr> <td>観光客一人当たりの県内消費額(円)</td> <td>75,297</td> <td>72,853</td> <td>73,374</td> <td>74,425</td> <td>未公表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典)</p> <p>平成28年度：平成28年度の観光収入について（平成29年6月21日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）</p> <p>平成29年度：平成29年度の観光収入について（平成30年7月5日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）</p> <p>平成30年度：平成30年度の観光収入について（令和元年7月29日・令和元年11月26日修正 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）</p> <p>令和元年度：令和元年度の観光収入について（令和2年8月4日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）</p> <p>令和2年度：入域観光客数=令和3年（2021）3月入域観光客数概況（令和3年4月30日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）</p> <p>※なお、令和2年度の観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額については、現段階で未公表であり、数字が把握できない（沖縄県によると新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、調査が遅れているためとのことである）。</p> <p>参考URL：<a href="https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseisaku/14736.html">https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseisaku/14736.html</a></p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>対象施設が投資税額控除の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本税制措置の活用を通じて、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新增設を促進する直接的な効果がある。</p> <p>仮に本税制措置がなければ、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新增設のインセンティブが失われ、観光の高付加価値化や従業員の賃金水準の向上等の課題解決に向けた政策誘導が行われず、課題解決が遅れ、沖縄経済をけん引する觀</p>	項目	年度 H28	年度 H29	年度 H30	年度 R1	年度 R2	入域観光客数(万人)	877	958	1,000	947	258	観光収入(億円)	6,603	6,979	7,341	7,047	未公表	観光客一人当たりの平均滞在日数(日)	3.78	3.75	3.73	3.7	未公表	観光客一人当たりの県内消費額(円)	75,297	72,853	73,374	74,425	未公表
項目	年度 H28	年度 H29	年度 H30	年度 R1	年度 R2																										
入域観光客数(万人)	877	958	1,000	947	258																										
観光収入(億円)	6,603	6,979	7,341	7,047	未公表																										
観光客一人当たりの平均滞在日数(日)	3.78	3.75	3.73	3.7	未公表																										
観光客一人当たりの県内消費額(円)	75,297	72,853	73,374	74,425	未公表																										

		<p>光産業の一層の振興に支障を來し、ひいては沖縄経済の自立的発展に支障が生じる恐れがある。</p> <p>○適用実績が僅少な理由</p> <p>沖縄県のみに適用される特別措置であり対象事業者数が少ないと、新增設投資を行う施設数はさらに少数であること、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。</p> <p>なお、沖縄県において増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となりえる可能性のある類似の施設（税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している施設数は168であり、適用件数が10件以下と少数であるとしても、全体規模からすれば一定の税制措置の効果はあるものと考えている。</p> <p>平成29年度～令和元年度までに適用のあった6事業者のうち、事業者名の判明している4事業者にアンケート（令和3年8月沖縄県文化観光スポーツ部MICE振興課実施）を行ったところ、全事業者が「税制上の優遇措置が、設備投資の意思決定にプラスの影響」又は「計画よりも規模が大きい又は高付加価値な投資が実現できた」と回答しており、本税制措置によるインセンティブ効果が確認できている。</p> <p>また、当該回答をした施設では下記のとおり多数の来場者を迎えており（上記アンケート結果による）、観光客の誘客、観光消費の増加、満足度の向上等に貢献していると考えられ、インセンティブを与えた本税制措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>H29年度以降は毎年度適用実績が出ており、R3年度も3件の活用が見込まれるなど、本制度によってインセンティブを得た投資が進められており、引き続き本税制措置を継続する必要がある。</p> <p>〔国税の税制措置適用施設への入場者数(人)〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化体験施設</td> <td>589</td> <td>977</td> <td>1,129</td> <td>0※</td> </tr> <tr> <td>劇場</td> <td>—</td> <td>7,360</td> <td>10,000</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>会議場施設</td> <td>—</td> <td>151,250</td> <td>140,250</td> <td>11,850</td> </tr> <tr> <td>販売施設</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6,540,000</td> <td>6,812,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>589</td> <td>159,587</td> <td>6,691,379</td> <td>6,823,850</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コロナ禍のため皆減</p> <p>※※令和3年8月沖縄県文化観光スポーツ部MICE振興課実施のアンケート結果による。</p> <p>※令和3年8月沖縄県文化観光スポーツ部MICE振興課実施アンケート（調査数4、回答数4）</p> <p>問3 適用を受けた施設への来場者数・施設の売上実績</p> <p>【結果】上記表のとおり</p> <p>問4 観光地形形成促進地域制度は設備投資にどのような効果</p>		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	文化体験施設	589	977	1,129	0※	劇場	—	7,360	10,000	4,200	会議場施設	—	151,250	140,250	11,850	販売施設	—	—	6,540,000	6,812,000	合計	589	159,587	6,691,379	6,823,850
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度																												
文化体験施設	589	977	1,129	0※																												
劇場	—	7,360	10,000	4,200																												
会議場施設	—	151,250	140,250	11,850																												
販売施設	—	—	6,540,000	6,812,000																												
合計	589	159,587	6,691,379	6,823,850																												

		<p>がありましたか。以下に該当するものに○をお願いします。</p> <p>①税制上の優遇措置が、設備投資の意思決定にプラスの影響があった。</p> <p>②減税効果があり、計画よりも規模が大きい又は高付加価値な投資が実現できた。</p> <p>③特段の効果はなかった。</p> <p>④その他（ ）</p> <p>【結果】①3件 ②1件 ③0件 ④0件</p> <p>○所期の達成目標の達成状況</p> <p>所期の達成目標については、令和3年度までに達成できない見込みである。</p> <p>これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びこれに伴い新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が複数回にわたり発出されたことなどの外部要因により、外国から入域する観光客が令和2年4月以降皆減の状態が続いている（出典：各月の入域観光客数概況（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課））ほか、国内観光客も令和2年度には令和元年度比63%減、令和3年度も7月までに令和元年度同月比64%減となったこと（出典：各月の入域観光客数概況（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課））が主な要因であると考えられ、本税制措置の効果との関係を適切に分析することは困難と考える。</p> <p>他方、本税制措置については、平成29年度以降適用実績又は適用見込みが毎年度あり、所期の目的の実現に一定の役割を果たしたものと考えられる。また、沖縄の観光業界は、同感染症の影響により厳しい経営環境に置かれており、アフターコロナにおける観光産業の再生に向けて本税制措置が必要不可欠である。</p> <p>[沖縄の観光の景況判断等]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公表物</th><th>作成機関</th><th>景況判断等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内金融経済概況（令和3年8月）</td><td>日本銀行那覇支店</td><td>観光は、厳しい状況にあるなか、引き続き強い下押し圧力がみられている。</td></tr> <tr> <td>地域経済動向（令和3年8月） 沖縄</td><td>内閣府</td><td>観光は弱い動きとなっている。</td></tr> <tr> <td>管内経済情勢報告（令和3年8月）</td><td>沖縄総合事務局財務部</td><td>〔観光〕感染症の影響により、厳しい状況にあり、弱まっている。</td></tr> </tbody> </table>	公表物	作成機関	景況判断等	県内金融経済概況（令和3年8月）	日本銀行那覇支店	観光は、厳しい状況にあるなか、引き続き強い下押し圧力がみられている。	地域経済動向（令和3年8月） 沖縄	内閣府	観光は弱い動きとなっている。	管内経済情勢報告（令和3年8月）	沖縄総合事務局財務部	〔観光〕感染症の影響により、厳しい状況にあり、弱まっている。
公表物	作成機関	景況判断等												
県内金融経済概況（令和3年8月）	日本銀行那覇支店	観光は、厳しい状況にあるなか、引き続き強い下押し圧力がみられている。												
地域経済動向（令和3年8月） 沖縄	内閣府	観光は弱い動きとなっている。												
管内経済情勢報告（令和3年8月）	沖縄総合事務局財務部	〔観光〕感染症の影響により、厳しい状況にあり、弱まっている。												

		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位で、こうした沖縄が有する特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところである。観光リゾート産業は、本土から遠隔地にある沖縄において、アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を発揮することができる重要な産業であり、沖縄のリーディング産業と言われるまでに成長している。</p> <p>本税制措置は、こうした観光リゾート産業の振興を図るためのものであり、沖縄が高い国際競争力を有する魅力ある観光地に成長することは、我が国の観光産業の振興にも大きく貢献するものであると考えられる。また、経済財政政策と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）に定める「沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興（中略）を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進」との方針にも合致するものであり、社会的意義があり、税収減を是認するものと考える。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、民間事業者の創意工夫により、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新增設を促進するものであり、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で広く施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が適当な手段である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄観光の振興策としては、沖縄振興特別措置法に基づく一括交付金等があるが、本税制が対象とする民間事業者による観光関連施設の新增設に対する支援は行われておらず、本税制措置とは役割が異なるものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県及び県内市町村が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月（R2内閣04）

## ＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣09-1）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等 (沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)					
措置内容	令和元年度時点	沖縄の情報通信産業振興地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされた。					
政策目的		沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象		努力義務対象			
		法人税	法人住民税				
関係条項		租税特別措置法第42条の9、第68条の13					
要望内容		沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく情報通信産業振興地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。					
創設年度		H10	過去の政策評価の実績	H23内閣09、H25内閣20、H28内閣09、H30内閣07-1、R2内閣05-1	区分	拡充・延長	

## 【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	8	591,952	-	102,208
H24	11	852,633	99.9%	147,505
H25	11	680,149	99.9%	117,665
H26	13	693,254	99.6%	119,932
H27	15	859,714	99.2%	117,781
H28	21	709,077	97.9%	91,470
H29	17	537,593	99.0%	69,350
H30	16	543,612	99.3%	70,126
R1	19	541,822	98.3%	69,895

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等（法人税額の特別控除）		
税 目	法人税、法人住民税		
区 分	□新設	■拡充	■延長

### (1) 達成目標

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
- ② 所期の達成目標（「情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする」、「立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする」及び「ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする」）から新たに達成目標（「県内に立地した企業数の増加（税制を活用した立地企業数7社以上／年）」及び「立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上）」）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 令和5年度までとする。
- ② 所期の達成目標は、沖縄県が策定した沖縄21世紀ビジョン実施計画（沖縄振興特別措置法の規定により内閣総理大臣が策定する沖縄振興基本方針に基づき沖縄県知事が策定する沖縄振興計画を推進する活動計画の位置づけ）において設定した目標値をそのまま設定していたものであるが、本特例措置の直接的な効果を把握できる指標ではなかったため、今回の拡充等要望に併せて、本特例措置の活用による直接的効果を測定できる指標へ達成目標を変更し、有効性等を十分に明らかにすることができる達成目標を設定することとしたもの。

#### 【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (2) 過去の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（平成28年度から令和元年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）と説明されているが、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）には適用数の記述はないことから、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ② 過去の適用数（令和2年度の投資税額控除）について、「沖縄県実施の企業アンケート調査」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ③ 過去の適用数（平成28年度から令和元年度までの法人事業税）について、「事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 地方税の適用件数は「沖縄県調べ」によるものであるため、評価書を修正。
- ② 適用数は、沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づくもので「11件」であることから、別紙及び※書きを修正する。
- ③ 事業税の件数に誤りがあったため修正する。

### 【点検結果】

①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (3) 将来の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（令和3年度から5年度まで）について、「平年度で所得控除3件、投資税額控除19件の適用を見込む」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 別紙を修正する。

#### 【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (4) 過去の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（平成28年度から令和元年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
- ② 過去の減収額（令和2年度の法人税）について、「沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
- ③ 過去の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、投資税額控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 所得控除額に対する過去の減収額について、当該報告書記載の適用額に対し、平成28、29年度は法人税率23.4%、平成30年度以降は法人税率23.2%を乗じた額が減収額となる。

- ② 沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づくものであるため、評価書を修正。なお、当該報告書に記載の令和2年度の法人税は、沖縄県による企業アンケートにより集計した数値である。

③ 次のとおり評価書を修正する。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
所得控除	0	0	2	5	1
投資税額控除	709	538	544	542	486
法人	所得控除	0	0	0	0
住民	投資税額控除	91	69	70	38
事業税		0	83	81	67
合計	800	690	697	652	564

#### 【点検結果】

①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (5) 将來の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、投資税額控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。

## 【内閣府の補足説明】

① 別紙を修正。令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除22.5百万円、投資税額控除689.7百万円と見込んだうえで、法人住民税率を現行の7%と仮定し、法人住民税減収額は、所得控除分で1.6百万円、投資税額控除分で48.3百万円となる。

## 【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## 【点検結果】

①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できない見込みにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (6) 過去の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が把握されていない。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

② 所期の達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する過去の直接的効果について、「測定指標のうち活用企業数については、令和2年度の指標32社に対し、見込みが17社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している」と説明されているが、過去の効果（立地企業数：平成28年度427社、29年度454社、30年度470社、令和元年度490社及び2年度495社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

③ 所期の達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する過去の直接的効果について、「雇用者数については、令和2年度の指標13,552人に対し、見込みが5,814人と43%の実績に止まっている。しかしながら、令和元年度までの直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している」と説明されているが、過去の効果（雇用者数：平成28年度28,045人、29年度29,379人、30年度29,403人、令和元年度29,748人及び2年度29,708人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

④ 所期の達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果について、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高：平成28年度1,379万円、29年度1,319万円及び30年度1,124万円と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、②、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑤ 所期の全ての達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

## 【内閣府の補足説明】

① 特定サービス産業実態調査（経済産業省）が廃止になったため令和元年度及び令和2年度の実績が不明であるため、効果の把握ができていない。

②～④ 達成目標を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、統計指標により本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難であるが、本特例措置を活用して企業集積が図られることで、政策目的である情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上が図られることとなると考える。なお、令和4年度以降は、より一層適切な効果測定を可能とすべく、達成目標を見直すこととしている。

⑤ 所期の達成目標については、まだ目標の最終年度である令和3年度の数値まで明らかになっていないが、現時点の実績値によると目標値には達していない。しかしながら、着実に立地企業数は増加傾向であり、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されるところではあるが、今後も順調に推移していくことが窺えるものであり、引き続き本特例措置を活用して沖縄における情報通信産業の立地を図ることは必要である。

## (7) 将來の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上））に対する将来的効果（令和3年度から5年度まで）が年度ごとに予測されていない。

② 達成目標（「県内に立地した企業数の増加（税制を活用した立地企業数7社以上／年）」及び「立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上）」）に対する将来的効果（令和3年度から5年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

## 【内閣府の補足説明】

① 評価書を以下のとおり修正。

	R4	R5
税制を活用した立地企業数	7	7
税制を活用した企業の労働生産性（%）	0.3 以上※	0.3 以上※

※3 年間で1%以上

② 県内に立地した企業数の増加は、沖縄県による企業アンケートで、税制活用企業数のうち約30%が立地企業となっていることから、令和元年度の税制活用企業数21社のうち、7社が立地企業であると試算。立地企業の労働生産性は、中小企業経営強化法に基づく経営力向上計画において求められる労働生産性の伸び率を流用したもの。

## 【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和3年度の将来的効果が予測されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上））に対する将来的効果（令和4年度及び5年度）について、将来予測を達成目標から逆算しており、目標値は算定根拠とならず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

## 【内閣府の補足説明】

—

## 【点検結果】

なし。

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。



## ＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣09-2）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等 (沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例)					
措置内容	令和元年度時点	沖縄の情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、特定情報通信事業に係る所得金額の40%の特別控除ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第60条、第68条の63					
要望内容		沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく情報通信産業特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。					
創設年度		H10	過去の政策評価の実績	H23内閣09、H25内閣20、H28内閣09、H30内閣07-2、R2内閣05-2		区分	拡充・延長

## 【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	1	2,303	-	321
H24	1	672	-	90
H25	0	-	-	-
H26	0	-	-	-
H27	0	-	-	-
H28	0	-	-	-
H29	1	918	-	110
H30	1	9,271	-	1,101
R1	2	20,380	-	2,413

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等（認定法人の課税の特例）		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	□新設	■拡充	■延長

### (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。  
 ② 所期の達成目標（「情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする」、「立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする」及び「ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする」）から新たな達成目標（「県内に立地した企業数の増加（税制を活用した立地企業数7社以上／年）」及び「立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上）」）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 令和5年度までとする。  
 ② 所期の達成目標は、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値をそのまま設定していたものであるが、本特例措置の直接的な効果を把握できる指標ではなかった。したがって、今回の拡充等要望に併せて、本特例措置の活用による直接的効果を測定できる指標へ達成目標を変更し、有効性等を十分に明らかにすることができる達成目標を設定することとした。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（平成28年度から令和元年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）」と説明されているが、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」には適用数の記述はないことから、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
 ② 過去の適用数（平成28年度から令和元年度までの法人事業税）について、「事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・② 地方税の適用件数は「沖縄県調べ」によるものであるため、評価書を修正。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（令和3年度から5年度まで）について、「平年度で所得控除3件、投資税

額控除19件の適用を見込む」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 別紙を修正する。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（平成28年度から令和元年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。  
 ② 過去の減収額（令和2年度の法人税）について、「沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。  
 ③ 過去の減収額（平成28年度から令和元年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
 ④ 過去の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 所得控除額に対する過去の減収額について、当該報告書記載の適用額に対し、平成28、29年度は法人税率23.4%、平成30年度以降は法人税率23.2%を乗じた額が減収額となる。  
 ② 沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づくものであるため、評価書を修正。  
 ③ 「沖縄県調べ」によるものであるため、評価書を修正。  
 ④ 次のとおり評価書を修正する。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
所得控除	0	0	2	5	1
投資税額控除	709	538	544	542	486
法人	所得控除	0	0	0	0
住民	投資税額控除	91	69	70	38
事業税		0	83	81	67
合計		800	690	697	652
					564

【点検結果】

- ①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 別紙を修正。令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除22.5百万円、投資税額控除689.7百万円と見込んだうえで、法人住民税率を現行の7%と仮定し、法人住民税減収額は、所得控除分で1.6百万円、投資税額控除分で48.3百万円となる。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果（令和元年度及び令和2年度）が把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ② 所期の全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（令和元年度の所得控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ③ 所期の達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する過去の直接的効果について、「測定指標のうち活用企業数については、令和2年度の指標32社に対し、見込みが17社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している」と説明されているが、過去の効果（立地企業数：平成28年度427社、29年度454社、30年度470社、令和元年度490社及び2年度495社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

- ④ 所期の達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する過去の直接的効果について、「雇用者数については、令和2年度の指標13,552人に対し、見込みが5,814人と43%の実績に止まっている。しかしながら、令和元年度までの直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している」と説明されているが、過去の効果（雇用者数：平成28年度28,045人、29年度29,379人、30年度29,403人、令和元年度29,748人及び2年度29,708人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

- ⑤ 所期の達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果について、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高：平成28年度1,379万円、29年度1,319万円及び30年度1,124万円と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、③、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ⑥ 所期の全ての達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 特定サービス産業実態調査（経済産業省）が廃止になったため令和元年度及び令和2年度の実績が不明であるため、効果の把握ができていない。

- ②～⑤ 達成目標を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、統計指標により本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難であるが、本特例措置を活用して企業集積が図られるところで、政策目的である情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上が図られることとなると考える。なお、令和4年度以降は、より一層適切な効果測定を可能とすべく、達成目標を見直すこととしている。

- ⑥ 所期の達成目標については、まだ目標の最終年度である令和3年度の数値まで明らかになっていないが、現時点の実績値によると目標値には達していない。しかしながら、着実に立地企業数は増加傾向であり、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されるところではあるが、今後も順調に推移していくことが窺えるもの

であり、引き続き本特例措置を活用して沖縄における情報通信産業の立地を図ることは必要である。

【点検結果】

- ①～⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

- ⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できない見込みにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上））に対する将来の効果（令和3年度から5年度まで）が年度ごとに予測されていない。

- ② 達成目標（「県内に立地した企業数の増加（税制を活用した立地企業数7社以上／年）」及び「立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上）」）に対する将来の効果（令和3年度から5年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

- ③ 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（令和3年度から5年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を以下のとおり修正。

	R4	R5
税制を活用した立地企業数	7	7
税制を活用した企業の労働生産性（%）	0.3 以上※	0.3 以上※

※3 年間で1%以上

- ② 県内に立地した企業数の増加は、沖縄県による企業アンケートで、税制活用企業数のうち約30%が立地企業となっていることから、令和元年度の税制活用企業数21社のうち、7社が立地企業であると試算。立地企業の労働生産性は、中小企業経営強化法に基づく経営力向上計画において求められる労働生産性の伸び率を流用したもの。

- ③ 立地企業数は増加傾向であり、沖縄県による企業アンケートで、税制活用企業数のうち約30%が立地企業となっていることから、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和3年度の将来の効果が予測されていないため、この点を課題とする。

- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上））に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、将来予測を達成目標から逆算しており、目標値は算定根拠とならず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	<p>① 政策評価の対象税目 (法人税: 義) (国税 14) (法人住民税、法人事業税: 義) (自動連動) (地方税 10)</p> <p>② 上記以外の税目 (事業所税: 外)</p>
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税 (情報通信産業振興地域)</p> <p>(1) 投資税額控除 (法人税)</p> <p>ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの : 8%</li> <li>・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの : 15%</li> </ul> <p>イ 法人税額の 20%が上限額 (繰越 4 年)、取得価額の上限額 20 億円</p> <p>ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(情報通信産業特別地区)</p> <p>(2) 所得控除 (法人税)</p> <p>ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入 (事業認定法人で、法人設立後 10 年間) ※ (1)との選択制。</p> <p>2. 地方税 (情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区)</p> <p>(1) 法人住民税及び事業税</p> <p>ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市内において 1,000 万円を超える情報通信業務を供する機械等及び 1 億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2 に相当する面積を 5 年間控除</p> <p>1 要望の内容 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること(次期通常国会に法律案提出予定)を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和4年3月31日)を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>&lt;情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区共通&gt;</p>
		<p>1. 制度の適用期限を2年間延長する。【延長】 2. 税制優遇措置を延長する。【延長】 ・事業税、不動産取得税、固定資産税を課税免除した場合に普通交付税で減収補てんする措置の適用期間を2年間延長する。 3. 対象資産に「ソフトウェア」を追加する。【拡充】 &lt;情報通信産業特別地区&gt; 1. 対象業種を以下のとおりとする。【拡充】 ・固定電気通信業(現行のデータセンターに限る。) ・次の業種で付加価値の高い事業に限る。 ・ソフトウェア業(現行の情報通信機器相互接続検証事業を含む。) ・情報処理・提供サービス業(現行のバックアップセンター、セキュリティデータセンターを含む。) ・インターネット付随サービス業 ※下線部分が追加。 ※インターネット・サービス・プロバイダー、インターネット・エクスチエンジは廃止。</p> <p>2 見直し事項 (1) 沖縄県知事が定める沖縄情報産業強化促進計画(仮称)(現情報通信産業振興計画)について、主務大臣の認定を必要とするための所要の見直しを行う(現行は計画策定後の主務大臣への報告義務)。 (2) 情報通信産業振興地域に事業認定制を導入する(現行は認定なし)。 (3) 本特例措置を受けるために必要な沖縄県知事の認定に係る要件に「従業員給与水準の向上に資すること」「IT人材の確保」を必須項目とする(情報通信産業振興地域・特別地区共通)。 (4) 本特例措置を受けた事業者(認定事業者)から沖縄県に対する事業報告及び沖縄県から国に対する事業報告を義務付ける</p> <p>《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第 31 条、第 32 条 租税特別措置法 第 42 条の 9、第 60 条、第 68 条の 13、第 68 条の 63 租税特別措置施行令 第 27 条の 9、第 36 条、第 39 条の 43、第 39 条の 90 租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 21 条の 17 の 2、第 22 条の 26、第 22 条の 60 の 2 地方税法 第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号、附則第 33 条 地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8</p> <p>5 担当部局 内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当)</p> <p>6 評価実施時期及び分析対象期間 評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成28年度～令和5年度</p> <p>7 創設年度及び改正経緯 平成 10 年度 ・情報通信産業振興地域の創設 平成 14 年度 ・5 年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成 19 年度 ・5 年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長・ 拡充(常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和) 平成 24 年度 ・5 年間延長</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。</li> <li>・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等</li> </ul> <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲</li> <li>・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10人→5人）</li> <li>・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加</li> <li>・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超)</li> </ul> <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間延長</li> </ul> <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間延長</li> </ul> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間延長</li> </ul>		<p>づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。</p> <p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をい。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であつて、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>(情報通信産業振興計画の作成等)</p> <p>第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るために計画(以下「情報通信産業振興計画」とい。)を定めることができる。</p> <p>2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 情報通信産業の振興を図るために必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域</p> <p>三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあっては、その区域</p> <p>3~8項 (略)</p> <p>(情報通信産業特別地区における事業の認定)</p> <p>第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区的区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他の政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2~4項 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属</p>
8 適用又は延長期間	2年(令和5年度)		
9 必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。</p> <p>本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活性化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2021について(令和3年6月18日閣議決定)(沖縄振興に係る部分の抜粋)</p> <p>これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方にについて検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。</p> <p>○沖縄の振興について(令和3年8月23日沖縄振興審議会)(情報通信産業に係る部分の抜粋)</p> <p>デジタルトランスフォーメーション(DX)を迅速かつ強力に推進することで、沖縄の不利性を克服するチャンスとし、持続可能な形で産業振興、社会資本整備、地域振興等の沖縄振興の取組を一層深化させていくことが重要である。</p> <p>○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について(令和3年8月24日内閣府)(税制に係る部分の抜粋)</p> <p>IT人材の確保や成長が見込める業種の立地・集積などを図る観点から、情報通信産業振興地域・特区制度(税制)を見直す(注4)などの措置を講ずる。</p> <p>(注4)対象業種の見直し、給与水準向上・IT人材確保等を認定要件等</p> <p>〈参考〉</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基</p>	

		<p>設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○ 沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)      II 沖縄の振興の意義及び方向      2 沖縄振興の方向      (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展          アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。          特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項      1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項      (2) 情報通信関連産業          情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。          このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p>												
② 政策体系における政策目的の位置付け		<p>【政策】9. 沖縄政策      【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進</p>												
③ 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》      1 達成目標          ・県内に立地した企業数の増加          ・立地企業の労働生産性向上      2 測定指標          ・税制を活用した立地企業数 7社以上／年          ・税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上      《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進し、その高度化に寄与する。          また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>												
10 有効性等	① 適用数	<p>1 過去5年間の適用件数          (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	所得控除	0	1	1	2	1
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度									
所得控除	0	1	1	2	1									

		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>21</th><th>17</th><th>16</th><th>19</th><th>11</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td><td>21</td><td>18</td><td>17</td><td>21</td><td>12</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成28年度から令和元年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。      ※地方税については、沖縄県調べ。      ※令和2年度の国税の適用状況については、沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく。</p> <p>2 今後の適用件数見込み      令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除3件、投資税額控除19件の適用を見込む。      (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)</p>		21	17	16	19	11	法人住民税	21	18	17	21	12	事業税	0	1	1	2	1
	21	17	16	19	11															
法人住民税	21	18	17	21	12															
事業税	0	1	1	2	1															
② 適用額																				
1 過去5年間の適用額 (単位：百万円)																				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度															
所得控除	0	1	9	20	2															
投資税額控除	709	538	544	542	486															
法人住民税	91	69	70	71	30															
事業税	0	83	81	67	43															
※国税について、平成28年度から令和元年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成28年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※令和2年度の国税の適用状況については、沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。																				
2 今後の適用額 令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除22.5百万円、投資税額控除689.7百万円の適用を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)																				
③ 減収額																				
1 過去5年間の減収額 (単位：百万円)																				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度															
所得控除	0	0	2	5	1															
投資税額控除	709	538	544	542	486															
法人住民税	0	0	0	0	0															
事業税	91	69	70	38	34															
合計	800	690	697	652	564															
※平成28年度から令和元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて試算。令和2年度については、沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく。 ※法人住民税について、平成28年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※令和元年度・2年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定。 ※事業税は、沖縄県調べ。																				
2 今後の減収見込み (単位：百万円)																				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																	
所得控除	2	7	7																	
投資税額控除	617	726	726																	
法人住民税	43	51	51																	
事業税	0	2	2																	
合計	662	786	786																	

		(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの計算」参照。) ※法人住民税は、国税の減収額に税率 7%乗じて算定。 ※事業税は、所得控除の適用額に税率 6.47%を乗じて算定。																																																																																																								
④ 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに 560 社とする。</li> <li>・立地企業による雇用者数を令和3年度までに 4.2 万人とする。</li> <li>・ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに 1,450 万円とする。</li> </ul> <p>※「情報通信関連企業立地数」は、平成2年以降に沖縄県に立地した以下①、②の合計。</p> <p>①本社所在地が県外にある支社・支店・営業所・事業拠点の数      ②県外企業の子会社・関連企業の数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地企業数（社）</td> <td>427</td> <td>454</td> <td>470</td> <td>490</td> <td>495</td> </tr> <tr> <td>雇用者数（人）</td> <td>28,045</td> <td>29,379</td> <td>29,403</td> <td>29,748</td> <td>29,708</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高（万円）</td> <td>1,379</td> <td>1,319</td> <td>1,124</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>立地企業の増加率（%）</td> <td>10.3</td> <td>6.3</td> <td>3.5</td> <td>4.3</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>雇用者数の増加率（%）</td> <td>5.3</td> <td>4.8</td> <td>0.1</td> <td>1.2</td> <td>△0.1</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率（%）</td> <td>13.7</td> <td>△4.3</td> <td>△14.7</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査。</p> <p>※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成 25~27 年度及び平成 29~30 年度は特定サービス産業実態調査（経済産業省）。平成 28 年は経済センサス（総務省）。なお、特定サービス産業実態調査は令和元年度分調査から廃止。</p> <p>※算定できないものについては、「—」を記載。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>【測定指標】</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用した企業数 37 社</li> <li>・上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670 人</li> </ul> <p>測定指標のうち活用企業数については、令和2年度の指標 32 社に対し、見込みが 17 社と 70% の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している。</p> <p>また、雇用者数については、令和2年度の指標 13,552 人に對し、見込みが 5,814 人と 43% の実績に止まっている。しかしながら、令和元年度までの直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。</p> <p>実績・見込み :</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用企業数（指標）</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>23</td> <td>27</td> <td>32</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>活用企業数（実績）</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>活用企業数（見込み）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>雇用者数（指標）</td> <td>6,776</td> <td>8,047</td> <td>9,741</td> <td>11,435</td> <td>13,552</td> <td>15,670</td> </tr> <tr> <td>雇用者数（実績）</td> <td>3,589</td> <td>2,597</td> <td>5,972</td> <td>6,778</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>雇用者数（見込み）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,814</td> <td>5,814</td> </tr> </tbody> </table> <p>※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。</p> <p>※平成 28 年度から令和元年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」。</p> <p>※令和 2 年度から令和 3 年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。</p>	(年度)	H28	H29	H30	R1	R2	立地企業数（社）	427	454	470	490	495	雇用者数（人）	28,045	29,379	29,403	29,748	29,708	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高（万円）	1,379	1,319	1,124	—	—	立地企業の増加率（%）	10.3	6.3	3.5	4.3	1.0	雇用者数の増加率（%）	5.3	4.8	0.1	1.2	△0.1	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率（%）	13.7	△4.3	△14.7	—	—		H28	H29	H30	R1	R2	R3	活用企業数（指標）	16	19	23	27	32	37	活用企業数（実績）	21	18	17	21	-	-	活用企業数（見込み）	-	-	-	-	18	18	雇用者数（指標）	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670	雇用者数（実績）	3,589	2,597	5,972	6,778	-	-	雇用者数（見込み）	-	-	-	-	5,814	5,814		<p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。</p> <p>※推計の計算過程 (平成 28 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数：13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）</li> <li>・1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人 /11 社）</li> <li>・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社</li> <li>・平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数：1,879 人 +10 社 ×171 人 =3,589 人</li> </ul> <p>(平成 29 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数：15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）</li> <li>・1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人 /13 社）</li> <li>・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5 社</li> <li>・1,877 人 +5 社 ×144 人 =2,597 人</li> </ul> <p>(平成 30 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県企業アンケート調査による平成 30 年度適用企業数とその雇用者数：14 社、3,866 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明）</li> <li>・1 社当たりの雇用者数：351 人（3,866 人 /11 社）</li> <li>・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6 社</li> <li>・3,866 人 +6 社 ×351 人 =6,778 人</li> </ul> <p>(令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県企業アンケート調査による令和元年度適用企業数とその雇用者数：15 社、3,871 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明）</li> <li>・1 社当たりの雇用者数：323 人（3,871 人 /12 社）</li> <li>・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：9 社</li> <li>・3,871 人 +9 社 ×323 人 =6,778 人</li> </ul> <p>(令和 2、3 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一社当たりの雇用者数は、令和元年度沖縄県アンケート調査による推計値 323 人から試算。</li> </ul> <p>なお、令和 4 年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標等を「《租税特別措置等により達成しようとする目標》に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。</p> <p>【令和 4 年度以降の達成見込み】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税制を活用した立地企業数</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性（%）</td> <td>0.3 以上※</td> <td>0.3 以上※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 年間で 1% 以上</p> <p>2 所得控除の適用実績が僅少な理由</p> <p>対象業種の立地企業は順調に増加しているが、立地企業が所得控除を適用するための事業認定の要件（専ら対象事業を営むこと等の要件）を満たすことができない等の理由により、立地企業に比し、認定法人数が少ない状況である。</p> <p>適用数僅少であるが、立地企業数は増加していることから、全体規模からすれば一定の特例措置の効果はあるものと考えられる。</p>		R4	R5	税制を活用した立地企業数	7	7	税制を活用した企業の労働生産性（%）	0.3 以上※	0.3 以上※		<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>本制度は、情報通信関連企業の沖縄への集積を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与しており、令和元年度に本制度を活用した 21 企業においては、6,778 人が雇用されている。</p> <p>沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約 532.3 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 546 百万円（平成 30 年度の減収額）の税収減を是認する効果があつたものと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税活用企業による雇用者数：6,778 人</li> </ul>
(年度)	H28	H29	H30	R1	R2																																																																																																					
立地企業数（社）	427	454	470	490	495																																																																																																					
雇用者数（人）	28,045	29,379	29,403	29,748	29,708																																																																																																					
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高（万円）	1,379	1,319	1,124	—	—																																																																																																					
立地企業の増加率（%）	10.3	6.3	3.5	4.3	1.0																																																																																																					
雇用者数の増加率（%）	5.3	4.8	0.1	1.2	△0.1																																																																																																					
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率（%）	13.7	△4.3	△14.7	—	—																																																																																																					
	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																																																																																				
活用企業数（指標）	16	19	23	27	32	37																																																																																																				
活用企業数（実績）	21	18	17	21	-	-																																																																																																				
活用企業数（見込み）	-	-	-	-	18	18																																																																																																				
雇用者数（指標）	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670																																																																																																				
雇用者数（実績）	3,589	2,597	5,972	6,778	-	-																																																																																																				
雇用者数（見込み）	-	-	-	-	5,814	5,814																																																																																																				
	R4	R5																																																																																																								
税制を活用した立地企業数	7	7																																																																																																								
税制を活用した企業の労働生産性（%）	0.3 以上※	0.3 以上※																																																																																																								

		<p>・沖縄県情報通信業の労働生産性: 10,998,722 円 → 県内総生産の押し上げ効果: 532.3 億円</p> <p>※上記における労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数)〔「平成 30 年度県民経済計算」(沖縄県企画部)に基づいて試算)</p>
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与える、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制優遇措置が適切であると考えられる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは沖縄振興に寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12 有識者の見解		—
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月(R2内閣05-01, 02)

## 情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)

○情報通信産業特別地区・地域における租税特別措置について、延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

### 1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項目	事業認定(累計)	所得控除			投資税額控除		減収額合計	
		件数	件数	適用額	減収額	件数	適用額(減収額)	
H27 年度	2	0	0	0	0	15	860	860
H28 年度	2	0	0	0	0	21	709	709
H29 年度	3	1	1	1	0	17	538	538
H30 年度	4	1	9	2	2	16	544	546
R 年年度	3	2	20	5	5	19	542	547
合計		4	30	7	88	3,193	3,200	
5 年平均		0.8	6	1.4	17.6	638.6	640	
1 件あたりの適用額			7.5			36.3		

※令和元年度までは租税特別措置の適用実態調査結果に基づく。

※法人税率については、平成 27 年度は 23.9%、平成 29 年度は 23.4%、平成 30・令和元年度は 23.2%として試算。

### 2. 令和2年度以降の見込み

#### (所得控除について)

仮定①: 事業認定については、平成 27 年度以降、5 年間で 3 件の事業認定の実績ではあるが、専ら要件のため令和元年度に 1 社が認定取消となっていることから、2 年に 1 件(=0.4 件(2 件/5 年間))程度の増加見込みとする。

仮定②: 適用実績から、現行制度の枠組みでの所得控除適用件数は、過去 5 年間の適用件数の平均から、1 年当たり 1 件とする。

仮定③: 適用実績から、現行制度の枠組みでの所得控除 1 件当たりの適用額は、過去 5 年間の適用額の平均から、1 件当たり 7.5 百万円とする。

#### (投資税額控除について)

仮定④: R3 年度は 5 年平均の 17 社。R4 年度以降は、今後 10 年間で立地企業(490 社)うち 8 割が投資し、そのうち 5 割(約 200 社)が投資税額控除の対象となる投資を行うとして、年間あたり 20 社として算定する。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
適用件数見込み	11	17	20	20

※R2 は沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく。

仮定⑤: 適用実績から、現行制度の枠組みでの投資税額控除 1 件当たりの適用額は、過去 5 年間の適用額の平均から、1 件当たり 36.3 百万円とする。

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位:件、百万円)

年度	事業認定		所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥) ※
	① 件数	② 件数	③ 適用額 (②×1)	④ 減収額 (③×税率)	⑤ 件数	⑥ 適用額 (減収額) ※	
R2 年度	3	1	7.5	1.7	11	486.7	488.4
R3 年度	4	1	7.5	1.7	17	617.1	618.8
R4 年度	4	1	7.5	1.7	20	726.0	727.7
R5 年度	5	1	7.5	1.7	20	726.0	727.7
合計		4	30	6.8	68	2,555.8	2,562.6
平年度見込 (R3~5)		1	7.5	1.7	19	689.7	691.4

※法人税率については、23.2%として試算。

※投資税額控除:⑤×36.3 百万円(ただし、R2 年度は沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく)

## 【拡充】

仮定① 特区の対象業種への、付加価値が高い「ソフトウェア業」「情報処理・提供サービス業」「インターネット付随サービス業」の追加により、令和4年度以降3件の適用件数増加を見込む。

仮定② 現行制度の枠組みでの所得控除1件当たりの適用額が、過去5年間の適用額の平均から、1件当たり 7.5 百万円と想定されることから、拡充による適用額も 7.5 百万円と見込む。

年度	事業認定		所得控除	
	①件数	②件数	③適用額 (②×7.5)	④減収額 (③×税率)
R4 年度		3	22.5	5.2
R5 年度		3	22.5	5.2
合計		6	45	10.4
平年度見込		3	22.5	5.2

※法人税率については、23.2%として試算。

## 【合計】

年度	事業認定		所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥) ※
	①件数	②件数	③適用額 (②×7.5)	④減収額 (③×税率)	⑤件数	⑥適用額 (減収額) ※	
R2 年度	3	1	7.5	1.7	11	486.7	488.4
R3 年度	4	1	7.5	1.7	17	617.1	618.8
R4 年度	7	4	30	7.0	20	726.0	733.0
R5 年度	8	4	30	7.0	20	726.0	733.0
合計		10	75	17.4	68	2,555.8	2,573.2
平年度見込 (R3~5)		3	22.5	5.2	19	689.7	694.9

※法人税率については、23.2%として試算。

※投資税額控除:⑤×36.3 百万円(ただし、R2 年度は沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく)

## ＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣10）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）における課税の特例措置の延長等 (沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)					
措置内容	令和元年度時点	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①34%（建物等は20%）の特別償却又は②15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度 税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることされた。</li> <li>対象事業から、こん包業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、商品検査業及び研究開発支援検査分析業を除外</li> <li>特別償却措置における一の生産等設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が一定金額以上であることとの要件における「取得価額」が、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額とされた。</li> </ul>					
政策目的	製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指すこと。						
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項	租税特別措置法第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27						
要望内容	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。						
創設年度	H14	過去の政策評価の実績	H23内閣02、H25内閣22、H28内閣07、H30内閣08-1、H30内閣08-2、R2内閣06	区分	拡充・延長		

## 【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	3	50,877	-	7,082	16	341,057	98.8%	59,003
H24	4	43,661	-	5,602	13	220,490	-	38,144
H25	5	145,616	-	18,717	25	561,083	95.9%	97,067
H26	4	85,912	-	11,345	31	353,897	89.3%	61,224
H27	4	45,698	-	5,570	27	391,853	92.4%	53,684
H28	3	18,159	-	2,163	20	298,944	98.5%	38,564
H29	7	189,477	-	22,489	23	439,624	97.7%	56,712
H30	2	83,844	-	7,062	26	290,315	95.3%	37,450
R1	5	107,388	-	12,715	21	332,118	95.7%	42,843

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）における課税の特例措置の延長等		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	□新設	■拡充	■延長

### (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）から新たな達成目標（「本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で1,363百万円、令和5年度までに2,726百万円増加させる」及び「本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量を、令和5年度までに平成30年度比で8.4%削減する」）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 現行の本税制は、製造業等の高付加価値化に主眼を置いたものとなっており、付加価値の向上等に寄与する設備投資について、投資税額控除等の税制措置を講じるものである。他方、令和4年度税制改正要望においては、沖縄における脱炭素社会の実現を目指すべく、対象事業に脱炭素の推進を追加することを要望しており、当該脱炭素の推進のための設備投資に関しては、必ずしも事業者の付加価値向上に直結するものではないことから、脱炭素への寄与度を測定するための指標を新たに設定することとし、政策目的の変更とともに、当該指標を達成目標にすることとしたものである。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

- なし。

### (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

- なし。

### (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（平成28年度から令和元年度までの国税）の出典について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）と説明されているが、算定根拠

（計算式）明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえ、評価書の該当部分の記載を以下のとおりに修正した。

※投資税額控除及び特別償却について、平成28年度から令和元年度までについては「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）における活用実績に基づいて算出。令和2年度は、沖縄県が実施した企業アンケート調査に基づいて算出。なお、特別償却による法人税率は、平成28年度及び平成29年度は23.4%、平成30年度以降は23.2%として試算。※法人住民税及び事業税について、平成28年度から令和元年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。

※令和2年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%を乗じて算出。

※令和2年度の事業税は、特別償却の適用額に税率6.47%を乗じて算出。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

- なし。

### (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ② 所期の達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数5件（令和元年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- ③ 所期の達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される投資税額控除の上位10社の適用額合計の割合95.7%（令和元年度）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていない。

- ④ 所期の達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の直接的な効果について、「平成30年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は4,933億円と目標の5,600億円には達していないものの、H24年の制度創設以降、着実な増加傾向にあり、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力が拡大し、製造品出荷額の増加につながっている」と説明されているが、過去の効果（製造品出荷額（石油製品を除く）平成27年度4,341億円、28年度4,427億円、29年度4,758億円及び30年度4,933億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

- なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ⑤ 所期の達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

## 【内閣府の補足説明】

- ① 平成30年が工業統計調査結果の最新版であるため、令和元年及び令和2年については記載できないものの、把握可能な過去5年（平成26年から平成30年まで）の各年における伸び率の平均（104.4%）を平成30年の実績値に乗じて令和3年の数値を試算したところ、5,614億円（令和元年試算：4,933億円×104.4%＝5,150億円、令和2年試算：5,150億円×104.4%＝5,377億円、令和3年試算：5,377億円×104.4%＝5,614億円）となることが見込まれ、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されるものの、所期の達成目標実現に向けて順調に進捗していることが窺える。
- ② 過年度の本特例措置活用事業者においては、当該設備投資の特性や当該時点における各事業者の財務状況・経営状態等を踏まえ、直接的な税負担軽減効果を有する投資税額控除を選択する者が多かったものと推察されるが、研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして特別償却の選択肢が機能するものと考えられ、投資税額控除による設備投資インセンティブと一緒にとなって達成目標の実現に有効な手段になっているものと考えられる。
- ③ 令和元年度の設備投資額（沖縄県調べ）を見ると、電気業の投資額が大きい。これは、島しょ県であり多くの離島を抱える沖縄の地理的・地形的原因により電気の供給コストが高くなるため、社会基盤である電気の安定かつ適正な供給を確保するために大規模な設備投資を実施する必要があり、他業種と比較して自ずと投資額が高額になっているものである。このため、当該金額の偏りは特定の企業のみに有利な制度設計になっているために生じるものではない。
- ④ 本特例措置を活用し、製造業等が設備投資を行うことで、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者による産業の高度化等が進み、当該事業者の製造量等が増加することで、達成目標である製造品出荷額の増加に寄与していると考える。なお、令和4年度以降は、より一層適切な効果測定を可能とすべく、達成目標を見直すとともに、本特例措置活用事業者より事業完了後の実施報告を徴する等の所要の見直しを行うことを予定している。
- ⑤ 所期の達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、平成30年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は4,933億円と目標の5,600億円には達していないものの、H24年の制度創設以降、着実な増加傾向にあり、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力が拡大し、製造品出荷額の増加につながっている。さらに、上記①にも記載のとおり、把握可能な過去5年（平成26年から平成30年まで）の各年における伸び率の平均（104.4%）を平成30年の実績値に乗じて令和3年の数値を試算したところ、5,614億円（令和元年試算：4,933億円×104.4%＝5,150億円、令和2年試算：5,150億円×104.4%＝5,377億円、令和3年試算：5,377億円×104.4%＝5,614億円）となることが見込まれ、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されるものの、所期の達成目標実現に向けて順調に進捗していることが窺える。

	H26	H27	H28	H29	H30
製造品出荷額 (石油製品除く)	4,147	4,341	4,427	4,758	4,933

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、特定の者に偏っている適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成する見込みであるにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (7) 将来の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量を、令和5年度までに平成30年度比で8.4%削減する）に対する将来の効果について、「目標は達成可能と考えられる」と説明されているが、定量的に予測されていない。

② 達成目標（本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で1,363百万円、令和5年度までに2,726百万円増加させる）に対する将来の効果（令和4年度及び令和5年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

③ 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数7件（令和4年度及び5年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

## 【内閣府の補足説明】

① 本達成目標については、本特例措置を活用した事業の平成30年度における温室効果ガス排出量が基準値となるため、現時点で適切な推計を行うことは困難であるが、適用が見込まれる石油系燃料からLNGへの燃料転換を図られた場合、二酸化炭素排出量は理論上25%程度削減されることとなるため、達成目標である「本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量を、令和5年度までに平成30年度比で8.4%削減する。」との目標は達成可能であると考えている。

② 算定根拠は以下のとおり。

沖縄県による企業アンケート等により把握している、平成30年度に本特例措置を活用した事業者群の認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額実績47百万円に、令和4年度以降の平年度における本特例措置の想定活用企業数29社を乗じて算出したもの。

③ 今後の適用件数見込みは、過年度の本特例措置の適用件数実績等を元に算出しているものであるため、特別償却の適用件数が10件未満と僅少になっているもの。他方、研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして特別償却の選択肢が機能するものと考えられ、投資税額控除による設備投資インセンティブと一緒にとなって達成目標の実現に有効な手段になるものと考えられる。

## 【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税：義) (国税 15) (法人住民税、法人事業税：義) (自動連動) (地方税 11)
		② 上記以外の対象税目 (所得税：外、個人住民税、外、事業所税：外)
3	要望区分の別	
4	内容	
	<p>【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】</p> <p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税（アまたはイのいずれかを選択）</p> <p>ア 投資税額控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。</li> <li>(ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：15%</li> <li>(イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：8%</li> <li>・控除額限度は法人税額の 20%、繰越税額控除 4 年、取得価額上限は 20 億円</li> <li>・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。</li> </ul> <p>イ 特別償却（法人税、所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、法人税額（または所得税額）から償却できる。</li> <li>(ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：34%</li> <li>(イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：20%</li> <li>・取得価額の上限額 20 億円</li> <li>・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。</li> </ul> <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動）</li> </ul> <p>イ 事業所税（那覇市のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が</li> </ul>	

	認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を 2 分の 1 として 5 年間計算。
	《要望の内容》
	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和 4 年 3 月 31 日）を 2 年間延長し、令和 6 年 3 月 31 日までとする。
	1 拡充要望
	(1) 対象事業に DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進及び脱炭素の推進を追加し、現行の対象事業である産業高度化及び事業革新と統合の上、「産業イノベーション（仮称）」に改める。
	(2) 対象業種に、ガス供給事業（サテライト設備により液化天然ガス（LNG）を供給する事業に限る。）を追加する。
	(3) 対象資本に、構築物（液化天然ガス（LNG）を供給するためのサテライト設備及び当該設備に付随する供給設備に限る。）及びソフトウェアを追加する。
	2 見直し事項
	(1) 本特例措置の対象となる区域の名称を「産業高度化・事業革新促進地域」から「産業イノベーション促進地域（仮称）」に改称する。
	(2) 沖縄県知事が定める産業イノベーション促進計画（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進計画）について、主務大臣の認定を必要とするための所要の見直しを行う（現行は計画策定後の主務大臣への報告義務）。
	(3) 本特例措置を受けるために必要な沖縄県知事の認定に係る要件に「従業員給与水準の向上に資すること」を追加する。
	(4) 本特例措置を受けた事業者（認定事業者）から沖縄県に対する事業報告及び沖縄県から国に対する事業報告を義務付ける（現行は沖縄県知事の事業者に対する報告徴収権のみ付与）。
	《関係条項》
	沖縄振興特別措置法 第 36 条、第 37 条 租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条、第 68 条の 13、第 68 条の 27 租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 39 条の 43、第 39 の 56

		租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 20 条の 16、 第 22 条の 26、第 22 条の 37 地方税法 第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号 附則第 33 条 地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8			我が国は「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、世界の脱炭素を主導し、経済成長の喚起と温暖化防止・生物多様性保全との両立を図り、将来世代への責務を果たす。また、2030 年度の温室効果ガス排出削減目標を 2013 年度比 46% 減という新たな目標とした。さらに、50% 減の高みに向かって、挑戦を続ける。この実現に向けて、①脱炭素を軸として成長に資する政策を推進する、②再生可能エネルギーの主力電源化を徹底する、③公的部門の先導により必要な財源を確保しながら脱炭素実現を徹底する、という 3 つの考え方の下で推進する。
5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室			(1) グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起 (前略) また、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長と国民生活のメリットにつなげていくため、グリーン成長戦略に基づき、あらゆる政策を総動員し、洋上風力、水素、蓄電池など重点分野の研究開発、設備投資を進める。
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和 3 年 8 月 分析対象期間：平成 28 年度～令和 5 年度			グリーンイノベーション基金による野心的なイノベーションに挑戦する企業への 10 年間の継続支援、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の活用等、企業の脱炭素化投資を後押しするとともに、新技術の導入に資する規制改革や国際標準化に取り組む。(後略)
7	創設年度及び改正経緯	平成 14 年度 ・産業高度化地域の創設 平成 19 年度 ・5 年間延長 平成 24 年度 ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ (1,000 万円超→500 万円超) 平成 26 年度 ・機械等下限取得価格の引下げ (500 万円超→100 万円超) 平成 29 年度 ・2 年間延長 令和元年度 ・2 年間延長 令和 3 年度 ・1 年間延長			2. 官民挙げたデジタル化の加速 デジタル時代の官民インフラを今後 5 年で一気呵成に作り上げる。デジタル庁を核としたデジタル・ガバメントの確立、民間の DX を促す基盤整備を加速し、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築する。 (2) 民間部門における DX の加速 デジタル基盤整備を加速し、マイナンバー制度等これまで構築した基盤も活用しながら、民間部門全体における DX やデジタル投資の加速に官民一体で取り組み、経済社会全体の生産性を徹底的に引き上げていく必要がある。 (中略) こうした基盤整備を追い風にし、地方における中小企業も含めて非対面型ビジネスモデルへの変革や新産業モデルを創出する。このため、企業全体で取り組むデジタル投資を税制により支援し、特に中小企業においては、IT 導入サポートを拡充し、その DX 推進を大胆に加速するほか、標準化された電子インボイスや、金融機関による支援等も通じた中小企業共通 EDI 等の普及促進を図る。また、物流 DX や標準化等を通じて、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。加えて、AI、IoT やビッグデータを活用し、新たな付加価値を創造していく。例えば、無人自動運転等の先進 MaaS を始めとする Connected Industries を構築する。(後略)
8	適用又は延長期間	2 年間（令和 5 年度）			3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と 分散型国づくり～ (B) 分散型国づくりと個性を活かした地域づくり (前略) これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠  《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。 本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に資する DX (デジタルトランスフォーメーション) の実現や 2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指す。  《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2021 について (令和 3 年 6 月 18 日閣議決定) 第 2 章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4 つの原動力と基盤づくり～ 1. グリーン社会の実現			

	<p>興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。(後略)</p> <p>○沖縄の振興について（令和3年8月23日沖縄振興審議会会長→内閣総理大臣） (前略) 今後は、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化といった時代潮流を的確に捉えながら、沖縄の優位性を活かした民間主導の強くしなやかな自立型経済の発展を目指していく必要がある。そのためには、グリーン社会への移行に向けた取組やデジタルトランスフォーメーション（DX）を迅速かつ強力に推進することで、沖縄の不利性を克服するチャンスとし、持続可能な形で産業振興、社会資本整備、地域振興等の沖縄振興の取組を一層深化させていくことが重要である。(後略)</p> <p>○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について (令和3年8月・内閣府)</p> <p>5 産業の振興 (前略) このため、観光業や農林水産業、製造業等を始めとする沖縄の特性を活かした県内産業間の連携強化、商品・サービス等の高付加価値化やブランド化、新技術の活用による産業の高度化の推進などが重要である。</p> <p>また、沖縄では、中小企業の割合が高く、競争力ある産業の育成や労働生産性の向上のほか、デジタル化やグリーン投資による生産性の向上、さらに、それらを支える産業人材の育成等を進めることが重要である。</p> <p>このため、沖縄の自立的発展に資する競争力ある産業育成や労働生産性の向上のため、強くしなやかな産業振興策を実施する。</p> <p>(1) 競争力強化・生産性向上のための横断的な取組</p> <p>① デジタル化 企業におけるデジタル化やAIの導入により、新たなビジネスモデルを構築し、労働生産性を向上させることも可能になる。(後略)</p> <p>② エネルギー 我が国は2050年のカーボンニュートラルを宣言し、再生可能エネルギー等の脱炭素電源の活用など、グリーン社会への移行に向けた取組を進めており、沖縄においても脱炭素に向けた取組を加速させていくことが求められている。</p> <p>このため、沖縄におけるグリーン社会への移行を支援する。</p> <p>畜産廃棄物やサトウキビなどを活用したバイオマス発電や住宅及び農業太陽光発電などを始め、再生可能エネルギーの最大限の導入を支援していく。</p> <p>また、沖縄の電気事業者における長期的なカーボンニュートラルへの取組の着実な実施を図るため、石炭火力発電のバイオマス転換等を支援していく。</p> <p>③ 産業人材の育成・中小企業支援 沖縄においては、従業者数で捉えても約9割が中小企業に雇用されているなど、地域経済を支える中小企業の役割は大きく、中小企業の競争力強化や経営力向上に向けた支援が重要である。(後略)</p> <p>(4) 製造業・物流産業等の振興</p>	<p>沖縄においては、製造業の構成比が小さいことが、労働生産性や一人当たり県民所得の低さの要因の一つとされており、域外でも稼げる企業の誘致や支援を通じて、沖縄の優位性を活かした製造業の育成や新事業・新産業の創出を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した高付加価値な製品開発や地域ブランドの強化などを進めすることが重要である。</p> <p>さらに近年では、那覇空港第2滑走路を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備、海外との物流ネットワークの形成等が進み、沖縄の域外への事業展開を可能とする環境が整ってきている。</p> <p>このため、沖縄の産業の競争力強化の観点から、企業の域外競争力向上に向けた取組の強化などを支援する。</p> <p>また、沖縄における新事業・新産業の創出や産業の課題解決、物流環境の変化への対応などの観点から、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域、経済金融活性化特別地区の各制度（税制）を見直すなどの措置を講ずる。</p> <p>＜参考＞ ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。 (産業高度化・事業革新促進計画の作成等) 第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画（以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。）を定めることができる。 2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下「産</p>
--	--	---

	<p>業高度化・事業革新促進地域」という。) の区域</p> <p>三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3 ~ 7 (略)</p> <p>(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)</p> <p>第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置（製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。）の実施に関する計画（以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。</p> <p>2 ~ 7 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第三十六条 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(4) 産業イノベーションの推進 沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。 沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖</p>		<p>繩の地域資源を活用した新事業の創出、事業者の商品開発力・技術力の向上等を目指す。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>【政策】9. 沖縄政策 【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【達成目標】 (脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合) 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で1,363百万円、令和5年度までに2,726百万円増加させる。 (脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合) 本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量を、令和5年度までに平成30年度比で8.4%削減する。</p> <p>※脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合の達成目標における粗付加価値額の増加額は、平成30年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額実績47百万円に、令和4年度以降の平年度における本特例措置の想定活用企業数29社を乗じて算出 ※脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合の達成目標における温室効果ガスの排出量削減率は、「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）」（令和3年3月沖縄県策定）に示されている産業部門の温室効果ガス削減目標（2030年度において2018年度比▲20.1%）に基づき、当該削減幅が2019年度から2030年度までの間に均等の削減率であると仮定した場合の2023年度における2018年度比の削減率8.4%を採用</p> <p>なお、上記の達成目標及び測定指標は、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の拡充等要望に併せて見直しを行うものであり、前回の事前評価までは以下のとおり達成目標及び測定指標を設定していたため、後掲の『政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況』の欄には、以下の達成目標等を踏まえた達成状況等を記載している。</p> <p>1. 達成目標 令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる。</p> <p>2. 測定指標 令和3年度までに以下の目標を達成する。 ・本制度を活用した企業数 82社 ・本制度を活用した設備投資額 320億円</p> <p>※データ元である工業統計調査の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とする。 ※達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン実施計画）の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、DX・脱炭素の推進など「産業イノベーション（仮称）」に資すると認められる設備投資に係る計画について、沖縄県知事の認定を受けた事業者のみが受けられるものであり、当該認定プロセスを通じて、当該設備投資が本特例措置の政策目的に合致するか否かを判断するものである。 達成目標としている粗付加価値額の増加又は温室効果ガスの削減</p>	

		を実現することで、沖縄の製造業等の競争力強化又は脱炭素の推進につながり、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築又はグリーン社会の実現に寄与するものである。																																																																														
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>1. 過去 5 年間の適用件数実績 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※令和 2 年度国税の適用状況については、沖縄県が実施した企業アンケート調査</p> <p>2. 今後の適用件数見込み</p> <p>令和 3 年度は、投資税額控除 22 件、特別償却 7 件程度の適用を見込む。また、令和 4 年度・令和 5 年度(平年度)は拡充等要望を前提に、投資税額控除 31 件、特別償却 7 件程度の適用を見込む。(いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照)</p> <p>② 適用額</p> <p>1. 過去 5 年間の適用額実績 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>299</td> <td>440</td> <td>290</td> <td>332</td> <td>459</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>18</td> <td>189</td> <td>84</td> <td>107</td> <td>239</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>39</td> <td>62</td> <td>40</td> <td>46</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税(地方 法人特別税を含む)</td> <td>2</td> <td>17</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省) ※令和 2 年度国税の適用状況については、沖縄県が実施した企業アンケート調査 ※統計が未公表であること等により算定できないものについては「-」と記載</p> <p>&lt;措置実施計画の認定件数(平成 28~令和 2 年度)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>50</td> <td>37</td> <td>21</td> <td>34</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>電気業</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>72</td> <td>54</td> <td>44</td> <td>62</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 沖縄県「令和 2 年度 産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」</p> <p>&lt;令和 2 年度認定事業者の設備投資状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業 5,657 百万円(36 件) → 1 件あたり約 157 百万円</li> <li>・ 電気業 4,320 百万円(30 件) → 1 件あたり約 144 百万円</li> </ul> <p>(出所) 沖縄県「令和 2 年度 産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」</p> <p>3. 今後の適用額見込み</p>		H28	H29	H30	R1	R2	投資税額控除	20	23	26	21	21	特別償却	3	7	2	5	16		H28	H29	H30	R1	R2	投資税額控除	299	440	290	332	459	特別償却	18	189	84	107	239	法人住民税	39	62	40	46	-	事業税(地方 法人特別税を含む)	2	17	2	10	-		H28	H29	H30	R1	R2	製造業	50	37	21	34	36	電気業	17	9	22	24	30	上記以外	5	8	1	4	6	合計	72	54	44	62	72
	H28	H29	H30	R1	R2																																																																											
投資税額控除	20	23	26	21	21																																																																											
特別償却	3	7	2	5	16																																																																											
	H28	H29	H30	R1	R2																																																																											
投資税額控除	299	440	290	332	459																																																																											
特別償却	18	189	84	107	239																																																																											
法人住民税	39	62	40	46	-																																																																											
事業税(地方 法人特別税を含む)	2	17	2	10	-																																																																											
	H28	H29	H30	R1	R2																																																																											
製造業	50	37	21	34	36																																																																											
電気業	17	9	22	24	30																																																																											
上記以外	5	8	1	4	6																																																																											
合計	72	54	44	62	72																																																																											

		令和 3 年度は、投資税額控除 352 百万円、特別償却 133 百万円程度の適用を見込む。また、令和 4 年度・令和 5 年度(平年度)は拡充等要望を前提に、投資税額控除 479 百万円、特別償却 133 百万円程度の適用を見込む。(いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)																																										
	③ 減収額	<p>1. 過去 5 年間の減収額実績 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>299</td> <td>440</td> <td>290</td> <td>332</td> <td>459</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>4</td> <td>44</td> <td>19</td> <td>25</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>38</td> <td>57</td> <td>37</td> <td>43</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>事業税(地方 法人特別税を含む)</td> <td>2</td> <td>17</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>344</td> <td>563</td> <td>354</td> <td>412</td> <td>565</td> </tr> </tbody> </table> <p>※投資税額控除及び特別償却について、平成 28 年度から令和元年度までについては「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて算出。令和 2 年度は、沖縄県が実施した企業アンケート調査に基づいて算出。なお、特別償却に係る法人税率は、平成 28 年度及び平成 29 年度は 23.4%、平成 30 年度以降は 23.2% として試算。</p> <p>※法人住民税及び事業税について、平成 28 年度から令和元年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※令和 2 年度の法人住民税は国税の減収額に税率 7% を乗じて算出 ※令和 2 年度の事業税は特別償却の適用額に税率 6.47% を乗じて算出</p> <p>2. 今後の減収額見込み</p> <p>令和 3 年度は、投資税額控除 352 百万円、特別償却 31 百万円、法人住民税 27 百万円(投資税額控除 25 百万円、特別償却 2 百万円)、事業税 9 百万円の減収を見込む。また、令和 4 年度・令和 5 年度(平年度)は拡充等要望を前提に、投資税額控除 479 百万円、特別償却 31 百万円、法人住民税 36 百万円(投資税額控除 34 百万円、特別償却 2 百万円)、事業税 9 百万円の減収を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照) (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 7% を乗じた額) (事業税は、特別償却の平年度の適用額に税率 6.47% を乗じた額)</p>		H28	H29	H30	R1	R2 (見込み)	投資税額控除	299	440	290	332	459	特別償却	4	44	19	25	55	法人住民税	38	57	37	43	32	特別償却	1	5	3	3	4	事業税(地方 法人特別税を含む)	2	17	5	10	15	合計	344	563	354	412	565
	H28	H29	H30	R1	R2 (見込み)																																							
投資税額控除	299	440	290	332	459																																							
特別償却	4	44	19	25	55																																							
法人住民税	38	57	37	43	32																																							
特別償却	1	5	3	3	4																																							
事業税(地方 法人特別税を含む)	2	17	5	10	15																																							
合計	344	563	354	412	565																																							

<p>④ 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 沖縄県における製造品出荷額 4,933 億円（平成 30 年） (出所) 沖縄県「平成 30 年工業統計調査結果」</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 平成 30 年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は 4,933 億円と目標の 5,600 億円には達していないものの、H24 年の制度創設以降、着実な増加傾向にあり、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力が拡大し、製造品出荷額の増加につながっている。</p> <p style="text-align: center;">(単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="444 468 999 555"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造品出荷額 (石油製品除く)</td> <td>4,147</td> <td>4,341</td> <td>4,427</td> <td>4,758</td> <td>4,933</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 沖縄県「平成 30 年工業統計調査結果」</p> <p>(測定指標) 令和 3 年度までに ・本制度を活用した事業者数 82 社 ・本制度を活用した設備投資額 321 億円</p> <p>実績・見込： (単位：社、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="444 754 999 1159"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用事業者数（指標）</td> <td>38</td> <td>44</td> <td>51</td> <td>60</td> <td>70</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>活用事業者数（実績）</td> <td>23</td> <td>30</td> <td>28</td> <td>26</td> <td>37</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>活用事業者数（見込）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>設備投資額（指標）</td> <td>14,860</td> <td>17,206</td> <td>19,943</td> <td>23,463</td> <td>27,373</td> <td>32,066</td> </tr> <tr> <td>設備投資額（実績）</td> <td>3,253</td> <td>5,982</td> <td>4,950</td> <td>5,266</td> <td>9,977</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設備投資額（見込）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5,916</td> </tr> </tbody> </table> <p>※活用事業者数（指標）及び設備投資額（指標）は、H28 年度に過去の実績から将来的な適用見込みを試算したもの</p> <p>※活用事業者数（実績）は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より</p> <p>※活用事業者数（見込）は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出</p> <p>※設備投資額（実績）は、沖縄県によるアンケート調査結果により算出</p> <p>※設備投資額（見込）は、H28 年度から R2 年度までの設備投資額の合計を活用事業者数の合計で除した 204 百万円に活用事業者数（見込）29 社を乗じて算出</p>		H26	H27	H28	H29	H30	製造品出荷額 (石油製品除く)	4,147	4,341	4,427	4,758	4,933		H28	H29	H30	R 元	R2	R3	活用事業者数（指標）	38	44	51	60	70	82	活用事業者数（実績）	23	30	28	26	37	—	活用事業者数（見込）	—	—	—	—	—	29	設備投資額（指標）	14,860	17,206	19,943	23,463	27,373	32,066	設備投資額（実績）	3,253	5,982	4,950	5,266	9,977	—	設備投資額（見込）	—	—	—	—	—	5,916		<p>平成 28 年度に設定した測定指標に対し、活用事業者数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた事業者が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区の他の制度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度までは、電気業を業種とする某企業の投資額が 100 億円以上又は 100 億円規模だったものが、平成 28 年度以降は 10 億円～20 億円規模に減少したことなどによるものである。</p> <p>なお、令和 4 年度・令和 5 年度は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標等を「『租税特別措置等により達成しようとする目標』」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。</p> <p>＜令和 4 年度以降の達成見込み＞</p> <p>(脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 年度：1,363 百万円</li> <li>・令和 5 年度：1,363 百万円</li> <li>→累計 2,726 百万円</li> </ul> <p>※当該達成目標は、過年度に本特例措置を活用した事業者の粗付加価値額の増加実績を基に算出したものであり、令和 4 年度以降に想定される平年度の活用企業数 29 社を達成することにより、これら企業においても同様に粗付加価値額の増加が図られるものと判断されることから、上記のとおり目標の達成が可能と考えられる。</p> <p>(脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本達成目標については、本特例措置を活用した事業の平成 30 年度における温室効果ガス排出量が基準値となるため、現時点で適切な推計を行うことは困難であるが、例えば脱炭素要件の追加等で適用が見込まれる LNG への燃料転換により、二酸化炭素排出量は、石炭を 100 とした場合 LNG は 60(*) 程度（石油を 100 とした場合で 75 程度）に削減され、さらに硫黄酸化物排出量はゼロ(*)となるなど、このような投資が進むことで、「令和 5 年度までに温室効果ガス排出量を平成 30 年度比で 8.4% 削減する」との目標は達成可能と考えられる。</li> </ul> <p>(*) IEA（国際エネルギー機関）「Natural Gas Prospects to 2010, 1986」</p> <p>○ 制度が延長できない場合の影響</p> <p>令和 3 年 6 月に沖縄県が実施した「産業高度化・事業革新措置実施計画の認定企業に対する沖縄県調査（※）」によると、「今後 3 年間で新たな設備投資を予定していますか」との設問に対して、「はい（予定している）」と回答した事業者が約半数（27 社）となっており、さらに「今後設備投資をする場合、産業イノベーション制度の活用を予定していますか」との設問に対して、8 割超（27 社中 23 社）が活用予定ありと回答している。</p> <p>※直近 2 年度（令和元年度及び令和 2 年度）の産業高度化・事業革新措置実施計画認定企業を対象とした調査（n=56、回収率 80%）</p> <p>これら事業者においては、新たな設備投資により生産性・生産額が拡大するとともに、本特例措置による税負担軽減相当額を新たに</p>
	H26	H27	H28	H29	H30																																																										
製造品出荷額 (石油製品除く)	4,147	4,341	4,427	4,758	4,933																																																										
	H28	H29	H30	R 元	R2	R3																																																									
活用事業者数（指標）	38	44	51	60	70	82																																																									
活用事業者数（実績）	23	30	28	26	37	—																																																									
活用事業者数（見込）	—	—	—	—	—	29																																																									
設備投資額（指標）	14,860	17,206	19,943	23,463	27,373	32,066																																																									
設備投資額（実績）	3,253	5,982	4,950	5,266	9,977	—																																																									
設備投資額（見込）	—	—	—	—	—	5,916																																																									

		<p>製品開発等の資金に充て事業を拡大するなどの事例があり、本制度は事業者の積極的な設備投資を強力に後押しする効果がある。</p> <p>本特例措置が延長されない場合、沖縄の製造業等における設備投資に対するインセンティブが失われ、事業者の設備投資意欲が削がれることで、開発力・技術力の向上や新たな事業創出等に向けた投資が停滞し、製造業等の振興が阻害され、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築に支障を来すことが懸念される。</p> <p>○特別償却の適用実績が僅少な理由</p> <p>本特例措置では、投資税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善又は償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。</p> <p>過年度の本特例措置活用事業者においては、当該設備投資の特性や当該時点における各事業者の財務状況・経営状態等を踏まえ、直接的な税負担軽減効果を有する投資税額控除を選択する者が多かったものと推察されるが、研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして、投資税額控除と特別償却の選択適用を継続することが必要であると考えられる。</p>
⑤ 税収減を是認する理由		<p>本特例措置は、沖縄の事業者の開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出等に向けた工場の整備や機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブとして作用しており、具体的には直近5年間（平成28年度～令和2年度）で、本特例措置を活用して年平均59億円の設備投資が実施されている。</p> <p>本特例措置を活用した設備投資により、当該設備投資を行った事業者の生産性・生産額が拡大したこと等により、平成30年の沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）は4,933億円と、沖縄21世紀ビジョン基本計画における令和3年度の目標額5,600億円の達成に向けて着実な増加を見せており、本特例措置が係る効果発現に一定程度寄与しているものと考えられる。</p> <p>一方、この間本特例措置を活用して製造業等の振興を図ってきたものの、沖縄における製造業の産業構成比や労働生産性、給与水準は全国に比し依然低い水準にあり、これらの課題解決に向けた取組を一層推進する必要があることから、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指すこととしている。</p> <p>以上より、本特例措置は税収減を是認するに足る効果のあるものと考えられる。</p>
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX（デジタル

		<p>トランスマニューション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進するものである。</p> <p>これらの事業者に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定事業者を対象とする補助金等よりも、各事業者の一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定スキームを通して対象事業の適格性等を判断し、製造業等の競争力強化等に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることではなく、必要最小限の措置となっている。</p>
② 他の支援措置や義務付け等との役割分担		<p>沖縄県は、一括交付金等を活用して产学連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業等を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では事業者の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的に製造業等の競争力強化を促進し、本県経済振興の一翼を担う移出型産業として成長できるよう支援を行っている。</p> <p>なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特区があるが、これら制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や経済金融の活性化を図るための制度である。</p> <p>一方、本特例措置は、沖縄の製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX（デジタルトランスマニューション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を沖縄において強力に推進するものであり、制度の趣旨を異にするものである。</p>
③ 地方公共団体が協力する相当性		本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。
12 有識者の見解		—
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月（R2内閣06）

## 産業イノベーション促進地域(仮称)(旧 産業高度化・事業革新促進地域)における減収額・適用見込み(試算)

○産業イノベーション促進地域(仮称)(旧 産業高度化・事業革新促進地域)における租税特別措置について、拡充及び延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

### 1. 適用実績

(単位:件、百万円)

	投資税額控除		特別償却		減収額 合計	
	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額		
H28 年度	20	299	3	18	4	303
H29 年度	23	440	7	189	44	484
H30 年度	26	290	2	84	19	309
R1 年度	21	332	5	107	25	357
R2 年度	21	459	16	239	55	514
合計	111	1,820	33	637	147	1,967
1件あたりの 適用額		16		19		

※H26 年度から R1 年度までの件数及び適用額は、租税特別措置の適用実態調査結果に基づくもの

※法人税率については、H28 年度及び H29 年度は 23.4%、H30 年度以降は 23.2%として試算

### 2. 計画認定企業数

(単位:件)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	合計	5年平均
企業数	48	41	25	38	45	197	39

※産業高度化・事業革新促進計画実施状況報告書より

### 3. 令和3年度以降の見込み

#### (1) 現行制度分

仮定①: 令和3年度以降の1年度当たりの認定企業数は 39 件(過去5年の平均)とする。

※ 令和2年度については、実績の 45 件を用いる。

仮定②: 適用実績から、計画認定企業が投資税額控除を適用する割合は 56.3%とする。

※ 投資税額控除件数 111 件 ÷ 計画認定企業数 197 件 = 56.3%

仮定③: 適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの控除額は 16 百万円とする。

※ 投資税額控除額 1,820 百万円 ÷ 投資税額控除件数 111 件 = 16 百万円

仮定④: 適用実績から、計画認定企業が特別償却を適用する割合は 16.8%とする。

※ 特別償却件数 33 件 ÷ 計画認定企業数 197 件 = 16.8%

仮定⑤: 適用実績から、特別償却 1 件当たりの控除額は 19 百万円とする。

※ 特別償却額 637 百万円 ÷ 特別償却件数 33 件 = 19 百万円

以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位:件、百万円)

年度	認定企 業数	投資税額控除			特別償却			減収額 見込み (③+⑥)
		① 件数	② 件数 (①×56.3%)	③ 適用額 (減収額) (②×16)	④ 件数 (①×16.8%)	⑤ 適用額 (④×19)	⑥ 減収額 (⑤×税率)	
R3 以降	39	22	352	7	133	31	383	

※法人税率については 23.2%として試算

#### (2) 拡充分

仮定①: 対象事業へのDX推進の追加及び対象資産へのソフトウェアの追加により、令和 4 年度以降 1 件の適用件数増加を見込む。

※ 沖縄県へのソフトウェア投資に係る相談実績を元に、当該ソフトウェア投資がDXの推進に資する事業であるものと想定されることから、両拡充により年 1 件の適用を見込む

仮定②: 対象事業への脱炭素推進の追加により、令和 4 年度以降、以下のとおり適用件数増加を見込む。

➤ 脱炭素の推進に資するエネルギー関係設備に係る投資として、令和 4 年度以降 7 件の適用件数増加

※ 沖縄県による需要調査等を元に、年 7 件の適用を見込む

➤ 脱炭素推進の追加と、対象業種へのガス供給事業(サテライト設備により液化天然ガス(LNG)を供給する事業に限る。)の追加及び対象資産への構築物(液化天然ガス(LNG)を供給するためのサテライト設備及び当該設備に付随する供給設備に限る。)の追加を組み合わせて、令和4年度以降1件の適用件数増加

※ 沖縄県による需要調査等を元に、年 1 件の適用を見込む

仮定③: 仮定①及び仮定②の投資における 1 件あたりの投資額は以下のとおりとする。

➤ 仮定①: ソフトウェア投資額 42 百万円+ソフトウェア以外の投資額 117 百万円=159 百万円

※ ソフトウェア投資額 → 日本銀行「全国企業短期経済観測調査(短観)(2021 年 6 月調査全容)」における 2020 年度の製造業(中小企業のみ)のソフトウェア投資額の 1 社平均(760 億円÷1,826 社)並の投資額を見込む

※ ソフトウェア以外の投資額 → DX投資につき、ソフトウェアと共に紐づく機械装置等の導入を同時にを行うことが想定されることから、令和 2 年度の製造業における機械装置等に係る投資額の 1 社平均(機械装置等への設備投資額 1,873 百万円÷16 社)並の投資額を見込む

➤ 仮定②-1: 脱炭素に資するエネルギー関係設備投資 89 百万円×7 件

※ 沖縄県による需要調査等を元に、個別積み上げ

➤ 仮定②-2: LNGサテライトに係る設備投資 66 百万円

※ 沖縄県による需要調査等を元に、個別積み上げ

以上の仮定に基づき、R4 年度及び R5 年度の**拡充分の減収額・適用見込み**を試算

※ 本件拡充分はすべて投資税額控除を適用するものと仮定

※ 適用額(減収額)については、1 事業者ごとの投資税額控除の上限額(法人税額の 20%)内に

収まるものと仮定し、投資額に投資税額控除率 15%を乗じて算出

(単位:件、百万円)

年度	認定・適用企業数 (件数)	投資額	適用額(減収額) (投資額 × 投資税額控除 率 15%)
平年度	9	848	127

### (3) 合計

(単位:件、百万円)

年度	認定 企業数	投資税額控除		特別償却			減収額見込み
		件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
平年度	43	31	479	7	133	31	510



## ＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣11-1）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等 (沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)					
措置内容	令和元年度時点	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①50%（建物等は25%）の特別償却又は②15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度 税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることされた。</li> <li>対象事業から、こん包業を除外</li> <li>特別償却措置における一の生産等設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が一定金額以上であることとの要件における「取得価額」が、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額とされた。</li> </ul>					
政策目的	急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリバーサルセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（M R O）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。						
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項	租税特別措置法第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27						
要望内容	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。						
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23内閣08、H25内閣19、H28内閣08、H30内閣09-1、H30内閣09-2、R2内閣07-1		区分	拡充・延長	

## 【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税率・地方 法人特別税率・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	1	6,893	-	958	2	6,230	-	1,078
H24	0	-	-	-	1	11,505	-	1,990
H25	0	-	-	-	2	12,740	-	2,204
H26	0	-	-	-	3	4,779	-	827
H27	2	41,379	-	5,178	3	22,592	-	3,095
H28	2	13,685	-	1,630	11	63,619	99.9%	8,207
H29	6	186,884	-	20,556	28	100,415	80.6%	12,953
H30	7	621,238	-	48,557	42	120,542	75.7%	15,550
R1	9	879,509	-	95,920	47	214,592	76.2%	27,683

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等（特別償却又は法人税額の特別控除）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設	■拡充	■延長

### (1) 達成目標

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（「令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする」及び「令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする」）から新たな達成目標（令和5年度までに国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 昨年までの達成目標では、特例措置が目標を達成するための政策誘導手段として機能していないとの指摘を受けているところ、企業集積を図るためにインセンティブとして特例措置が機能するならば、特例措置を活用して立地した企業数を達成目標とすることで特例措置がインセンティブとして企業立地に寄与し、ひいては企業集積に直接的に寄与するものと判断し達成目標としたものである。

#### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (2) 過去の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

#### 【内閣府の補足説明】

—

#### 【点検結果】

なし。

### (3) 将来の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

#### 【内閣府の補足説明】

—

#### 【点検結果】

なし。

### (4) 過去の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（平成28年度から令和2年度までの国税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

- ② 過去の減収額（平成28年度から令和2年度までの法人事業税）について、所得控除及び特別償却の二つの制度の合計値であり、特別償却の制度のみの減収額が明らかにさ

れていない。

- ③ 過去の減収額（平成28年度から令和元年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 算定根拠について評価書の本文に補足しました。

- ② 評価書の過去の減収額について特別償却分と所得控除分に区分して記載しました。

- ③ 算定根拠について評価書の本文に補足しました。

#### 【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (5) 将來の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（令和3年度の法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。

- ② 将來の減収額（令和4年度及び5年度の法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額が明らかにされていない。

- ③ 将來の減収額（令和4年度及び5年度の法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 評価書の該当箇所について税目ごとの記載に訂正いたしました。

- ② 評価書の該当箇所について制度ごとの記載に訂正いたしました。

- ③ 算定根拠（根拠資料に減収額計算を追加）を明らかにしました。

#### 【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (6) 過去の効果

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標が設定されておらず、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 評価書の記載事項である達成目標に「令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする」を追記し、当該達成目標の達成状況及び効果に係る事項についても本文に追記しました。

なお、追加記載しました雇用者数については、今般提出した事前評価書の作成時点において令和2年度分の集計が未了のため、令和元年分までの5年分を記載しております。

#### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、評価書に記載の達成目標「国際物流拠点産業の立地企業数を260社とする」では、所期の達成目標「国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする」と異なり、所期の達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。

また、所期の達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていないため、この点を課題とする。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

また、所期の達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）について、「立地企業数は、平成28年度の126社から令和2年度までに112社増加し238社となっており、そのうち、毎年一定数の企業（年平均で約37社）が本特例措置を活用

していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる」と説明されているが、過去の効果（新規雇用者数（累計）：平成26年度1,019人、27年度1,481人、28年度2,429人、29年度2,859人、30年度3,152人及び令和元年度3,371人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

また、所期の達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

#### (7) 将來の効果

##### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（令和5年度までに国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする）に対する将来的効果（令和4年度及び5年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
② 達成目標（令和5年度までに国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする）に対する将来的効果（令和4年度及び5年度の特別控除）について、予測される将来的適用数9件（令和4年度及び5年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

##### 【内閣府の補足説明】

- ① 算定根拠資料である【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等の該当シート（達成目標の見込み資料の「2 改正要望に係る（現行区域+拡充区域）立地企業数等の状況及び特例措置の活用見込み」）の欄外に計算根拠に係るコメントを追記しました。  
② 評価書の本文該当箇所に有効な手段である旨（赤字企業へのインセンティブとなる特例措置を設けることにより、多様な企業の集積を図ることが可能となり）を追記しました。

##### 【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

#### (8) 他の政策手段

##### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

##### 【内閣府の補足説明】

—

##### 【点検結果】

なし。

点検項目(6)過去の効果が把握されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。



## ＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣11-2）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等 (沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例)					
措置内容	令和元年度時点	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、特定国際物流拠点事業に係る所得金額の40%の特別控除ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	対象事業からこん包業を除外					
政策目的		急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリバセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（M R O）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象		努力義務対象			
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第60条、第68条の63					
要望内容		沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。					
創設年度		H10	過去の政策評価の実績		H23内閣08、H25内閣19、H28内閣08、H30内閣09-3、R2内閣07-2	区分	拡充・延長

## 【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	0	-	-	-
H24	1	16,111	-	2,144
H25	0	-	-	-
H26	2	18,405	-	2,430
H27	3	71,926	-	9,001
H28	3	98,029	-	11,675
H29	4	215,827	-	25,615
H30	3	65,809	-	7,812
R1	3	182,033	-	21,554

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等（認定法人の課税の特例）		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	□新設	■拡充	■延長

### (1) 達成目標

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（「令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする」及び「令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする」）から新たな達成目標（令和5年度までに国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 昨年までの達成目標では、特例措置が目標を達成するための政策誘導手段として機能していないとの指摘を受けているところ、企業集積を図るためにインセンティブとして特例措置が機能するならば、特例措置を活用して立地した企業数を達成目標とすることで特例措置がインセンティブとして企業立地に寄与し、ひいては企業集積に直接的に寄与するものと判断し達成目標としたものである。

#### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (2) 過去の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

#### 【内閣府の補足説明】

—

#### 【点検結果】

なし。

### (3) 将来の適用数

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

#### 【内閣府の補足説明】

—

#### 【点検結果】

なし。

### (4) 過去の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（平成28年度から令和2年度までの法人住民税）が税目ごとに把握されていない。  
② 過去の減収額（平成28年度から令和2年度までの国税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

③ 過去の減収額（平成28年度から令和2年度までの法人事業税）について、所得控除及び特別償却の二つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。

④ 過去の減収額（平成28年度から令和2年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 過去の減収額について税目ごとの記載に評価書を訂正しました。

- ② 算定根拠について評価書の本文に補足しました。

- ③ 評価書の過去の減収額について特別償却分と所得控除分に区分して記載しました。

- ④ 算定根拠について評価書の本文に補足しました。

#### 【点検結果】

- ①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (5) 将來の減収額

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（令和3年度の法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。

② 将來の減収額（令和4年度及び5年度の法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。

③ 将來の減収額（令和4年度及び5年度の法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

#### 【内閣府の補足説明】

- ① 評価書の該当箇所について税目ごとの記載に訂正いたしました。

- ② 評価書の該当箇所について制度ごとの記載に訂正いたしました。

- ③ 算定根拠（根拠資料に減収額計算を追加）を明らかにしました。

#### 【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (6) 過去の効果

#### 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標が設定されておらず、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。

#### 【内閣府の補足説明】

① 評価書の記載事項である達成目標に「令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする」を追記し、当該達成目標の達成状況及び効果に係る事項についても本文に追記しました。

なお、追加記載しました雇用者数については、今般提出した事前評価書の作成時点において令和2年度分の集計が未了のため、令和元年分までの5年分を記載しております。

#### 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、評価書に記載の達成目標「国際物流拠点産業の立地企業数を260社とする」では、所期の達成目標「国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする」と異なり、所期の達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるか明らかにされていないため、この点を課題とする。

また、所期の達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていないため、この点を課題とする。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

また、所期の達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）について、「立地企業数は、平成28年度の126社から令和2年度までに112社増加し238社となっており、そのうち、毎年一定数の企業（年平均で約37社）が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる」と説明されているが、過去の効果（新規雇用者数（累計）：平成26年度1,019人、27年度1,481人、28年度2,429人、29年度2,859人、30年度3,152人及び令和元年度3,371人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

また、所期の達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

#### (7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（令和5年度までに国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする）に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 算定根拠資料である【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等の該当シート（達成目標の見込み資料の「2 改正要望に係る（現行区域+拡充区域）立地企業数等の状況及び特例措置の活用見込み」）の欄外に計算根拠に係るコメントを追記しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

#### (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

点検項目(6)過去の効果が把握されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1 政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等	
2 対象税 対象税目 ① 政策評価の対象税目 （法人税：義）（国税 16） （法人住民税、法人事業税：義）（自動連動）（地方税 12） ② 上記以外の対象税目 （所得税：外、関税：外、個人住民税：外、事業所税：外）	（1）法人住民税、個人住民税、事業税 ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動）	2. 地方税 （1）法人住民税、個人住民税、事業税 ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動）
	（2）事業所税 ア 那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を 2 分の 1 控除する。	
3 要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】	
4 内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税 ((1) ~ (3) は選択制)</p> <p>(1) 所得控除（法人税）</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（特別事業認定法人で、法人設立後 10 年間）</p> <p>(2) 投資税額控除（法人税）</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置の合計額が 100 万円を超えるもの 15%</li> <li>・建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8%</li> </ul> <p>イ 法人税額の 20%限度（繰越税額控除 4 年）、取得価額の上限 20 億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(3) 特別償却（法人税、所得税）</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100 万円を超える機械及び装置 50%</li> <li>・1,000 万円を超える建物等 25%</li> </ul> <p>イ 取得価額の上限額 20 億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(4) 貿易手続きの簡素化（関税）</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減</p> <p>イ 関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを選択</p>	
		<p>《要望の内容》</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和 4 年 3 月 31 日）を 2 年間延長し、令和 6 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>1 拡充・延長要望</p> <p>(1) 対象資産にソフトウエアを追加する。</p> <p>(2) 課税の特例の対象となる国際物流拠点産業集積地域の範囲をうるま市の全域及び沖縄市の全域（現行はうるま・沖縄地区（中城湾港新港地区）のみ対象）とする。</p> <p>(3) 適用期間を 2 年間延長する。</p> <p>2 見直し事項</p> <p>(1) 沖縄県知事が定める国際物流拠点産業集積計画に、主務大臣の認定を必要とする。</p> <p>(2) 本特例措置を受けるために必要な沖縄県知事の認定に係る要件に「従業員給与水準の向上に資すること」を追加する。</p> <p>(3) 本特例措置を受けた事業者（認定事業者）から沖縄県に対する事業報告及び沖縄県から国に対する事業報告を義務付ける。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄振興特別措置法 第 48 条、第 49 条</li> <li>・沖縄振興特別措置法施行令 第 21 条</li> <li>・租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条、第 68 条の 13、第 68 条の 27、第 68 条の 63</li> <li>・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 36 条、第 39 条の 43、第 39 条の 56、第 39 条の 90</li> <li>・租税特別措置法施行規則 第 21 条の 17 の 2、第 22 条の 60 の 2</li> <li>・地方税法 第 6 条、附則第 33 条</li> <li>・地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8</li> </ul>

5	担当部局		内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室				か、子供の相対的貧困率が全国を大きく上回る水準にあるなど、法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて依然として様々な課題が存在しており、今一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要がある。（後略）
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和3年8月 分析対象期間：平成28年度～令和5年度				2 新たな沖縄振興の法的枠組み 法的措置の枠組みとしては、以下の諸課題に対応するため、国が新たな基本方針を策定し、これに基づき県が振興計画を策定とともに、法的根拠の必要な特別措置など所要の規定を整備することとする。
7	創設年度及び改正経緯		平成10年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 平成14年度 ・5年間延長 平成19年度 ・5年間延長 平成24年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 平成26年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） 平成29年度 ・2年間延長 令和元年度 ・2年間延長 令和3年度 ・1年間延長				5 産業の振興 産業の振興については、これまでの振興策により、入域観光客数や観光収入、各種産業の売上高などについて増加が見られたものの、生産性向上やおきなわブランドの確立等については必ずしも十分ではなく、また、コロナ禍に伴い、沖縄が外的な変化に脆弱であるなどの課題も顕在化している。 このため、観光業や農林水産業、製造業等を始めとする沖縄の特性を活かした県内産業間の連携強化、商品・サービス等の高付加価値化やブランド化、新技術の活用による産業の高度化の推進などが重要である。 また沖縄では、中小企業の割合が高く、競争力ある産業の育成や労働生産性の向上のほか、デジタル化やグリーン投資による生産性の向上、さらに、それらを支える産業人材の育成等を進めることが重要である。 このため、沖縄の自立的発展に資する競争力ある産業育成や労働生産性の向上のため、強くしなやかな産業振興策を実施する。 (4) 製造業・物流産業等の振興 沖縄においては、製造業の構成比が小さいことが、労働生産性や一人当たり県民所得の低さの要因の一つとされており、域外でも稼げる企業の誘致や支援を通じて、沖縄の優位性を活かした製造業の育成や新事業・新産業の創出を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した高付加価値な製品開発や地域ブランドの強化などを進めることが重要である。 さらに近年では、那覇空港第2滑走路を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備、海外との物流ネットワークの形成等が進み、沖縄の域外への事業展開を可能とする環境が整ってきている。 このため、沖縄の産業の競争力強化の観点から、企業の域外競争力向上に向けた取組の強化などを支援する。（後略）
8	適用又は延長期間		2年間（令和5年度）				(参考) ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 急速成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指す。  《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2021について（令和3年6月18日閣議決定） これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。 ○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について（令和3年8月・内閣府） 1 新たな沖縄振興策の必要性 現行の沖縄振興特別措置法では、沖縄の特殊事情に鑑み、県・市町村など地元の取組を支援する一括交付金や高率補助、特区・地域制度など様々な特別措置が設けられ、これらとあわせ国として必要に応じ個別の補助事業等を実施することにより沖縄振興策は推進されてきた。 これらの振興策により、現行の振興計画期間中、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示したほか、社会資本の整備等の面で本土との格差が縮小するなど、一定の成果が見られた。 しかしながら、一人当たり県民所得が全国最下位にとどまるほ				

		<p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>十一 國際物流拠点産業 國際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の國際物流拠点を中心とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域の指定)</p> <p>第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るために計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域</p> <p>三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8項（略）</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)</p> <p>第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行なうことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2～5項（略）</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第四十八条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p>		<p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(3) 国際物流拠点産業 那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。 こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、eコマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携（シー＆エア）の推進、関連するインフラの整備等を目指す。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】 9. 沖縄政策 【施策】 9. 沖縄振興に関する施策の推進</p>		
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1. 達成目標 令和5年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする。 ※年平均で21社立地し、そのうち、30%超の企業が本特例を活用するものと試算 2. 参考指標 ・国際物流拠点産業集積地域における立地企業数 ・国際物流拠点産業集積地域において本特例措置を活用する企業数 ・国際物流拠点集積地域における域外搬出額  なお、上記の達成目標及び参考指標は、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の拡充等要望に併せて見直しを行もうのである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄県において国際物流拠点産業は、アジアに近い地理的優位性を最大限活用できることから、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けされている重要な</p>		

		分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、集積地域内における企業活動の活性化につながる。また、企業活動が活性化することで、取扱貨物量の増加や、域外搬出量の増加が期待でき、更には域外搬出量の増加は域外競争力の強化にもつながることから本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を通じて貿易の振興及び沖縄の自立型経済の構築に寄与するものである。																																																
10 有効性等	① 適用数	<p>1. 過去 5 年間の適用実績件数 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td></tr> <tr> <td>投資税額控除</td><td>11</td><td>28</td><td>42</td><td>47</td><td>13</td></tr> <tr> <td>特別償却</td><td>2</td><td>6</td><td>7</td><td>9</td><td>5</td></tr> <tr> <td>計</td><td>16</td><td>38</td><td>52</td><td>59</td><td>19</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>16</td><td>38</td><td>52</td><td>59</td><td>19</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>12</td><td>6</td></tr> <tr> <td>計</td><td>21</td><td>48</td><td>62</td><td>71</td><td>25</td></tr> </tbody> </table> <p>*国税について、平成 28 年度から令和 1 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 *令和 2 年度の国税の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照 *地方税の自動連動分（法人住民税、事業税）は、沖縄県調査。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み 令和 3 年度は、所得控除 3 件、投資税額控除 38 件、特別償却 8 件を見込む。また、令和 4 年度及び令和 5 年度は、平年度で所得控除 5 件、投資税額控除 43 件、特別償却 9 件の適用を見込む。 (算定根拠は「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照)</p>	項目	H28	H29	H30	R1	R2	所得控除	3	4	3	3	1	投資税額控除	11	28	42	47	13	特別償却	2	6	7	9	5	計	16	38	52	59	19	法人住民税	16	38	52	59	19	事業税	5	10	10	12	6	計	21	48	62	71	25
項目	H28	H29	H30	R1	R2																																													
所得控除	3	4	3	3	1																																													
投資税額控除	11	28	42	47	13																																													
特別償却	2	6	7	9	5																																													
計	16	38	52	59	19																																													
法人住民税	16	38	52	59	19																																													
事業税	5	10	10	12	6																																													
計	21	48	62	71	25																																													
	② 適用額	<p>1. 過去 5 年間の適用額実績 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td><td>98</td><td>216</td><td>66</td><td>182</td><td>134</td></tr> <tr> <td>投資税額控除</td><td>64</td><td>100</td><td>121</td><td>215</td><td>84</td></tr> <tr> <td>特別償却</td><td>14</td><td>186</td><td>621</td><td>880</td><td>21</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>12</td><td>25</td><td>36</td><td>59</td><td>16</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>10</td><td>34</td><td>36</td><td>86</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>*国税について、平成 28 年度から令和 1 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 *令和 2 年度の国税については、算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照 *地方税の自動連動分（法人住民税、事業税）は、平成 28 年度から令和 2 年度は沖縄県調査。 *算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み</p>	項目	H28	H29	H30	R1	R2	所得控除	98	216	66	182	134	投資税額控除	64	100	121	215	84	特別償却	14	186	621	880	21	法人住民税	12	25	36	59	16	事業税	10	34	36	86	-												
項目	H28	H29	H30	R1	R2																																													
所得控除	98	216	66	182	134																																													
投資税額控除	64	100	121	215	84																																													
特別償却	14	186	621	880	21																																													
法人住民税	12	25	36	59	16																																													
事業税	10	34	36	86	-																																													

		令和 3 年度は、所得控除 149 百万円、投資税額控除 157 百万円、特別償却 475 百万円の適用を見込む。また、令和 4 年度及び令和 5 年度は、平年度で所得控除 224 百万円、投資税額控除 176 百万円、特別償却 505 百万円の適用を見込む。(算定根拠は「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照)																																																						
③ 減収額	1. 過去 5 年間の減収額実績 (単位：百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td><td>23</td><td>51</td><td>15</td><td>42</td><td>31</td></tr> <tr> <td>投資税額控除</td><td>64</td><td>100</td><td>121</td><td>215</td><td>84</td></tr> <tr> <td>特別償却</td><td>3</td><td>44</td><td>144</td><td>204</td><td>5</td></tr> <tr> <td>法人住民税(所得控除分)</td><td>3</td><td>7</td><td>2</td><td>5</td><td>2</td></tr> <tr> <td>法人住民税(投資税額控除分)</td><td>8</td><td>13</td><td>16</td><td>28</td><td>6</td></tr> <tr> <td>法人住民税(特別償却分)</td><td>1</td><td>6</td><td>19</td><td>26</td><td>1</td></tr> <tr> <td>事業税(所得控除分)</td><td>9</td><td>19</td><td>6</td><td>16</td><td>-</td></tr> <tr> <td>事業税(特別償却分)</td><td>1</td><td>15</td><td>30</td><td>70</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	項目	H28	H29	H30	R1	R2	所得控除	23	51	15	42	31	投資税額控除	64	100	121	215	84	特別償却	3	44	144	204	5	法人住民税(所得控除分)	3	7	2	5	2	法人住民税(投資税額控除分)	8	13	16	28	6	法人住民税(特別償却分)	1	6	19	26	1	事業税(所得控除分)	9	19	6	16	-	事業税(特別償却分)	1	15	30	70	-
項目	H28	H29	H30	R1	R2																																																			
所得控除	23	51	15	42	31																																																			
投資税額控除	64	100	121	215	84																																																			
特別償却	3	44	144	204	5																																																			
法人住民税(所得控除分)	3	7	2	5	2																																																			
法人住民税(投資税額控除分)	8	13	16	28	6																																																			
法人住民税(特別償却分)	1	6	19	26	1																																																			
事業税(所得控除分)	9	19	6	16	-																																																			
事業税(特別償却分)	1	15	30	70	-																																																			
		<p>*国税の平成 28 年度～令和 2 年度の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照 *地方税について、平成 28 年度から令和 1 年度の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照 ※令和 2 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 7%乗じて算定。 (特別償却分は、1 百万円に満たないため 1 百万円とする) ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の減収見込み (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td><td>35</td><td>46</td><td>58</td></tr> <tr> <td>投資税額控除</td><td>157</td><td>170</td><td>182</td></tr> <tr> <td>特別償却</td><td>110</td><td>110</td><td>124</td></tr> <tr> <td>法人住民税(所得控除分)</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	項目	R3	R4	R5	所得控除	35	46	58	投資税額控除	157	170	182	特別償却	110	110	124	法人住民税(所得控除分)	2	3	4																																		
項目	R3	R4	R5																																																					
所得控除	35	46	58																																																					
投資税額控除	157	170	182																																																					
特別償却	110	110	124																																																					
法人住民税(所得控除分)	2	3	4																																																					

			法人住民税(投資税額控除分)	11	12	13		
			法人住民税(特別償却分)	8	8	9		
			事業税(所得控除分)	9	13	16		
			事業税(特別償却分)	31	31	35		
			※算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。					
④ 効果			《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》					
			1. 政策目的の達成状況	令和2年度における立地企業数 238 社 令和1年度における雇用者数 3,371 人				
			2. 達成目標の実現状況	国際物流拠点産業集積地域内における国際物流拠点産業の立地企業数は、令和2年度まで毎年のように増加しており、政策目的である地域内への企業集積が進んでいるといえる。また、立地企業数の増加に伴って、新規雇用者数も令和元年度まで順調に増加していることから、企業集積による効果が一定程度あったものと推察される。				
			(達成目標) 令和3年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業の立地企業数を 260 社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を 5,400 人とする。					
		① 国際物流拠点集積地域における立地企業数	(単位：社)					
			H28	H29	H30	R1	R2	
			126	178	208	225	238	
		※沖縄県調査						
		② ①のうち新規立地企業数	(単位：社)					
			H28	H29	H30	R1	R2	
			11	55	34	19	21	
		※沖縄県調査						
		③ 新規雇用者数（累計）	(単位：人)					
			H26	H27	H28	H29	H30	R1
			1,019	1,481	2,429	2,859	3,152	3,371

		※算定根拠は、別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照				
<b>《達成目標に対する租税特別措置の直接的効果》</b>						
<p>本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。</p> <p>また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、平成 28 年度の 126 社から令和 2 年度までに 112 社増加し 238 社となっており、そのうち、毎年一定数の企業（年平均で約 37 社）が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は 19 社となっており、同年度の指標及び見込みを下回っている。また、平成 29 年度から令和 1 年度の活用実績と比べも大きく落ち込んでいる。</p> <p>これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって集積企業の投資活動も停滞したものと推察されるが、今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により、集積企業の投資活動も回復することが見込まれる。</p>						
<p>(測定指標)</p> <p>令和 3 年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用した企業数 30 社</li> </ul>						
実績及び将来の見込み						
(単位：社)						
	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数 (指標)	8	16	20	24	30	24
活用企業数 (実績)	16	38	52	59	19	-
活用企業数 (見込み)	-	-	-	-	90	49

	<p>する効果測定は本年度をもって終了することとする。</p> <p>特例措置を活用する新規立地企業数の見込み (単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①新規立地企業数</td><td>19</td><td>19</td></tr> <tr> <td>②①のうち特例措置を活用する企業数</td><td>7</td><td>7</td></tr> </tbody> </table> <p>別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。</p> <p>※R3年分の特例措置を活用する企業数の見込みを含めた合計企業数は22社。</p> <p>参考指標1 (単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①立地企業数</td><td>281</td><td>300</td></tr> <tr> <td>②①のうち特例措置を活用する企業数</td><td>53</td><td>58</td></tr> </tbody> </table> <p>別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。</p> <p>参考指標2 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>域外出荷額</td><td>32,936</td><td>36,301</td></tr> </tbody> </table> <p>別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。</p> <p><b>3. 制度が延長できない場合の影響</b></p> <p>本制度は、国際物流拠点産業の集積を目的に創設された制度であり、集積を図るための重要なインセンティブとなっている。</p> <p>県外企業へのアンケート（令和2年度企業誘致セミナー）によれば、「沖縄の投資環境で関心のある項目」として、回答者の45.4%が税制と回答しており関心が高いことが伺える。</p> <p>しかしながら、本制度が延長されない場合、集積を図るためにインセンティブの消失により、国際物流拠点への企業集積が進まないことが想定され、沖縄県において、アジア地域との地理的近接性を活かすことのできるリーディング産業と位置付けているにもかかわらず、国際物流拠点産業の集積に支障を来たし、域内の関連産業の成長の遅れにもつながり、ひいては沖縄の民間主導による自立型経済の構築に支障が出てくることが懸念される。</p> <p><b>4. 適用実績が僅少な理由</b></p> <p>(1) 所得控除</p> <p>所得控除については、対象業種が5業種に限定されていること、また、対象事業者が事業認定、保税許可、特別事業認定を受けることが条件となるため、適用できる企業は極めて少ない。</p> <p>しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。</p> <p>(2) 特別償却</p> <p>特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。</p>	項目	R4	R5	①新規立地企業数	19	19	②①のうち特例措置を活用する企業数	7	7	項目	R4	R5	①立地企業数	281	300	②①のうち特例措置を活用する企業数	53	58	項目	R4	R5	域外出荷額	32,936	36,301
項目	R4	R5																							
①新規立地企業数	19	19																							
②①のうち特例措置を活用する企業数	7	7																							
項目	R4	R5																							
①立地企業数	281	300																							
②①のうち特例措置を活用する企業数	53	58																							
項目	R4	R5																							
域外出荷額	32,936	36,301																							

			<p>本特例措置の過去の適用状況は、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多い結果となっている。他方、特別償却は事業への先行投資を行った結果、赤字決算となった企業も税制上発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことを可能となる特例措置である。このように赤字企業へのインセンティブとなる特例措置を設けることにより、多様な企業の集積を図ることが可能となり、ひいては、企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。</p> <p>⑤ 税収減を是認する理由</p> <p>国際物流拠点産業は、沖縄県において観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けされている重要な分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、国際物流拠点産業集積地域内の企業活動を活性化させ、貨物量の取扱を増加させ、ひいては域外搬出量の増加に寄与することが期待される重要な施策であると言える。</p> <p>本税制措置は、企業に対する集積地域への立地に対するインセンティブを与えるとともに、企業の早期、長期に及ぶ設備投資を促進する効果が期待でき、企業集積に寄与するものであるから、税収源を是認する効果があると言える。</p>
11	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、国際物流拠点産業の集積を図ることを目的として貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>国際物流拠点産業集積地域は、東アジアの中心に位置する本県の地理的特性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等国際物流拠点産業の集積を積極的に図るための制度である。</p> <p>一方、沖縄振興特別措置法において同じく位置付けられる「産業高度化・事業革新促進地域」は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、両制度は目的が異なるものである。</p> <p>また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）は、物流量の増加施策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基因する今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の</p>

		取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積（企業の誘致）を図る本税制とは役割が異なる。
	③ 地方公共団体が協力する相性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは沖縄振興に寄与するため、沖縄県が協力する相性がある。
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年8月（R2 内閣 07）

適用額・減収額の見込み（国際物流拠点産業集積地）

1. 用途実績

	件数	所得控除		投資税控除		特別控除		合計	
		適用額	減収額	件数	適用額（※通用額）	件数	適用額	減収額	適用額
R25年度	3	98,025	22,939	11	63,619	13	13,687	3,500	85,762
R26年度	3	100,000	23,000	6	100,000	4	43,723	10,940	114,540
R27年度	3	85,809	19,288	42	120,542	7	621,238	144,127	275,837
R1年度	3	182,033	42,232	47	214,592	9	879,509	204,043	460,870
R2年度	3	182,033	42,232	47	214,592	10	879,509	204,043	460,870
合計	14	696,812	152,601	141	583,692	29	1,720,022	395,910	1,149,474
1件あたり		49,705		4,138			59,380		
適用額									

※用途・適用額について、R26~R1年度は想定特別措置の適用実績額（財務省）、令和2年度は沖縄県調査

実測実績額は、平成21年度223.9%、平成26年度及び平成27年度233.4%、平成30年度～令和2年度は232.7%として試算

2.

立地企業数

地域	年度				年度				年度					
	適用	H25年度	H26年度	H27年度	合計	適用	H25年度	H26年度	H27年度	合計	適用	H25年度	H26年度	H27年度
旧地域（那覇・うるま）	企業数	74	82	88	244	98	100	100	100	300	419	419	419	1,257
	増加数	1	4	4	9	1	1	1	1	3	1	1	1	3
	新規登録	1,450	10,870	4,930	16,250	3,550	3,130	3,130	3,130	10,000	556	556	556	10,000
H26拡大地域（南部5市・旧うるま地区除くうるま）	企業数	52	96	122	270	159	159	159	159	477	168	168	168	477
	増加数	17	44	26	87	17	17	17	17	100	100	100	100	100
	新規登録	129	178	705	363	227	227	227	227	1,000	172	172	172	1,000
合計		129	260	307	696	317	317	317	317	1,000	571	571	571	1,000

※沖縄県調査による。

H26拡大地域（南部5市）におけるR2の増加数はR1と同様と見込む

3. 立地企業数・税率法用件数

年度	所得控除				投資税控除				特別控除				(単位：件、%)	
	企業数	件数	適用額	減収額	件数	適用額	減収額	件数	適用額	減収額	件数	適用額	合計	合計
R25年度	128	3	2,450	11	8,780	2	1,670	3	178,140	41,328	110,795	25,780	128	128
R26年度	178	4	2,250	28	15,750	6	3,450	4	178,140	41,328	110,795	25,780	178	178
R27年度	200	3	1,470	4	12,000	3	2,400	2	178,140	41,328	110,795	25,780	200	200
R1年度	175	2	1,180	41	9,590	9	1,870	3	178,140	41,328	110,795	25,780	175	175
R2年度	238	1	0,450	13	5,550	5	1,210	2	178,140	41,328	110,795	25,780	238	238
合計	975	14	1,450	141	14,500	29	3,970						128	128

※沖縄県調査による。

R1の増加数はR2の増加数と見込む（試算）

4. 今後（令和3年度以後）の見込み（試算）

（1） 旧地域（那覇・うるま）

年度	所得控除				投資税控除				特別控除				(単位：件、%)	
	件数	件数	適用額	減収額	件数	件数	適用額	減収額	件数	件数	適用額	減収額	合計	合計
R23年度	95	1	49,705	11,532	14	57,935	3	178,140	41,328	110,795	25,780		128	128
R24年度	178	4	2,250	28	15,750	6	3,450	2	178,140	41,328	110,795	25,780	178	178
R25年度	200	3	1,470	4	12,000	3	2,400	2	178,140	41,328	110,795	25,780	200	200
R26年度	198	2	99,410	23,083	16	66,212	3	178,140	41,328	110,795	25,780	198	198	
合計	—	4	198,820	46,127	45	186,211	9	534,420	123,954	356,332	91,941		128	128
R24~R5中半期	—	3	132,547	30,731	26	107,594	5	316,689	72,471	211,818	55,634		128	128

※R1の増加数

企業件数について、R24は前年度比+10、R4~R5は前年度比+5を見込む

（2） H26拡大地域（南部5市・旧うるま地区除くうるま）

年度	所得控除				投資税控除				特別控除				(単位：件、%)	
	件数	件数	適用額	減収額	件数	件数	適用額	減収額	件数	件数	適用額	減収額	合計	合計
R23年度	164	2	99,410	23,083	24	99,318	5	295,900	68,881	191,262	49,628		128	128
R24年度	175	3	149,115	34,595	26	107,594	5	295,900	68,881	211,010	53,609		128	128
R25年度	197	2	132,600	35,380	27	92,283	5	295,900	68,881	211,010	53,609		128	128
合計	—	3	536,600	93,253	78	322,283	15	920,800	230,413	632,650	134,994		128	128
R24~R5中半期	—	9	223,673	51,893	43	178,816	9	504,750	117,097	344,301	91,761		128	128
（3）合計	—	4	0	0	0	4	16,522	0	0	0	16,522	0	16,522	16,522
（4）R1の増加数	—	4	0	0	0	4	6,450	0	0	0	6,450	0	6,450	6,450

（得失除）

※得失除から、立地企業が「投資控除を活用する割合」は、1.4%となる。（得失除額外14% + 地立企業件数7% × 1.4%）

※得失除から、「投資控除額外あたりの適用額」は、4,138千円とする。（得失除額外額65,327円 + 投資控除額外14% × 4,138円）

法人税率は、22.2%として試算

（投資控除）

年度	所得控除				投資控除				特別償却				(単位：件、%)	
	件数	件数	適用額	減収額	件数	件数	適用額	減収額	件数	件数	適用額	減収額	合計	合計
R23年度	262	3	149,115	34,595	38	137,233	8	475,040	110,209	302,057	78,148		128	128
R24年度	281	4	198,820	46,127	41	169,668	8	475,040	110,209	326,004	84,526		128	128
R25年度	303	3	149,115	34,595	26	107,594	5	295,900	68,881	211,010	53,609		128	128
合計	—	12	536,600	93,253	127	500,000	23	1,385,500	344,301	911,761	238,962		128	128
R24~R5中半期	—	9	223,673	51,893	43	178,816	9	504,750	117,097	344,301	91,761		128	128
（5）合計のうち既存分（R4~R5）	—	4	0	0	0	4	16,522	0	0	0	16,522	0	16,522	16,522
（6）合計のうち新規分（R4~R5）	—	4	0	0	0	4	6,450	0	0	0	6,450	0	6,450	6,450

（得失除）

※得失除から、「立地企業が「投資控除を活用する割合」は、1.4%となる。（得失除額外14% + 地立企業件数7% × 1.4%）

※得失除から、「投資控除額外あたりの適用額」は、4,138千円とする。（得失除額外額65,327円 + 投資控除額外14% × 4,138円）

法人税率は、22.2%として試算

（特別償却）

年度	所得控除				投資控除				特別償却				(単位：件、%)	
件数</														

達成目標の見込み資料

## ○目標設定

## 1 現行区域における立地企業数等の状況及び特例措置の活用実績

項目	H28	H29	H30	R1	R2
① 新規立地企業数	11	55	34	19	21
② ①のうち特例措置を活用した企業数	-	-	-	-	-
③ 活用割合	-	-	-	-	-
④ 立地企業数	126	178	208	225	238
⑤ ④のうち特例措置を活用した企業数	16	38	52	59	19
⑥ 活用割合	12.7%	21.3%	25.0%	26.2%	8.0%
企業増加数	-	52	30	17	13

## 2 改正要望に係る（現行区域+拡充区域）立地企業数等の状況及び特例措置の活用見込み

項目	R3	R4	R5	合計
① 新規立地企業数	24	19	19	62
② ①のうち特例措置を使用する企業数	8	7	7	22
割合	33.3%	36.8%	36.8%	-
③ 立地企業数	262	281	300	-
④ ③のうち特例措置を使用する企業数	49	53	58	-
割合	18.7%	18.9%	19.3%	-
半純延長分企業増加数	24	17	17	
拡充部分による企業増加数	-	2	2	

※①については別シート「⑤試算表(R3-R5分)」のR2の立地企業数232社及びR3の推計立地企業数262社、R4の推計立地企業数281社、R5の推計立地企業数300社に基づき試算したもの  
※②R4～R5については、別シート「⑥試算表(R3-R5分)」の（3）合計より算出

## ○参考指標

## 1 搬出額の推移（県内、県外、海外） (単位：百万円)

項目	H28	H29	H30	R1	R2
国際物流拠点集積地域	12,744	19,563	22,512	22,611	26,205
増加額	6,819	2,949	99	3,594	
増加額合計	13,461				
平均増加額	3,365				

## 2 搬出額の見込み（県内、県外、海外） (単位：百万円)

項目	R3	R4	R5	R6
国際物流拠点集積地域	29,570	32,936	36,301	39,666

※見込みについてはH28～R2の平均増加額3,365百万円と同額が毎年増加するものとして試算

## 雇用者数について

## (1) 地区ごと

項目			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
①旧那霸地区	正規	124	152	182	166	176	214	
	非正規	139	182	215	211	257	263	
	計	263	334	397	377	433	477	
②南部5市(①除く)	正規	157	338	174	400	197	53	
	非正規							
	計	157	495	669	1,069	1,266	1,319	
小計	正規	281	490	356	566	373	267	
	非正規	139	182	215	211	257	263	
	計	420	829	1,066	1,446	1,699	1,796	
③旧うるま地区	正規	491	517	604	687	701	784	
	非正規	108	135	256	223	229	245	
	計	599	652	860	910	930	1,029	
④うるま・沖縄地区(③除く)	正規							
	非正規							
	計			503	503	523	546	
小計	正規	491	517	604	687	701	784	
	非正規	108	135	256	223	229	245	
	計	599	652	1,363	1,413	1,453	1,575	
合計	正規	772	1,007	960	1,253	1,074	1,051	
	非正規	247	317	471	434	486	508	
	計	1,019	1,481	2,429	2,859	3,152	3,371	

## &lt;出典等&gt;

①旧那霸地区・・・「那霸地区の概要」

②南部5市(①除く)・・・NRI調査

③旧うるま地区・・・「うるま・沖縄地区的概要」

④うるま・沖縄地区(③除く)・・・「雇用状況等調査レポート（中城湾港開発推進協議会）」

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

○国際物流特区														(単位:千円)												
年度	H28						H29						H30						R1							
対象税目	法人住民税① (②+③)	県民税②	市町村税③	事業税④ (⑤+⑥)	事業税⑤	地方法人特別 税⑥	法人住民税① (②+③)	県民税②	市町村税③	事業税④ (⑤+⑥)	事業税⑤	地方法人特別 税⑥	法人住民税① (②+③)	県民税②	市町村税③	事業税④ (⑤+⑥)	事業税⑤	地方法人特別 税⑥	法人住民税① (②+③)	県民税②	市町村税③	事業税④ (⑤+⑥)	事業税⑤	地方法人特別 税⑥		
単体法人	特別償却	419	104	315	1,211	846	365	5,641	1,399	4,242	14,915	9,924	4,991	18,673	4,632	14,041	29,884	13,244	16,640	26,322	6,529	19,793	69,598	46,114	23,484	
	投資税額控除	8,207	2,036	6,171	0	0	0	12,953	3,213	9,740	0	0	0	0	3,858	11,692	0	0	0	27,481	6,817	20,664	0	0	0	
	所得控除	2,999	744	2,255	8,676	6,059	2,617	6,515	1,616	4,899	19,100	13,338	5,762	1,978	491	1,487	5,834	4,074	1,760	5,447	1,351	4,096	16,107	11,248	4,859	
	小計	11,625	2,884	8,741	9,887	6,905	2,982	25,109	6,228	18,881	34,015	23,262	10,753	20,651	8,981	27,220	35,718	17,318	18,400	59,250	14,697	44,553	85,705	57,362	28,343	
連結法人	特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	投資税額控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	202	50	152	0	0	0	
	所得控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	202	50	152	0	0	0	
計	特別償却	419	104	315	1,211	846	365	5,641	1,399	4,242	14,915	9,924	4,991	18,673	4,632	14,041	29,884	13,244	16,640	26,322	6,529	19,793	69,598	46,114	23,484	
	投資税額控除	8,207	2,036	6,171	0	0	0	12,953	3,213	9,740	0	0	0	0	15,550	3,858	11,692	0	0	0	27,683	6,867	20,816	0	0	0
	所得控除	2,999	744	2,255	8,676	6,059	2,617	6,515	1,616	4,899	19,100	13,338	5,762	1,978	491	1,487	5,834	4,074	1,760	5,447	1,351	4,096	16,107	11,248	4,859	
	小計	11,625	2,884	8,741	9,887	6,905	2,982	25,109	6,228	18,881	34,015	23,262	10,753	36,201	8,981	27,220	35,718	17,318	18,400	59,452	14,747	44,705	85,705	57,362	28,343	

## ＜令和4年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣12）

(評価実施府省：内閣府)

## 【基本情報】

制度名 (措置名)		民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長 (民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置)						適用状況  適用総額 (法人事業税・千円)
措置内容	令和元年度時点	株式会社民間資金等活用事業推進機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。						H23
	令和2年度税制改正以後	従前どおり						H24
	令和3年度税制改正以後	従前どおり						H25
政策目的		国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献すること。						H26
評価対象税目		義務対象		努力義務対象				
		法人事業税						H27
関係条項		地方税法附則第9条						
要望内容		措置の適用期限を令和9年3月31日までの5年間延長する。						
創設年度		H29	過去の政策評価の実績	H28内閣10		区分	延長	R1 18,000,000

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

## 点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

### (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（機構を活用し、公共施設等運営事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP／PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標21兆円を達成し、国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現する。また、当面の事業規模目標は達成したが、PPP／PFI普及の意義等を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討が行われる中で、機構としての役割を果たし、PFI事業の更なる推進に貢献する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（機構を活用し、公共施設等運営事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP／PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標21兆円を達成し、国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現する。また、当面の事業規模目標は達成したが、PPP／PFI普及の意義等を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討が行われる中で、機構としての役割を果たし、PFI事業の更なる推進に貢献する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・② PPP／PFI事業における令和4年度以降の新たな目標については、現在まさに検討中である。この目標は内閣府だけで決定するのではなく、多数の関係各省と議論しなければならないため、現時点で達成すべき水準及び達成すべき時期について示すことは困難である。

当面の事業規模目標は3年前倒しで達成したもの、PPP／PFI推進の取組は道半ばであると考えることから、PPP／PFI普及の意義を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討していく。

PFI推進機構は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第31条（機構の目的）を達成するべく、「1-1 機構による関与の結果、PFI事業に参加した企業の数」、「1-2 投資人材の育成」、「1-3 呼び水」及び「2 累積損益」という4項目についてKPIを設定している。このKPIについては、各官民ファンドの運営状況を適切に評価・検証を行なうことが可能となるように設定されたもので、第13回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会で了承されている。

機構においては、それぞれ順調に成果を積み上げており、今後とも、KPIの達成を目指して、業務を実施していくことが期待される。

KPIは、各ファンドは、設置期限や特性等を踏まえ、3年～5年間隔でマイルストーン（MS）を設定することとなっており、PFI推進機構は、設置期限（令和9年度末）までおよそ3年間隔となるよう令和4年度、令和7年度、令和9年度をMSとして設定している。

(参考) KPIの達成状況について

i. KPI1-1 機構による関与の結果、PFI事業に参加した企業の数

年度	令和2年度末	令和4年度末
件数	167（実績）	200（計画）

ii. KPI1-2 投資人材の育成

以下A、Bの値の合計を指標とする。

A ファンドに1年以上在籍した投資従事者の数

B 投資業務の経験が浅い者を受け入れた数

年度	令和2年度末	令和4年度末	令和7年度末	令和9年度末
人	69（実績）	79（計画）	91（計画）	99（計画）

iii. KPI1-3 呼び水（「ファンドの実出融資額」に対する「誘発された民間企業等からの出融資額」の比率）

年度	令和2年度末	令和4年度末
倍率（倍）	9.9（実績）	8.5（計画）
誘発額（億円）	9,234（実績）	7,281（計画）

iv. KPI2 累積損益

年度	令和2年度末	令和4年度末	令和7年度末	令和9年度末
（億円）	18（実績）	20（計画）	32（計画）	40（計画）

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

### (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。【内閣府の補足説明】  
—【点検結果】  
なし。

### (3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。【内閣府の補足説明】  
—【点検結果】  
なし。

### (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。【内閣府の補足説明】  
—【点検結果】  
なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【内閣府の補足説明】  
—

【点検結果】  
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標21兆円を達成）に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていない。
- ② 達成目標（「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標21兆円を達成）に対する過去の直接的な効果（平成30年度及び令和元年度）について、「令和3年3月末までに、機構で50件の支援決定等を行っている。本措置が講じられた平成29年度以降、機構の業績は改善され、その結果、着実に支援決定数及び支援決定額を積み上げている。また、機構の支援が空港等の大型事業及び地方での事業実施の促進にも繋がっており、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環の実現、公的負担の抑制に一定の役割を果たすなど、PFI事業の更なる推進に寄与している」と説明されているが、過去の効果（事業規模：平成30年度191,000億円及び令和元年度239,000億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ③ 達成目標（「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標21兆円を達成）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 事業実績の集計は、確認事項が多く時間を要する。よって、令和2年度については現在集計作業中である。
- ② 本特例措置の効果により、機構が十分な財務基盤を有していたことから、平成30年度及び令和元年度の支援決定数12件、支援決定額570億円に繋がった。機構は原則として出資・融資のそれぞれ50%まで支援可能とされていることから、少なくとも1,140億円以上もの案件形成に貢献したと考えられる。
- ③ 平成25年度から令和4年度までについて、当面の事業規模目標は達成したものの、分野別に見ると目標を達成していない分野もある。また、PPP/PFI普及の意義を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討していく中で、機構の設立目的が変更されるわけではなく、引き続き機構の役割を果たし、PFI事業の更なる推進への貢献が求められる。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 「本特例措置の効果により、機構が十分な財務基盤を有していたことから、平成30年度及び令和元年度の支援決定数12件、支援決定額570億円に繋がった。機構は原則として出資・融資のそれぞれ50%まで支援可能とされていることから、少なくとも1,140億円以上もの案件形成に貢献したと考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 「平成25年度から令和4年度までについて、当面の事業規模目標は達成したものの、分野別に見ると目標を達成していない分野もある。また、PPP/PFI普及の意義を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について

て検討していく中で、機構の設立目的が変更されるわけではなく、引き続き機構の役割を果たし、PFI事業の更なる推進への貢献が求められる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（機構を活用し、公共施設等運営事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標21兆円を達成し、国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現する。また、当面の事業規模目標は達成したが、PPP/PFI普及の意義等を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討が行われる中で、機構としての役割を果たし、PFI事業の更なる推進に貢献する）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 前述のとおり、令和4年度以降の目標は検討中であるため、定量的な効果を示すことは困難であるが、ご指摘を踏まえて、定性的な記載を評価書に追記。  
平成25年度から令和元年度までの機構の支援対象となり得る事業は規模で16.5兆円もの実績があり、機構の役割も一定の効果を果たしたと考えられる。PPP/PFI事業における令和4年度以降の目標については現在検討中であるが、新たなビジネス機会の創出等による地域活性化等を実現していくため、多様なPPP/PFI事業を全国的に普及させていくために、引き続き機構の役割を果たし、PFI事業の更なる推進への貢献が求められる。実際、機構の支援実績は北海道から沖縄県まで全国各地に及んでいる。

機構のKPIにおいては、「呼び水」が設定されており、機構の実出融資額に対して誘発された民間企業等からの出融資額の倍率を8.5倍以上とすることを目標としている。機構は、年間9,450万円の税収減により同金額を出融資の支援に活用でき、機構の民間補完の出融資が民間の出融資の呼び水となる。この結果、地域におけるPFI事業への出融資機会が創出されることから、5年間（令和4年度から令和8年度）で9億円以上のPFI事業における出融資が可能となり、一層のPFI事業が促進される。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「平成25年度から令和元年度までの機構の支援対象となり得る事業は規模で16.5兆円の実績があり、機構の役割も一定の効果を果たしたと考えられることから、同様の規模の効果が期待できる」との説明では、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】  
なし。

【内閣府の補足説明】  
—

【点検結果】  
なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	
2	対象税目 ① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別 【新設・拡充(延長)】 【単独・主管・共管】	
4	内容 <p>《現行制度の概要》 株民間資金等活用事業推進機構(以下「当機構」という。)は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業(選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。以下同じ。)等を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行う等により、我が国において特定事業(公共施設等の整備等に関する事業で、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。)を推進することを目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)により設立された組織である。</p> <p>当機構について、令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の課税標準額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなすとする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が認められている。</p> <p>《要望の内容》 上記措置の適用期限を令和9年3月31日までの5年間延長する。 《関係条項》 地方税法第72条の12第1項第2号、地方税法附則第9条第18項</p>	
5	担当部局 内閣府民間資金等活用事業推進室	
6	評価実施時期及び分析対象期間 評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成30年度～令和8年度	
7	創設年度及び改正経緯 平成29年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、特例措置が認められた。	
8	適用又は延長期間 5年間(令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)	
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。

			《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)
2	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】4. 経済財政政策 【施策】4. 経済財政に関する施策の推進	
3	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構を活用し、公共施設等運営事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP／PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間(平成25年度から令和4年度まで)の事業規模目標21兆円を達成し、国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献とともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現する。 また、当面の事業規模目標は達成したが、PPP／PFI普及の意義等を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討が行われる中で、機構としての役割を果たし、PFI事業の更なる推進に貢献する。	
10	有効性等	① 適用数 ② 適用額 ③ 減収額	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 機構がその業務を遂行するに当たり、財務基盤を強化していく必要がある中で多額の資本割が課されれば、機構の支援決定数及び支援決定額が減少するなど、機構の業務に支障が出るおそれがあるため、当該特例措置を延長することが機構の業務遂行上必要不可欠である。本措置を講じることで機構の積極的な支援に結び付く、上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」の達成に寄与する。
			適用件数:1件(機構のみ)(平成29年度以降毎年) 平成30年度以降:18,000,000千円 (算出根拠) 資本金額(20,000,000千円)-特例措置適用後の課税標準額(2,000,000千円) 各年度約94,500千円の見込み。 (算出根拠) ① 特例措置適用前 資本金額 20,000,000千円 × 税率 0.525% = 105,000千円 ② 特例措置適用後 資本金額(課税標準額) 2,000,000千円 × 税率 0.525% = 10,500千円 ③ ① - ② = 94,500千円

	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○達成目標の実現状況(H30～R4の数値の推移＝事業規模)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="6">(単位:億円)</th></tr> <tr> <th colspan="2">年度区分</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和4年度まで</th><th>令和8年度まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事業規模</td><td>目標値</td><td>—</td><td>—</td><td>210,000</td><td>検討中</td></tr> <tr> <td>実績値</td><td>191,000</td><td>239,000</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>歳出削減・歳入増加</td><td>14,900</td><td>17,500</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注)1 平成30年度及び令和元年度(累積)の事業規模、歳出削減・歳入増加については、内閣府調べ      2 令和4年度までの事業規模(10年間)については、「PPP／PFI推進アクションプラン」における目標値      3 令和4年度までの事業規模目標については、令和元年度内に達成している。      4 令和8年度までの事業規模の目標値については、現在検討中。</p> <p>PPP/PFI事業における令和4年度以降の目標については現在検討中であるが、平成25年度から令和元年度までの機関の支援対象となり得る事業は規模で16.5兆円の実績があり、機関の役割も一定の効果を果たしたと考えられることから、同様の規模の効果が期待できる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>○機関は、年間9,450万円の税収減により同金額を出融資の支援に活用でき、機関の民間補完の出融資が民間の出融資の呼び水となる。この結果、地域におけるPFI事業への出融資機会が創出されることがから、5年間(令和4年度から令和8年度)で9.45億円以上のPFI事業における出融資が可能となり、一層のPFI事業が促進される。</p> <p>(算出根拠)      9,450万円×5年×2=9.45億円      (注)1 機関は原則として出資・融資のそれぞれ50%まで支援可能であるため、全体としては支援可能額の2倍の案件形成が見込まれる。</p> <p>○令和3年3月末までに、機関で50件の支援決定等を行っている。本措置が講じられた平成29年度以降、機関の業績は改善され、その結果、着実に支援決定数及び支援決定額を積み上げている。また、機関の支援が空港等の大型事業及び地方での事業実施の促進にも繋がっており、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環の実現、公的負担の抑制に一定の役割を果たすなど、PFI事業の更なる推進に寄与している。</p>	(単位:億円)						年度区分		平成30年度	令和元年度	令和4年度まで	令和8年度まで	事業規模	目標値	—	—	210,000	検討中	実績値	191,000	239,000	—	—	歳出削減・歳入増加	14,900	17,500	—	—	
(単位:億円)																															
年度区分		平成30年度	令和元年度	令和4年度まで	令和8年度まで																										
事業規模	目標値	—	—	210,000	検討中																										
	実績値	191,000	239,000	—	—																										
歳出削減・歳入増加	14,900	17,500	—	—																											

			各年度の支援決定数及び支援決定額 (単位:億円)													
			年度区分	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度								
				支援決定数	21	6	6	6	11							
(注)1 各年度(平成28年度以前については平成25年度からの累計)の支援決定数、支援決定額については、内閣府調べ																
⑤ 税収減を是認する理由等			本措置を講じることにより、公共施設等の整備等、効率的かつ効果的な社会資本整備が推進され、5年間(令和4年度から8年度)で9.45億円の地域における民間の投融資機会が創出され、PFI事業の案件形成が見込まれるため、5年間で4億7,250万円(9,450万円×5年)の税収減を上回る効果が期待され、地域経済活性化に資する。													
11 相当性			① 租税特別措置等によるべき妥当性等													
当機関は金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を目的としていることから、本措置を講じることにより、当機関において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てるよりも執行コストが小さく妥当である。																
(参考)各年度の業績推移 (単位:千円)																
項目			年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度								
営業収益			営業収益	544,785	905,349	1,404,642	1,464,793	1,642,269								
営業費用			営業費用	468,590	430,876	442,647	498,651	447,955								
経常利益			経常利益	67,762	458,069	951,584	955,033	1,172,532								
当期純利益			当期純利益	66,552	456,859	875,698	716,707	808,392								
繰越利益剰余金			繰越利益剰余金	▲988,303	▲531,444	344,254	1,060,962	1,469,355								
(注)1 各年度の決算において、機関は保有する営業資産に貸倒れリスクがないと判断し貸倒引当金の計上は行っていないが、今後の案件増加による回収可能性の不確実性に対応するため、営業資産に対して一定の内部留保の確保を目指すこととしており、繰越利益剰余金を積み上げている。																
なお、(株)地域経済活性化支援機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構などの公的機構でも同様の措置が講じられている。																
② 他の支援措置や義務付け等との役割分担			同一の目的であるほかの措置はない。													

	③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置を講じることにより、公共施設等の整備等、効率的かつ効果的な社会資本整備が推進され、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環に資するとともに、公的負担の抑制を図ることで、国及び地方の基礎的財政収支の 2025 年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。 したがって、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 内閣 10)

